

# 相模灘沿岸海岸保全基本計画

平成 28 年 3 月

神 奈 川 県

## まえがき

相模灘は、日本3大急深湾の一つに数えられ、水深 1,600mに達する海底谷は相模トラフと呼ばれており、高波浪や海岸侵食等が起こり易い場所に位置している。この相模灘の沿岸は、東部域が平磯地形を呈する三浦半島、中部域が湘南地域の砂浜や海岸段丘の大磯・二宮海岸、西部域が沖積低地の足柄平野と箱根火山山脚部の岩石海岸で構成され、変化に富み、自然環境に恵まれた美しい海岸である。

一方、本沿岸は、首都圏に近く温暖な気候に恵まれて、また、古都鎌倉や城下町小田原などの名所・旧跡や城ヶ島、江の島、真鶴半島等の景勝地も多いことから、戦前から避暑地や別荘地あるいは観光や海洋レクリエーション利用の場として、多くの人々に親しまれてきた。さらに、近年の価値観の多様化、自然と触れ合い、自然を学ぼうという欲求や自然に対する学習意欲の高まりなどの動向のもとで、本沿岸の価値は高まっている。

こうした中で海岸の侵食、津波、高潮等の自然災害への対応、砂草帯等への過剰な立入りによる砂草の損傷、放置艇や漂着ゴミ等の増加、海岸利用者の増加に伴う利用の輻輳など、様々な課題を抱えている。

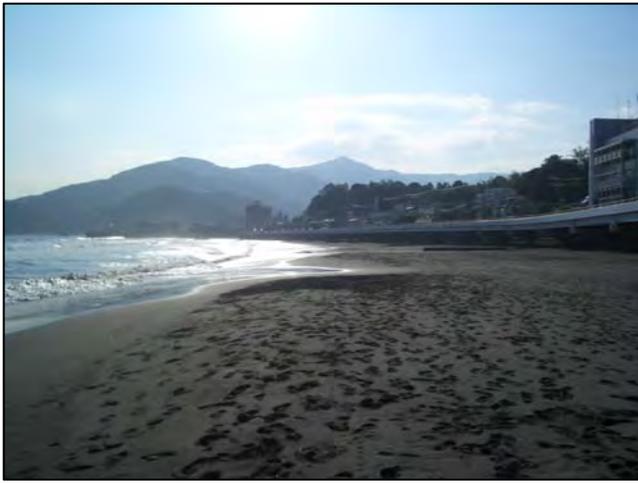
このような状況を踏まえ、県では、平成 12 年 4 月に施行された改正海岸法を受けて、国が策定した「海岸保全基本方針」に基づき、三浦半島剣崎から静岡県境までの延長約 150km の本沿岸について「みんなで守り・楽しみ・伝えよう 相模灘の豊かな自然と悠久な歴史・文化」をテーマとして、「相模灘沿岸海岸保全基本計画」を平成 16 年 5 月に策定した。この海岸保全基本計画は、海岸の防護に加え、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用の確保を図り、これらが調和した総合的な海岸の保全を実現していくための道しるべとなるものである。そして、美しく豊かな本沿岸を次世代に引継いでいくためには、このテーマのもとに、行政、県民、企業、団体等が手を携えていくことが不可欠である。

相模灘沿岸では、平成19年9月の台風第9号における高波浪により二宮海岸、大磯海岸にかけて砂浜が流出し、西湘バイパスの崩落など大きな海岸災害が発生したことから、平成26年度から国が直轄事業による海岸保全施設の整備に着手した。

そうした中、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震における未曾有の津波災害により、今後の海岸防護や防災について新たな考え方が示されたこと、また、計画策定後 10 年が経過したため、時点修正を含め、平成 27 年 3 月に海岸保全基本計画の変更を行った。

今回、平成 26 年 12 月に改正された海岸法施行令において、海岸保全基本計画に「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」を定めることが明確化され、国が平成 27 年 2 月に海岸保全基本方針を変更したことから、再度、計画を変更するものである。





**湯河原海岸**  
(吉浜)

**藤沢海岸**  
(藤沢)



**鎌倉海岸**  
(由比ヶ浜)

**三崎漁港海岸**  
(城ヶ島)



# 相模灘の概要

## 地形・地質・底質

相模灘は、西部域を伊豆半島・箱根火山、中部域を酒匂川が造った足柄平野・大磯丘陵・相模川が造った相模平野、東部域を三浦半島で囲まれている。

伊豆半島は約 100 万年前に本州弧に衝突した島で、第三紀火山活動以降の玄武岩質の溶岩、火山砕屑岩、酸性凝灰岩等で構成されている。箱根火山は、第三紀更新世（175 万～1.1 万年前）に 2 回のカルデラ陥没を伴う多様な火山活動（50 万～25 万年前）が起こった。

足柄平野は沖積平野であるが、その東の国府津-松田断層を境として、大磯丘陵に対して相対的に沈降している。大磯丘陵は第三紀中新世前期の高麗山層群（1,560 万～1,360 万年前）や中新世中期～後期に堆積した鷹取山礫岩層（820 万～560 万年前）が基盤となり、その上部に二宮層群、新期ローム層等が覆っている。相模平野は第三紀鮮新世（580 万～175 万年前）以降、沈降帯として存在していたため、広く更新統、完新統（1.1 万年前以降）が分布する。三浦半島はその中央部に、第三紀中新世の凝灰岩質砂岩、泥岩等の葉山層群（2,300 万～1,500 万年前）が分布し、この南北にこれより新しい砂岩、泥岩等の三浦層群（1,200 万～280 万年前）が分布している。

小田原から二宮間は特異な地形条件下にある。小田原市酒匂川前面の海底には大陸棚が存在しない。二宮沖から東側には再び大陸棚が発達し、三浦半島周辺の大陸棚外縁部の水深は約 130～110m で、相模トラフを震源とする大地震が発生するたびに数メートルずつ隆起し、かなり広く浅い平坦面を有している。

相模トラフは、フィリピン海プレートと北米プレートの境界として性格づけられている。このトラフは地形的には足柄平野がそのまま海底に延び、小田原から国府津間の大陸棚が欠如する急斜面から始まり、斜面勾配は上部で約 9 度、下部で約 6 度である。この斜面は酒匂川等から供給される土砂で構成され、海底地すべりやガリを形成している。また、三浦半島西側の大陸棚から相模トラフ底に至る斜面は、三浦海底谷等によって切り込まれている。これらはかつての河川によって侵食された跡である。

伊豆半島北部や真鶴沖上部大陸棚斜面からは、堆積岩や火山岩の礫や泥質砂などが得られている。相模トラフ中央部の平坦面には層状堆積層が認められる。北部湾奥部の斜面の上部から麓には、第四紀（175 万年前以降）のオリストストローム（時代を異にした堆積物の混合物）等が部分的に見られる。二宮から江の島間の大陸棚上、水深 20～30m より陸側には細砂が、沖合では泥～泥砂が分布し、相模川河口付近の東側には中砂の分布が見られる。江の島から小田和湾の間は出入りの多い海岸線とその外側には随所に中砂～粗砂が分布する。三浦海底谷や平塚海底谷の谷底の底質は、泥、細砂が認められる。

## 潮流・波浪・高潮・津波

相模灘は太平洋に面した開放形の湾で、その沖合には強大な勢力を持った黒潮が流れている。相模灘は東京湾のような閉鎖型の湾とは異なり、黒潮の逆流を受けて流向はある方向に偏っている。湾内の反時計周りの還流が卓越するが、時計周りの流れも見られる。沿岸漂砂は、潮汐や波浪の影響を受けて西側から東側への流れが卓越していると推定される。

相模灘沿岸の風の特徴をみると、小田原以西では背後の地形の影響を受けているために南南西風から西風の出現率が低くなっている。三崎では春季には北北東風、東北東風及び南西風が卓越しているが、夏季には南西風から西南西と南南東風が多く、秋季と冬季に北北東風が多い。また、

10 分間の平均風速が 10m/秒以上の風は冬季には西風、他の季節には西南西風が多くなっている。

相模灘口は南に向かって開いているため、南東風から西南西風により湾内の波高は高くなる。周期は約 10～12 秒がピーク波となる。

相模灘に最も大きな被害を及ぼした台風は、昭和 54 年（1979 年）の台風 20 号であり、横浜地方気象台の観測によれば、最低海面気圧 977hPa、瞬間最大風速 37m/秒の南南西風、平塚では瞬間最大風速 42m/秒の強烈な南南西風が吹いた。平塚沖の観測塔における波高は 8 m を記録した後、センサーが破損した。偏差は江の島で約 60cm を記録した。

近年の台風による大きな被害では、平成 19 年台風第 9 号がある。この台風は横浜地方気象台の観測によると、最低海面気圧 965hPa、最大風速 35m/s の南南西の風を記録した。相模湾沿岸では 7 m の波の高さとなった。この台風の被害は、西湘海岸（二宮・大磯海岸）で約 42 万 m<sup>3</sup> の砂が流出し、西湘バイパス（橘 IC～大磯西 IC 間）において崩落が発生した。

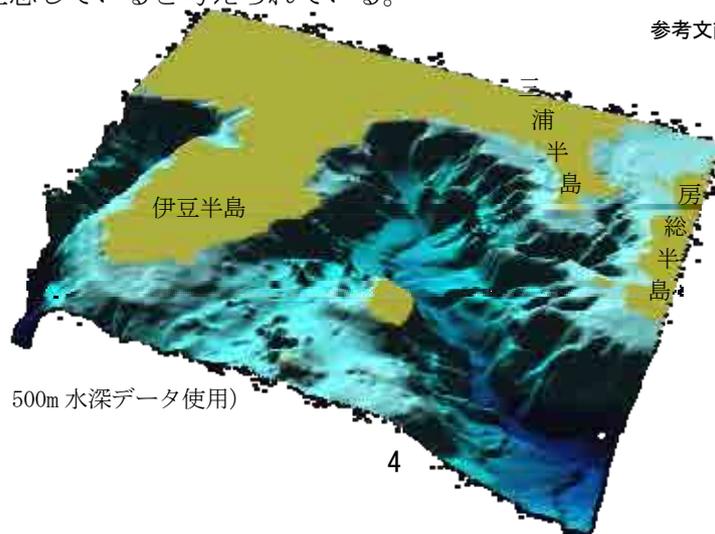
津波による被害では、平成 23 年 3 月 11 日東北地方太平洋沖地震で発生した津波は、相模湾の小田原で 0.9m の津波の高さを記録し、主に養殖いかだや刺し網などの漁業被害が多く、施設への大きな被害はなかった。

## 化学・生物

相模灘には、相模川や酒匂川を中心とした大小約 20 河川から淡水が流入している。相模灘に流入する河川水の総量は、渇水期の 12 月から 3 月の  $3 \sim 5 \times 10^6 \text{ m}^3/\text{日}$  に対し、豊水期の 6 月から 10 月には約 2 倍の  $7 \sim 10 \times 10^6 \text{ m}^3/\text{日}$  である。ちなみに、年間の日平均流入量は相模灘の約  $6 \times 10^6 \text{ m}^3/\text{日}$  に対して、東京湾では約 5 倍の  $28 \times 10^6 \text{ m}^3/\text{日}$  となっている。相模灘はこれに隣接する東京湾のような閉鎖的性質の強い内湾とは異なり、太平洋に面した開放形の湾である。それ故、沖合を流れる黒潮の流向や流量によって湾内の水塊の性質は強く支配される。透明度は 12 月～3 月にもっとも高くなり、河川系水や東京湾系水の分布域を除いた海域では 20m 以上になる。

相模灘は 1,000m 以上の深さがあり、暖流・寒流の両水系が存在するので、その生物相は非常に豊富である。相模灘における魚類は、約 2,300 種と言われている日本の海産魚のうち、1,300 種が知られている。生息する魚種は温帯性魚種によって占められ、時折寒帯性魚種も出現する。大多数は湾外からの添加群で、魚種相が豊富な割には湾内固有種は少ない。主要漁獲対象魚は 1957 年以前まではブリ、サワラであったものが、昭和 32 年（1957 年）から昭和 43 年（1968 年）の間にはマアジに替わり、昭和 45 年（1970 年）以降はウマヅラハギと魚種の交代が起こり、ブリの漁獲量は減少してしまった。さらに近年、ウマヅラハギは激減し、マアジ、カタクチイワシなどが多く、時代によって変化している。魚種以外の生物では、エビ、カニ、イカ、タコ、貝類、ウニ、ナマコ及び海藻類などが挙げられる。特に、研究が進んでいるのはカニ類と貝類である。相模灘には 450 種以上のカニ類が生息していると考えられている。

参考文献：日本全国沿岸海洋誌（1985 年）他



（日本海洋データセンター 500m 水深データ使用）

## 基本理念

相模灘沿岸における海岸保全の方向性を定めるにあたり、本沿岸への対応及びその保全についての「**基本理念**」及び「**テーマ**」を以下のように設定する。

### < 基本理念 >

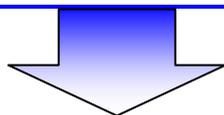
相模灘沿岸は、首都圏に近く、多くの人口を抱えているにもかかわらず、先人の努力により自然海岸が多く残された貴重な空間である。海岸に立てば長く伸びる砂浜と磯、その背後には伊豆の山々、箱根火山、富士山、丹沢連峰、大磯丘陵、江の島、三浦半島、天気良ければ遠く房総半島が望め、海と山とが見事に調和した眺望美がある。まさに、「うるおいある空間」であり「癒しの空間」とも言える。また、神奈川の「生命の川」あるいは「母なる川」の異名を持つ相模川、「暴れ川」あるいは「母なる川」の異名を持つ酒匂川の2大河川が流入し、本沿岸はこれらの河川から様々な影響を受けて成長し、そして自然海岸を作った。

このような相模灘沿岸域は、豊かな自然を有し、温暖な気候であることから、縄文時代以前から今日まで住み良い土地であった。同時に漁業や農業、文化、観光、海洋レクリエーション利用等の場としても、様々に利用されてきたため、人と海が深く結びつき、人々の生活・文化の中には海の影響が色濃く残されている。こうしたことから、歴史的にも新たな遊び・文化が生み出されるなど、常に時代の先端的な発信地となり、特徴ある沿岸として発展してきた。

近年の人と海を取り巻く環境は、海岸を利用する人々の価値観の多様化、自然とのふれあいに対する欲求、自然環境に対する認識の高まりなどに伴って、急速に変化してきている。この大きな社会的動向のもとで、首都圏において豊かな自然環境と独自の海文化を形成している本沿岸の存在価値はさらに高まっている。しかし、流域・沿岸域の都市化による水質の変化、流入水量の減少、砂浜の減少、ゴミの増加、過剰利用等により「美しい相模灘の自然海岸とその眺望」は変貌をきたしてきている。

一方、災害を引き起こす自然的誘因が多く内在し、かつ、その災害を大きくする人為的素因（住宅の密集等）も増大しているため、津波、高潮、高波浪等の災害から後背地を防護するための保全施設が求められている区域も有している。しかし、防護、環境及び利用において求められているそれぞれの重要度が高く、その調整が必要とされるため、施設整備にあたっては、関係住民、海岸利用者は言うに及ばず、生態系や景観にも十分な配慮が必要である。「美しい相模灘の自然海岸と眺望」の中に溶け込むような施設づくりを計画理念とし、防護、環境及び利用の調和ある海岸保全を目指すものとする。そして、今後予想される少子高齢化、地球温暖化、漁業資源の枯渇、レジャーの多様化等海岸をとりまく状況の変化に対処できるような取り組みを目指すものとする。

先人の努力によって守られ、育まれてきたこのような本沿岸の自然、歴史、文化等を、時代の流れとの調和を図りつつ将来にわたって維持し、次世代に引き継いでいくことが私たちの重要な課題であり、責務である。



### < テーマ >

みんなで守り・楽しみ・伝えよう

相模灘の豊かな自然と悠久な歴史・文化

## 基本方針

相模灘沿岸の海岸保全に関する「基本方針」を以下のように設定する。

### < 基本方針 >

#### ■ 安全に生活できる海岸づくりを進める

- ・ 津波、高潮、越波、海岸侵食等から人々の安全で安心な生活を守るために、海岸保全施設の新たな整備、機能低下した施設の改良・改築などを推進するものとする。
- ・ 砂浜海岸にあつては、現状の砂浜を保全することを基本として、その際、土砂の運動領域を「流砂系・漂砂系」という概念で捉え、河川流域も含めた広域的な視点に立った対応を適切に講じるものとする。
- ・ 海岸保全施設による防災対策だけでなく、行政が主導しつつ関係住民と一体となって、海岸防災にかかるソフト対策などを推進し、適宜、避難訓練等を実施するものとする。

#### ■ 環境・利用に配慮した施設整備を進める

- ・ 海岸保全施設の整備に当たっては、自然再生に資するものかの検討も含めて、線的防護方式だけでなく、砂浜の消波機能等を組み合わせる面的防護方式にも取り組むものとする。
- ・ 海岸保全施設の整備に当たっては、防護機能のみではなく、漁業資源保全、海洋レクリエーション利用等における利便性・親水性、自然環境や景観の保全など、多面的な配慮に努めるものとする。
- ・ 海岸保全施設の整備に当たっては、防護機能のみでなく、ユニバーサルデザイン化に取り組むものとする。

#### ■ 相模灘の豊かな自然環境と景観を保全する

- ・ 相模灘沿岸は、砂浜、植生、岬、夕照等が織りなす美しい景観を有しており、地域の文化、観光、海洋レクリエーション利用等の重要な資産となっている。この貴重な景観が損なわれることのないように、その保全を図るものとする。
- ・ 砂浜海岸は、防災上の機能に加え、人と海とのふれあいの場として重要な役割を果たしているため、砂浜海岸を積極的に保全し、生態系等に配慮することに努めるものとする。
- ・ 砂浜海岸への車両等の乗り入れやゴミの放置・散乱などの問題に対しては、海岸利用のマナーの向上やルールづくりとその周知に努めるものとする。

#### ■ 海岸へのアクセス確保と漁業、海洋レクリエーション利用等の利用調整を図る

- ・ 海へ近づきにくい海岸においては、必要に応じ、海とのふれあいの場を確保するため、海へのアクセスが可能となるよう図るものとする。
- ・ 漁業と海洋レクリエーション利用の区域が輻輳しているため、利用目的ごとに区域の調整や海岸利用者のマナーの向上の徹底など、ソフト面の体制・手法を整え、海岸の有効活用を図るものとする。

#### ■ 地域と一体となった海岸づくりを進める

- ・ 海岸の保全を適切かつ効果的に進めていくため、特に、海岸保全施設の整備については、関係行政機関、関係住民、学識経験者、漁業者、海洋レクリエーション利用者、障害者等からなる協議会などの組織を作り、地域と一体となった海岸づくりを講じるものとする。
- ・ 海洋レクリエーション利用者等の安全意識を高めていくため、関係住民、学識経験者、漁業者、ライフセービング等の団体などと連携して、海岸の安全教育等の活動普及を図るものとする。
- ・ 沿岸の総合的な管理を実施するために、研究者やNPO等を含む関係者間で情報の共有化を図るものとする。

#### ■ 貴重な歴史・文化を保全・継承する

- ・ 先人から受け継いだ相模灘沿岸の貴重な歴史・文化を保全し、継承するよう努めるものとする。
- ・ 海岸との関係が深い伝統行事やイベント等については、沿岸の関係行政機関等と連携し、支援するものとする。

## 目次

## まえがき

## 第1編 海岸保全基本計画の策定にあたって

相模灘沿岸海岸保全基本計画策定にあたって.....	1-1
1-1 海岸保全基本計画の策定にあたって.....	1-2
1-2 海岸法改正の趣旨.....	1-3
1-3 国が策定した海岸保全基本方針の概要.....	1-4
1-4 海岸保全基本計画で定めるべき事項.....	1-6

## 第2編 海岸の保全に関する基本的な事項

2-1 海岸の現況及び保全の方向に関する基本的な事項	
2-1-1 相模灘沿岸の概要.....	2- 1
2-1-2 海岸の現況.....	2- 2
2-1-3 ゾーン・ブロック区分と特徴.....	2-12
2-1-4 沿岸の長期的な課題.....	2-17
(1) 海岸の防護に関する課題.....	2-17
(2) 海岸環境の整備及び保全に関する課題.....	2-18
(3) 海岸における公衆の適正な利用に関する課題.....	2-19
2-1-5 海岸保全の方向に関する事項.....	2-20
(1) 基本理念・基本方針.....	2-20
(2) ブロック毎の長期的な在り方.....	2-22
2-2 海岸の防護に関する事項	
2-2-1 海岸の防護の目標.....	2-26
(1) 防護すべき地域.....	2-26
(2) 防護水準.....	2-26
2-2-2 防護の目標を達成するための施策.....	2-30
2-3 海岸環境の整備及び保全に関する事項.....	2-32
2-4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項.....	2-33

## 第3編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

3-1 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項	
3-1-1 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域.....	3-1
3-1-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置.....	3-1
3-1-3 海岸の防護の考え方.....	3-1
3-1-4 受益の地域.....	3-1
3-2 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項	
3-2-1 海岸保全施設の存する区域.....	3-2
3-2-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置.....	3-2
3-2-3 維持又は修繕の方法.....	3-2
3-2-4 受益の地域.....	3-2
3-3 ブロック毎の海岸保全施設の整備に関する事項.....	3-3

## 第4編 海岸保全基本計画の実施にあたって

4-1 計画実施時に配慮すべき事項.....	4-1
------------------------	-----

## 参考資料

用語集.....	参-1
----------	-----

# 第1編 — 海岸保全基本計画の策定にあたって —

## 相模灘沿岸海岸保全基本計画策定にあたって

平成 12 年 4 月に改正された海岸法が施行され、その目的は海岸の防護、海岸環境の整備と保全、海岸の適正な利用をもって国土の保全に資することとされた。

国の定めた海岸保全基本方針においては、この海岸保全基本計画に定めるべき事項として、「海岸の保全に関する基本的な事項」と「海岸保全施設の整備に関する基本的な事項」の 2 つに大きく分けられている。さらに、この海岸保全基本計画の策定に当たって留意すべき重要事項としては、「関連計画との整合性の確保」、「関係行政機関との連携調整」、「地域住民の参画と情報公開」及び「計画の見直し」が挙げられている。

この実現に向けて、地域の意見を反映し、防護、環境及び利用の調和のとれた総合的な海岸の保全を計画的に推進するために平成 16 年 5 月に相模灘沿岸海岸保全基本計画を策定した。

相模灘沿岸は、首都圏に近く、沿岸の人口も多く、かつ、海岸利用も多様化しているにもかかわらず、自然が豊富に残っている貴重な海岸である。こうした本沿岸のこれからの海岸整備の基本的な考え方となる基本理念、基本方針及び長期的な在り方並びに防護、環境及び利用に係る施策の内容は、単に、現況特性や過去の傾向から導き出すのではなく、今後、予測される国土保全、少子高齢化、地球温暖化、漁業資源の枯渇、レジャーの多様化等、海岸をとりまく状況の変化を踏まえ、総合的な視点から定めていく必要がある。

そうした中、平成 19 年 9 月の台風第 9 号における高波浪により二宮海岸、大磯海岸にかけて砂浜が流出し、西湘バイパスの崩落など大きな被害が発生したことから、平成 26 年度から国が直轄事業による海岸保全施設の整備に着手した。また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震における未曾有の津波災害により、今後の海岸防護、防災について新たな考え方が示されたこと、また、計画策定後 10 年が経過したため、時点修正を含め、平成 27 年 3 月に海岸保全基本計画の変更を行った。

一方、既存ストックの老朽化が懸念される中、海岸保全施設についても急速な老朽化が見込まれることから、今後の海岸管理においては、これまでに整備された海岸保全施設の適切な維持管理が重要な課題となっている。

このため、平成 26 年 12 月に改正された海岸法施行令や平成 27 年 2 月に変更された海岸保全基本方針では、海岸保全基本計画に、「海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項」を定めることが明確化されたところである。

そこで、今回の変更は、海岸法施行令の改正等を受けて、海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項を追加するものである。

なお、計画策定後においても、地域状況や社会経済情勢の変化等に対応するために、計画の内容を適切に見直していくことが必要である。

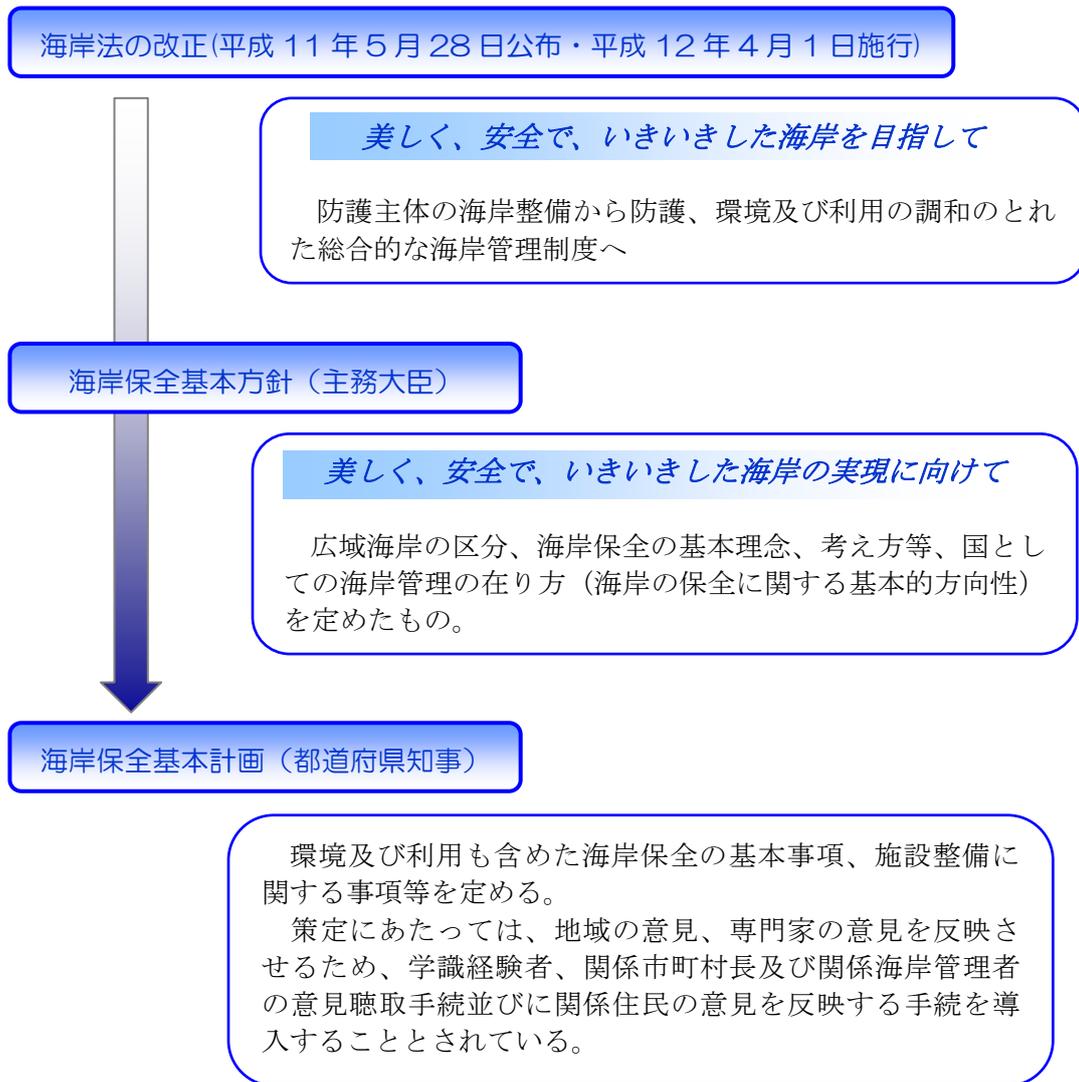
また、施設整備に当たっては、この計画で示しているのは、あくまでも基本的な考え方であって、個別の施設の整備を実施する際には、改めて適切な対応を行うことが必要である。

## 1-1 海岸保全基本計画の策定にあたって

平成 11 年に海岸法が改正され、その目的が「海岸の防護」に「海岸環境の整備及び保全」、「海岸における公衆の適正な利用」を加えたものとなった。

海岸法の改正、海岸保全基本方針、海岸保全基本計画の関係については、以下の図 1-1-1 に示すとおりである。

また、海岸法改正の趣旨、海岸保全基本方針の概要、海岸保全基本計画において定めるべき事項について次頁以降に示す。



※海岸保全基本計画は、地域の状況変化や社会経済状況の変化等に応じ、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等を点検し、適宜見直すこととされている。

図 1-1-1 海岸法の改正、海岸保全基本方針、海岸保全基本計画の関係

## 1-2 海岸法改正の趣旨

海岸法改正の流れを図1-1-2に、要点を図1-1-3に示す。

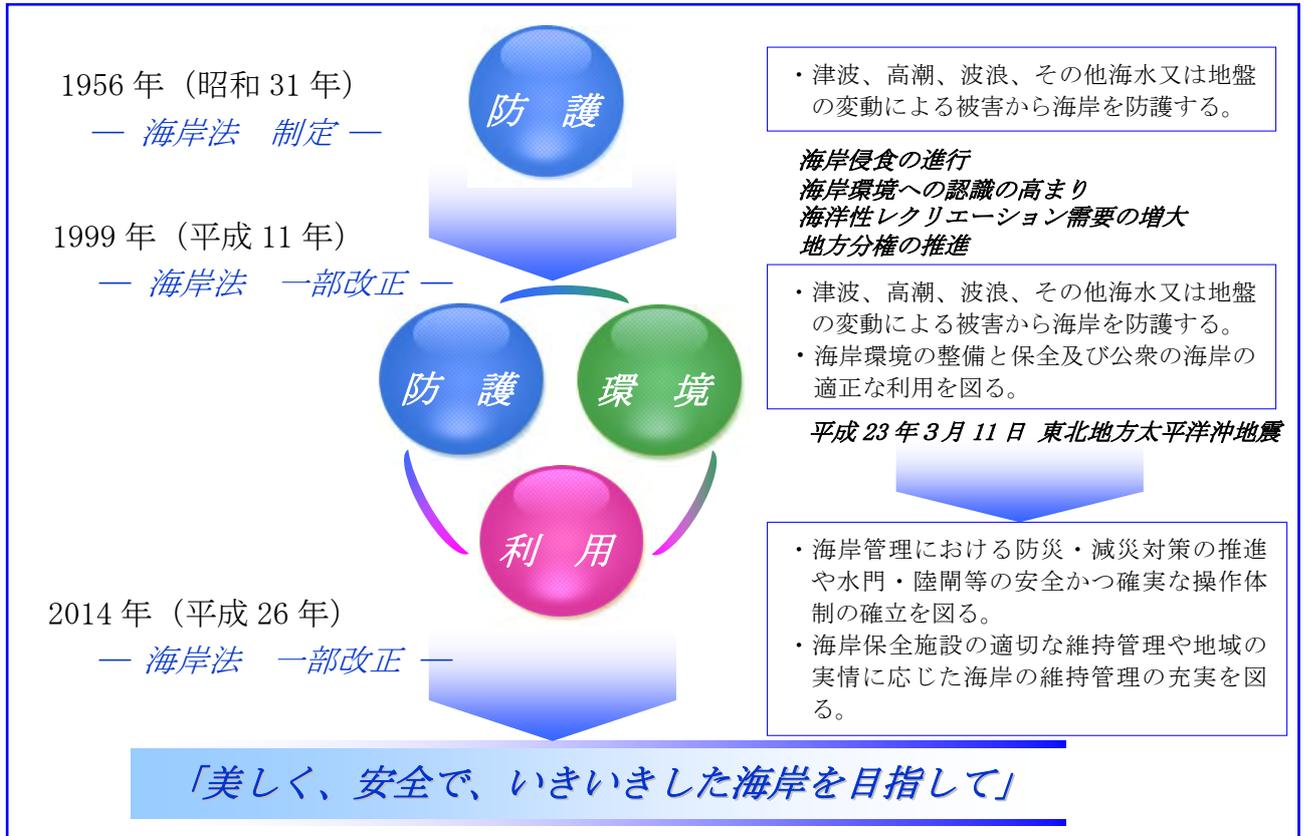


図1-1-2 海岸法改正の流れ

### 平成11年一部改正

#### <防護・環境・利用の調和のとれた総合的な海岸管理制度の創設>

- ・法の目的に「海岸の防護」に加え、「海岸環境の整備及び保全」、「海岸における公衆の適正な利用」を追加。防護、環境及び利用の調和のとれた海岸管理を推進。

#### <地域の意見を反映した海岸整備の計画制度の創設>

- ・海岸保全基本計画策定時に、地域の意見や専門家の知見を反映するための手続きを導入。

#### <海岸法の対象となる海岸の拡張>

- ・海岸保全区域以外の公共海岸を一般公共海岸区域として位置づけ、管理を推進。
- ・海岸の日常的な管理における市町村参画の推進。

#### <海岸の適正な保全のための措置の創設>

- ・指定区域において、みだりに行う一定の行為の禁止、簡易代執行制度の創設、海岸の維持に関する原因者負担制度を創設。

### 平成26年一部改正

#### <海岸の防災・減災対策の強化>

- ・堤防と一体的に設置される減災機能を有する樹林等粘り強い構造の堤防等を海岸保全施設に位置付け。
- ・関係者が海岸の防災・減災対策を協議するための協議会の設置。
- ・海岸管理者等に対して、水門・陸閘等の操作方法等に関する操作規則等の策定を義務付け。
- ・海岸管理者は、津波等の発生のおそれがあり緊急の必要があるときは、障害物の処分等をし、付近の居住者等を緊急措置に従事させることができることとし、これらに伴う損害を補償。

#### <海岸の適切な維持管理の確保>

- ・海岸管理者は、海岸保全施設を良好な状態に保つよう維持・修繕すべきことを明確化。
- ・統一的な維持・修繕の基準を策定。
- ・海岸管理者は、海岸保全区域内で座礁等した船舶が海岸保全施設を損傷等するおそれがある場合等に、船舶所有者に対し、当該船舶の撤去等を命令。

図1-1-3 海岸法改正の要点

### 1-3 国が策定した海岸保全基本方針の概要

海岸保全基本方針は、防護、環境及び利用の調和のとれた総合的な海岸管理が適正に行われるよう、国が海岸の保全に関する基本的方向性を明らかにするために定めたものである。海岸保全基本計画は、この海岸保全基本方針に基づき、各都道府県知事が定めるものである。

#### 海岸の保全に関する基本理念

#### — 「美しく、安全で、いきいきした海岸」を次世代へ継承していくこと —

#### 現状

- ① 我が国は、四方を海に囲まれ、約 35,000km の長く入り組んだ海岸線を有する。背後に、人口、資産、社会資本等が集積しているため、海岸整備が進められてきた。
- ② 海岸は、陸域と海域の境界のみならず、多様な生物が生息・生育する貴重な場であるとともに、独特の自然景観を有し、我が国の文化・歴史・風土を形成してきた。しかし、沿岸部の開発等に伴い自然海岸が減少してきている。
- ③ 海岸は、古くから漁業の場や港として利用され、また、近年ではレジャーやスポーツ、あるいは様々な動植物と触れ合う場としての役割も担ってきている。
- ④ このような中で、海岸保全施設の整備水準は未だ低く、依然として多くの被害が発生しており、加えて、施設の老朽化も進んでいる。また、海岸に供給される土砂の減少や海岸部での土砂収支の不均衡等の様々な要因により海岸侵食が進行してきている。
- ⑤ 海岸の汚損や海浜への車の乗り入れ等無秩序な行為等により、美しく、豊かな海岸環境が損なわれている。
- ⑥ 価値観の多様化や少子・高齢化等が進む中で、今後海岸は、災害に対する安全の一層の向上と良好な海岸環境の整備と保全が図られ、さらに、人々の多様な利用が適正に行われる空間となることが求められている。

#### <海岸の保全に関する基本理念>

- ・国民共有の財産として「美しく、安全で、いきいきした海岸」を次世代へ継承していくことを海岸の保全のための基本的な理念とし、この理念の下、災害からの海岸の防護に加え、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用の確保を図り、これらが調和するよう、総合的に海岸の保全を推進する。
- ・海岸は、地域の個性や文化を育んできていること等から、地域の特性を生かした地域とともに歩む海岸づくりを目指すものとする。

#### <海岸の保全に関する基本的な事項（抜粋）>

#### 1 海岸の防護に関する基本的な事項

- ・自然条件や過去の災害の発生の状況を分析し、背後地の人口・資産の集積状況、土地利用状況等を勘案して、所要の安全を適切に確保する防護水準を定める。
- ・高潮・津波対策については、施設の整備によるハード面の対策だけでなく、適切な避難のための迅速な情報伝達などソフト面の対策も併せて講じる。
- ・侵食が進行している海岸にあっては、砂の移動する範囲全体において、土砂収支の状況を踏まえた広域的な視点に立った対応を適切に行う。

## 2 海岸環境の整備及び保全に関する基本的な事項

- ・自然と共生する海岸環境の保全と整備を図るとともに、特に優れた自然を有する海岸の保全や油流出事故等突発的に生じる環境への影響等に適切に対応する。
- ・良好な海岸環境の創出を図るため、必要に応じ、砂浜、植栽等を整備する。
- ・保全すべき海岸環境について関係者が共通の認識を有するよう努める。

## 3 海岸における公衆の適正な利用に関する基本的な事項

- ・海岸の利用の増進に資する施設の整備等を推進するとともに、景観や利便性を著しく損なう施設の汚損、放置船等に適切に対処する。
- ・海との触れ合いの場の確保を図るとともに、利用者のマナー向上の啓発活動を推進する。

## 4 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

### (1) 海岸保全施設の新設又は改良に関する基本的な事項

#### ア 安全な海岸の整備

- ・防護の必要な海岸において施設の計画的な整備を一層進めることとする。
- ・防護のみならず環境や利用の面からも優れた面的防護方式への転換をより一層推進する。
- ・背後地の状況等を考慮して、設計の対象を超える津波、高潮等の作用に対して施設の損傷等を軽減するため、粘り強い構造の堤防、胸壁及び津波防波堤の整備を推進する。
- ・海岸保全施設の機能や背後地の重要度等を考慮して必要に応じて耐震性の強化を推進する。

#### イ 自然豊かな海岸の整備

- ・海岸の多様な生態系や美しい景観の保全を図るため、それぞれの海岸の有する自然特性に応じた海岸保全施設の整備を進める。

#### ウ 親しまれる海岸の整備

- ・海岸保全施設の整備に当たっては、利用者の利便性や地域社会の生活環境の向上に寄与するため、これに配慮した施設の工夫に努める。

### (2) 海岸保全施設の維持又は修繕に関する基本的な事項

- ・海岸保全施設の構造、修繕の状況、気象・海象の状況等を勘案して、適切な時期に巡視又は点検を実施し、計画的かつ効果的な維持又は修繕を推進する。

## 5 海岸の保全に関するその他の重要事項

### (1) 広域的・総合的な視点からの取組の推進

- ・関係する行政機関とより緊密な連携を図り、広域的・総合的な視点からの取組を推進する。
- ・レジャーやスポーツの振興、自然体験・学習活動の推進、健康の増進及び自然との共生の促進等のため海岸及びその周辺で行われる様々な施策との一層の連携を推進する。

### (2) 地域との連携の促進と海岸愛護の啓発

- ・関係機関と連携して防災情報の提供や災害時の対応方法の周知等、地域住民の防災意識の向上及び防災知識の普及を図る。
- ・海岸愛護の思想の普及を図るとともに、環境教育の充実にも努め、地域における愛護活動が推進されるような人材を育成する。

### (3) 調査・研究の推進

- ・海岸に関する基礎的な情報に関する収集・整理を行いつつ、調査研究等を推進していく。
- ・地球温暖化に伴う気象・海象の変化や長期的な海水面の上昇が懸念されているため、潮位、波浪等について監視を行うとともに、それらの変化に対応すべく所要の検討を進める。

## 1-4 海岸保全基本計画で定めるべき事項

海岸保全基本計画を作成するにあたって、「定めるべき基本的な事項」と「留意すべき重要事項」は、以下の通りである（海岸保全基本方針より抜粋）。

### 海岸保全基本計画の作成に関する基本的な事項

都道府県においては、海岸保全基本方針に基づき、地域の意見等を反映して、海岸保全基本計画を作成すべき海岸の区分で定めた沿岸ごとに、整合のとれた海岸保全基本計画を作成し、総合的な海岸の保全を実施するものとする。

海岸保全基本計画において「定めるべき基本的な事項」と「留意すべき重要事項」は、次のとおりである。

#### 1 定めるべき基本的な事項

##### (1) 海岸の保全に関する基本的な事項

海岸の保全を図っていくに当たっての基本的な事項として定めるものは、次の事項とする。

- ア 海岸の現況及び保全の方向に関する事項：自然的特性や社会的特性等を踏まえ、沿岸の長期的な在り方を定める。
- イ 海岸の防護に関する事項：防護すべき地域、防護水準等の海岸の防護の目標及びこれを達成するために実施しようとする施策の内容を定める。
- ウ 海岸環境の整備及び保全に関する事項：海岸環境を整備し、及び保全するために実施しようとする施策の内容を定める。
- エ 海岸における公衆の適正な利用に関する事項：海岸における公衆の適正な利用を促進するために実施しようとする施策の内容を定める。

##### (2) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

沿岸の各地域ごとの海岸において海岸保全施設を整備していくに当たっての基本的な事項として定めるものは次の事項とする。

- ア 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項
  - (ア) 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域：一連の海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域を定める。
  - (イ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置：(ア)の区域ごとに海岸保全施設の種類、規模及び配置について定める。
  - (ウ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況：海岸保全施設の新設又は改良によって津波、高潮等による災害や海岸侵食から防護される地域及びその地域の土地利用の状況等を示す。
- イ 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項
  - (ア) 海岸保全施設の存する区域：維持又は修繕の対象となる海岸保全施設が存する区域を定める。
  - (イ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置：(ア)の区域ごとに存する海岸保全施設の種類、規模及び配置について定める。
  - (ウ) 海岸保全施設の維持又は修繕の方法：(イ)の海岸保全施設の種類ごとに、海岸保全施設の維持又は修繕の方法について定める。

#### 2 留意すべき重要事項

海岸保全基本計画を作成するに当たって留意すべき重要事項は次のとおりである。

- (1) 関連計画との整合性の確保
  - 国土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、国土強靱化に関する計画、地域計画等関連する計画との整合性を確保する。
- (2) 関係行政機関との連携調整
  - 海岸に係る行政機関と十分な連携と緊密な調整を図る。
- (3) 地域住民の参画と情報公開
  - 計画の策定段階で必要に応じ開催される公聴会等だけでなく、計画が実効的かつ効率的に執行できるよう、実施段階においても適宜地域住民の参画を得る。また、計画の策定段階から、計画の実現によりもたらされる防護、環境及び利用に関する状況について必要に応じ示す等、事業の透明性の向上を図るため、海岸に関する情報を広く公開する。
- (4) 計画の見直し
  - 地域の状況変化や社会経済状況の変化等に応じ、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容等を点検し、適宜見直しを行う。

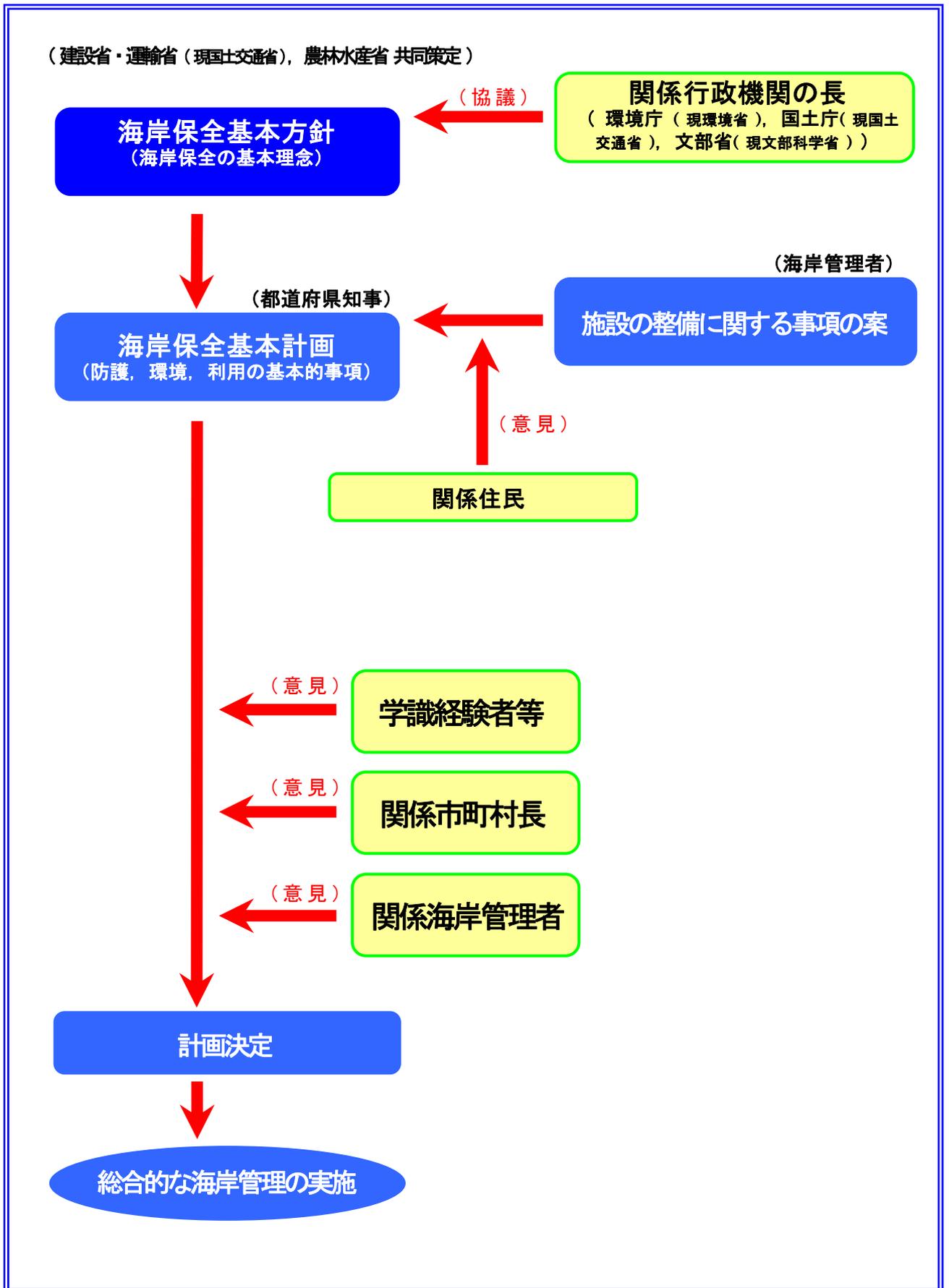


図 1-1-4 海岸保全の計画制度

## 第2編 — 海岸の保全に関する基本的な事項 —

### 2-1 海岸の現況及び保全の方向に関する基本的な事項

#### 2-1-1 相模灘沿岸の概要

##### (1) 沿岸の範囲

相模灘とは三浦半島の剣崎から東京都の伊豆大島、伊豆半島の石廊崎を結ぶ線の北側の海域を指し、相模湾とは三浦市城ヶ島から真鶴半島を結ぶ線より北側の海域を指す（図2-1-1）。

相模灘沿岸海岸保全基本計画（以下「本計画」という。）においては、三浦市剣崎から静岡県境までの沿岸（海岸法に基づく海岸の区分）を対象として扱う。相模灘沿岸は、起点側から三浦市、横須賀市、葉山町、逗子市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、平塚市、大磯町、二宮町、小田原市、真鶴町、湯河原町の8市5町からなる。



図2-1-1 海岸保全基本計画策定範囲（海上保安庁のホームページを加工）

##### (2) 海岸の概要

**相模灘沿岸の海岸は神奈川県全体の海岸線延長の 1/3 を占め、砂浜海岸、岩石海岸、磯、平磯地形、海岸段丘等で構成されており、変化に富み、温暖な気候と自然に恵まれた海岸である。**

相模灘沿岸の海岸は本県全体の海岸線延長の 1/3 を占め、東部域が平磯地形を呈する三浦半島、中部域が湘南地域の砂浜や海岸段丘の大磯・二宮海岸、西部域が沖積平野の足柄平野と箱根火山山脚部の岩石海岸で構成されており、変化に富み、自然に恵まれた美しい海岸である。

本沿岸は、温暖な気候と自然に恵まれ、古都鎌倉の名所・旧跡や城ヶ島、江の島、真鶴半島等の景勝地など多いことから、戦前から避暑地、別荘地あるいは観光・レクリエーション地として多くの人々に利用され、現在でも四季を通して親しまれ、全国的にも知られている。



## 2-1-2 海岸の現況

### (1) 自然的特性

#### ① 気象・海象

**冬季は西高東低の気圧配置の影響を受けて、空気が乾燥して晴天が続く。夏季は大陸側の気団と小笠原気団の影響を受けて、高温多湿な南西の風が吹く。温暖で雨量の多い海洋性気候である。**

平成 22 年から平成 26 年までの 5 年間の 1 月と 8 月の月間平均気温は、1 月が 4.7～6.2℃、8 月が 27.0～27.3℃となっている。降水量は梅雨期の 6 月に向かって多くなる傾向が見られ、その後夏期に減少するが、9 月、10 月は台風や秋雨前線の影響で多くなり、11、12 月と天気が安定するに従い減少している。平成 22 年から平成 26 年までの 5 年間ににおける年間降水量は、1,560～2,091 mm である。

平塚における波向、波高、周期等の特徴は次のとおりである。

波向：SSE 方向が約 50%と最も卓越し、次いで S 方向が 45%程度。

波高：0.6～0.9m で波浪エネルギーが最も卓越し、25%の頻度。

周期：春には 7～8 sec に顕著なピーク。夏および秋は、広い周期にわたって頻度がばらつく。

冬は、周期 5～7 sec 程度の短周期波が卓越。

風向：年間を通して北風が多いが、春・夏では南西の風が顕著である。

風速：平均風速は年間を通して 6～7 m/秒の風が多く、春先の風と台風期の南西からの風が顕著である。

潮位は次のとおりである。

H.W.L. : T.P. +0.64～0.84m (10ヶ年データ (1988～1997年))

(朔望平均満潮位 Highest Water Level) : T.P. +0.63～0.73m (5ヶ年台風期データ (1993～1997年))

H.H.W.L. : T.P. +1.27～1.62m (10ヶ年データ (1988～1997年))

(最高高潮位 Highest High Water Level) : T.P. +1.30～1.54m (5ヶ年台風期データ (1993～1997年))

相模湾全体の潮流は、黒潮の影響等季節による変化はあるが、一般的には上げ潮時には反時計回り、下げ潮時には時計回りに流れており、いずれも最強流速は相模湾東側で 1 ノット (約 0.51m/s) 程度である。



小田原海岸の波浪状況

## ② 地形・地質

### 地形的な特徴から東部域、中部域、西部域に大別される。

地形的な特徴から、丘陵の多い東部域（横須賀・三浦地区）、相模川の両岸に広がる低地と台地からなる中部域（湘南地区）、火山地や低地からなる西部域（西湘地区）の3つに大別される。

- ・ 東部域は、丘陵性の三浦半島が海に迫り、屈曲のある岩石海岸で平磯地形を形成している。海岸には小河川が流入し、その河口付近に平地・砂浜を造るため、断続的にポケットビーチが発達している。
- ・ 中部域は、相模川等によって形成された低平な相模平野の典型的な砂浜海岸と、大磯・二宮の海岸段丘の礫浜である。海岸は内陸側にやや窪んだ弧状をなしている。
- ・ 西部域は、酒匂川等によって形成された扇状地性の沖積平野の末端部にあたる砂浜海岸である。また、箱根火山山脚部にあたり、溶岩等からなる岩石海岸である。海岸には、丹沢・富士・箱根・足柄山地から供給された砂礫が堆積している。



三浦海岸の隆起平磯海岸地形

地質については、東部域では、三浦半島の中央部に第三紀中頃に堆積した葉山層群(2,300万～1,500万年前)が北西－南東の方向に狭い帯状に分布している。この葉山層群の北側には、第三紀末から第四紀に堆積した三浦層群(1,200万～280万年前)と上総層群(280万～50万年前)が、横浜から多摩丘陵まで分布しており、葉山層群の南側にも三浦層群が分布している。これらの上を関東ローム層が覆っている。

海底地形については、相模湾中央部の一番深いところは、相模トラフと呼ばれ、水深1,600mにおよび、房総半島の南西で向きを東に変えて、その末端は伊豆・小笠原海溝に達し、その長さは約300kmにわたっている。相模湾・相模灘及びその東側の三浦半島と房総半島を取り巻く海底ではユーラシアプレート、フィリピン海プレート、北米プレートが接していて、世界でも例を見ない陸と海のフィールドとなっている。大磯付近より三浦半島、房総半島西部沖に見られる比較的広い大陸棚には大磯海脚等の細長い張り出しとさらに沖合に存在する相模海丘、三浦海丘等の海丘群がある。これら、海脚、海丘群の間には、大陸棚外縁を刻み込む顕著な海底谷が多数分布している。

## ③ 流入河川

### 一級河川の相模川、酒匂川や田越川等の17の二級河川、血洗川や前田川等の14の準用河川が流入している。

相模灘沿岸には上記の河川が流れ込み、これらの河川は相模川を境に性格を異にしている。

相模川より東側の河川は緩流河川で、都市化の進む地域を流下している都市河川のため、洪水時の流量の増大、浸水被害の発生及び水質の悪化等の諸問題を抱えている。

一方、西側の河川は富士山、箱根、丹沢等を水源とする急流河川が多く、洪水時には土砂石の生産・流出が多く、暴れ川と化す可能性がある。

## ④ 水質

### 健康項目については全地点で環境基準を満足している。

相模灘における平成25年度の水質測定結果によると、健康項目については全地点で環境基準を達成しており、生活環境項目については城ヶ島西、真鶴沖、湾央東の測点で溶存酸素量が基準値を若干下回っていた。

また、富栄養化の指標とされる全窒素・全リンについては、江の島西の測点で特に高い値を示している。他の地点においては全窒素が0.16～0.29mg/l程度、全リンが0.015～0.023mg/l程度である。

## ⑤ 生物相

- ・潜在自然植生は、代償植生に置き換えられ、局地的に残っている。
- ・陸域動物は環境の変化により、従来の生息域を狭めているが、市街地での個体数の増加が目立っているものもある。
- ・海岸部ではさまざまな海生生物が生息し、また干潟は希少な動植物が多く生息する重要な地域となっている。

## a : 陸域植物

本県の潜在自然植生は、海拔 700～800mを境に、高海拔地はブナ等の夏緑広葉樹林、低海拔地はスダジイなどを主とする常緑広葉樹林であり、河川沿いはヤナギ林、海岸風衝地では環境条件に適応したトベラ等の常緑低木林である。現在では、これらの自然植生は代償植生に置き換えられ、局地的に残っている。たとえばクヌギなどの雑木林は薪や炭をとるために成立してきた二次林であり、スギ林、モウソウチク林なども植林された林である。

環境庁第3回～5回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査が本沿岸市町で取り上げた特定植物群落は 38 件であり、三浦半島の海浜植生、油壺の樹林、三戸浜周辺の海岸植物群落、長浜の海岸砂丘植生、天神島の塩生植物群落、鎌倉の海岸断崖植物群落、相模川河口周辺などの湘南地域の海岸の砂丘上草本植物群落等があげられている。

## b : 陸域動物

## ア) 哺乳類

市街化等による環境の変化は、動物相の多様性を低める方向に作用し、従来の生息域を狭めているが、一方では、タヌキなど市街地での個体数の増加が目立っているものもある。

三浦半島先端の宮川湾はイタチの生息地となっている。小網代湾周辺は三浦半島唯一のキツネの生息地であり、ほかにタヌキ、イタチなども生息している。

## イ) 鳥 類

従来の生息域を狭めているが、ドバトなど市街地での個体数の増加が目立っているものもある。

本沿岸で認められる主な鳥類には渡来するシギ、チドリ、カモメ類のほか、クロサギ、アオサギ、ウミウなどがある。



## ウ) 両生類・爬虫類

海岸域における希少種として、江奈湾周辺には、近年個体数が激減しているアカハライモリが生息している。また、相模湾沿岸では、ほぼ毎年アカウミガメの産卵が確認されており、最近では、平成 25 年 6 月に産卵が確認されている。

## エ) 昆虫類

本県に生息する昆虫類は、トンボ類 73 種、バッタ類が 115 種、セミ類が 13 種、カメムシ類が 382 種、甲虫類が 4,161 種、チョウ及びガ類が 2,000 種強記録されている。ただし、大きなグループであるハチ類やアブ、ハエ及びカ類等はまとまった報告がなく、潜在的には何千種類もいるものと考えられている。

## c : 海域生物

## ア) 藻 場

本沿岸の海域では、三浦半島周辺のアラメ場のほかに、面積は小さいがアマモ場が分布し、湘南地域から西湘地域にかけてはカジメ・アラメ場が点在している。また、真鶴半島周辺では、ガラモ場、テングサ場、石灰藻群落が分布する。

## イ) 干潟・生物

本県における現存干潟は、東京湾海域2か所 35ha、本沿岸海域6か所 24ha の計8か所 59ha である。毘沙門湾、江奈湾西側の河口干潟、江奈湾東側の前浜干潟がある。江奈湾西側は泥質、江奈湾東側及び毘沙門湾は砂質である。相模川の河口干潟は、水質の改善に伴って泥質から砂質に変化している。これらの干潟は希少なアカテガニ、アマモ群落などの動植物が生息する重要な場所となっている。



三浦市 江奈湾の干潟

## ウ) 触手動物群

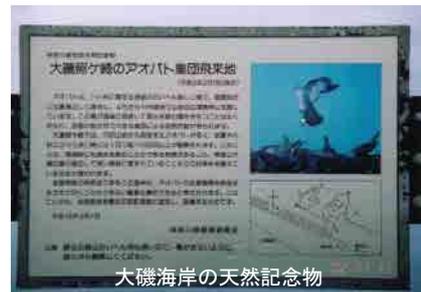
真鶴岬の番場浦付近から福浦にかけてはソフトサンゴ類の比較的大きな群体(直径 20～30cm)が 100mに1群体程度分布している。また、番場浦ではコブハマサンゴの比較的大きな群体が見られ、これはわが国の北限近く分布する石サンゴ類といえる。

## d : 天然記念物

本沿岸における天然記念物は、国指定5件、県指定23件、市町指定100件である。



葉山町指定天然記念物



大磯海岸の天然記念物

## e : 保安林・鳥獣保護区等

本沿岸は、飛砂防備、潮害防備、防風、魚つき、風致などの目的を達成するための保安林が指定されている。

本沿岸における鳥獣保護区等の指定は、鳥獣保護区特別保護地区が「城ヶ島の一部及び周辺海域の一部」と「真鶴半島赤壁周辺」の2か所、鳥獣保護区 31 か所、特定猟具使用禁止区域（従来の銃猟禁止区域）25 か所である。

## ⑥ 海岸景観

リアス式海岸地形や砂浜海岸、岩石海岸などの自然の風景に恵まれている。

本沿岸は、史跡や文化財等が多く、なかでも約 150 km に及ぶ海岸線は、三浦半島のリアス式海岸や平磯地形、湘南地域から西に広がる砂浜海岸、箱根火山山脚部の岩石海岸などの自然の風景に恵まれている。

主な海岸景観は、城ヶ島の赤羽根崎の岩門・海食崖・波食台、逗子・葉山・佐島沿いの多島海、江の島の海成段丘・陸けい砂州・岩屋の海食洞、湘南地域の砂浜海岸、真鶴半島等である。



横須賀海岸（立石橋須賀風物百選）

## (2) 社会的特性

### ① 人口

**本沿岸の13市町における総人口は、1,954,332人で、本県全体の21.5%を占める。**

本沿岸13市町における総人口は、1,954,332人（平成26年1月1日現在）で、本県全体の人口（9,100,606人）の21.5%、全国人口の1.5%にあたる。昭和55年から平成22年の30年間の人口増加率は15.1%で、これは本県全体の増加率（28.3%）よりは低い、全国人口増加率（約9.2%）よりも高い。

### ② 産業

**第一次産業の比率は、全国の構成比を大きく下回るが、県内では高い値である。**

本沿岸市町の就業人口は870,982人で、本沿岸の総人口の45.0%を占めている。産業別では、第一次産業（農林水産業）が1.6%、第二次産業（建設・製造・鉱業）が22.5%、第三次産業（小売・サービス業等）が72.1%となっている。第一次産業の比率が極端に低く、全国の構成比4.2%を大きく下回っているが、本県内（構成比0.9%）では高い値である。

### ③ 漁業

**漁業生産量の半分以上を遠洋漁業が占め、漁業・養殖業の生産量、生産額は、生産量全国で26位、生産額全国で29位である。**

本県の漁業は、漁業生産量の半分以上を占める遠洋漁業、沖合でイカやサバなどを漁獲する沖合漁業、魚介類を漁獲する沿岸漁業がある。

漁業センサス2008によると本県全体の平成20年度における海面漁業・養殖業は、経営体数1,243経営体・就業者数2,496人・漁船隻数2,242隻である。経営体数・就業者数のいずれもが減少傾向にあり、漁業就業者のうち60歳以上の高齢者が占める割合は46.0%となっている。また、平成24年度農林水産統計年報によると、漁業・養殖業の生産量、生産額は、生産量42,685tで全国で構成比0.9%（全国第26位）、生産額141億円で全国で構成比1.0%（全国第29位）となっている。

### ④ 港湾・漁港

**港湾は4港に、漁港は三崎漁港や茅ヶ崎漁港等の14港に海岸保全区域が指定されている。**

本沿岸には、「港湾法」に基づく国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾は無く、地方港湾が4港（葉山港、湘南港、大磯港、真鶴港）あり、この4港に海岸保全区域が指定されている。

本沿岸には、「漁港漁場整備法」に基づく第一種漁港が15港、第二種漁港が4港、第三種漁港が2港（うち三崎漁港は特定第三種漁港）あり、そのうち14漁港に海岸保全区域が指定されている。

### ⑤ 交通

**東京を中心として放射状に延びた交通体系に組み込まれ、その一部を形成している。**

本沿岸の交通網は、東京を中心として放射状に延びた交通体系に組み込まれ、その一部を形成し、鉄道、道路ともその骨格は横軸（東西）方向に発達している。これは、人及び物の流れにおいて、この地域が東京との関わりの中で発展してきたことを物語る。

本県の周辺には、東海道新幹線、東名高速道路、東京国際空港（羽田空港）等広域交通施設が整備されている。また、鉄道、道路の整備も進められているが、県内各地で慢性的な交通渋滞や鉄道の混雑などが生じており、交通の利便性・快適性・安全性の確保が課題となっている。

## ⑥ 文化財

### 鎌倉市等が位置するため文化財は多い。

本沿岸には、古都である鎌倉市等が位置するため文化財は多い。平成25年の指定文化財の総数は、国指定が257件及び県指定が177件で、それぞれ本県全体の約60%及び46%を占めている。項目別にみると、国指定では、美術工芸品の書跡が56件(総数の約22%)、彫刻が53件(同21%)、絵画が38件(同15%)となっている。県指定では彫刻が42件(総数の約24%)、工芸品が24件(同14%)となっている。



## ⑦ 海岸・海洋レクリエーション利用

### 本沿岸での海水浴は、代表的な海洋レクリエーション利用の一つとなっている。また、サーフィン等のメッカとなっており、競技大会等も数多く開催されている。

本沿岸での海水浴は、明治18年に健康法としての利用が大磯海岸で始まって以来、現在に至るまで代表的な海洋レクリエーション利用の一つとなっている。稲村ヶ崎から相模川周辺の地域においてはサーフィン、ボードセーリングのメッカとなっており、競技大会等も開催されている。



また、スタンドアップパドルボード等、新しいマリンスポーツも出てきており、多様なレクリエーションにより利用されている。

海水浴利用者に対し、平成22年5月15日に「かながわの海水浴場では、喫煙場所以外では喫煙してはいけない」という新たなルールを盛り込んだ「神奈川県海水浴場等に関する条例」及び同条例施行規則が施行された。

## ⑧ 地域の活動

### さまざまな活動を行うボランティアやNPO（民間非営利団体）等が、年々増加している。

心の豊かさを求め社会に貢献したいとして、地域でさまざまな活動を行うボランティアやNPO（民間非営利団体）等が、年々増加している。

具体的な活動として、鎌倉市の鶴岡八幡宮裏山「御谷」の開発計画に対し、御谷の自然を守ろうとする市民の活動が、鎌倉市・本県を動かして昭和41年の「古都保存法」の制定にいたった事例がある。その後、御谷山林(1.5ha)の買収が、日本のナショナル・トラスト第1号となり、その後、葉山滝の坂緑地(5.13ha)など、ナショナル・トラストによる沿岸市町での緑地保全が進んでいる。

また、官民一体で鎌倉の歴史的遺産を守るため、世界遺産への登録を目指して取り組んでいる。

さらに、海岸清掃へのボランティア参加者は年々増加し、平成23年以後、東北地方太平洋沖地震の影響で一時、減少したものの、平成25年度は、年間で延べ約15万人となっている。(公益財団法人かながわ海岸美化財団調べ)

## ⑨ 関連する法規制

### 雄大な山並みをはじめ、平野、大小の河川、海岸等様々な自然環境の資源に恵まれており、自然環境保全区域が長浜自然環境保全地域等22箇所指定されている。

本県は、箱根や丹沢の雄大な山並みをはじめ、相模平野や足柄平野等の平野、相模川や酒匂川等の大小の河川、海岸等様々な自然環境の資源に恵まれている。

本県には、富士箱根伊豆国立公園(本沿岸13市町では小田原市及び湯河原町の一部を含む)、県立真鶴半島自然公園(真鶴町の一部)、



県立奥湯河原自然公園（湯河原町の一部）があり、計約12,445haが指定されている。

海岸周辺としては、県立真鶴半島自然公園があり、希少な動植物などが生息している。

自然環境保全地域（環境大臣が指定するもの）に準ずる自然環境を有する土地の区域を対象として県知事が指定する県指定自然環境保全地域が、23市町70地域（本沿岸13市町では長浜自然環境保全地域等22箇所）指定されている。

### (3) 海岸災害と海岸保全の現況

#### ① 既往災害

- ・地震及び津波による被害は古くから記録されている。
- ・台風による被害も戦前、戦後で記録されている。

本沿岸における地震及び津波による被災は、古くは仁治2年（1241年）に相模湾沖で発生した地震による津波で由比ヶ浜の大鳥居内にあった拝殿が流失した。明応7年（1498年）には、津波が大仏殿まで達したとされている記録がある。また、元禄関東地震津波（元禄16年（1703年）12月31日）、安政東海地震津波（安政元年（1854年）12月23日）、大正関東地震津波（大正12年（1923年）9月1日）も、本沿岸に大きな被害を与えた津波として挙げられる。

大正関東地震津波の痕跡高の調査結果は、相模灘の広い範囲で5m～7mの高さとなっており、真鶴、江の島、鎌倉など相模灘沿岸を中心に大きな被害があった。また、地盤は地震後の測量によると、二宮の201cmを最高として、三崎140cm、小田原付近で121cmの隆起が確認されている。

また、東北地方太平洋沖地震（平成23年3月11日）では、小田原で0.9mの津波を記録し、養殖いかだの損失などの被害が発生した。

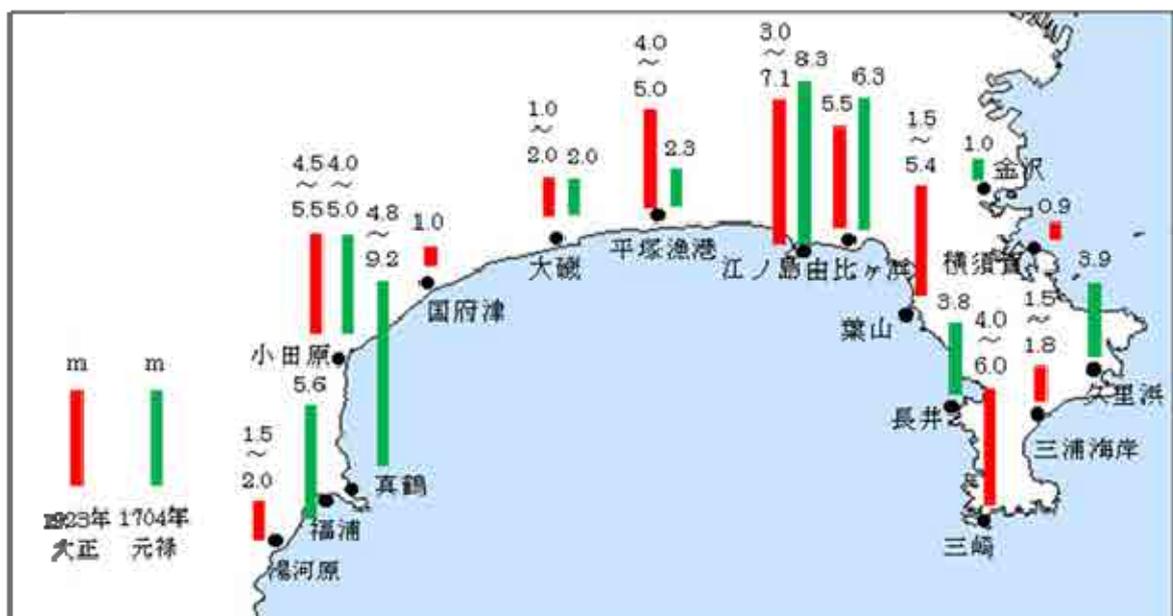
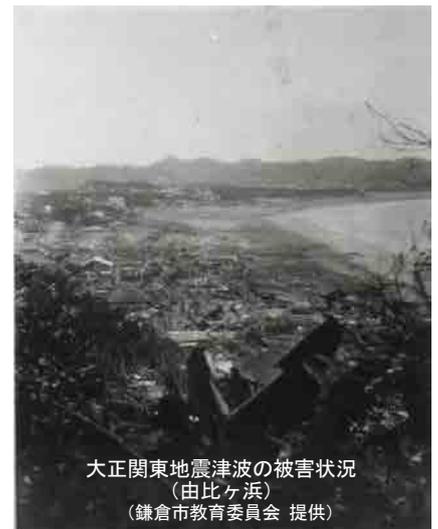


図 2-1-2 元禄関東地震(元禄16年(1703年))と大正関東地震(大正12年(1923年))の津波の高さ  
(出典：神奈川県地震被害想定調査報告書(津波被害)、昭和60年3月)

本県に被害を及ぼした台風としては、戦前では昭和8年(1933年)の室戸台風等が挙げられるが、戦後では昭和22年(1947年)9月のキヤサリン台風による大災害、昭和24年(1949年)10月のキティ台風による相模灘沿岸の沿岸施設の壊滅的な被害、昭和33年(1958年)9月の狩野川台風による海岸保全施設等の被害がそれぞれ挙げられる。

近年では、平成9年(1997年)6月20日、台風第7号によって高波浪が発生し、湘南地域の海岸で著しい海岸侵食をもたらした。この台風では、満潮と台風による気圧低下などに起因して潮位が T.P. 1.28m まで上昇すると同時に、有義波高 4.2m(周期 10.0s)の高波浪が来襲した。その後、7月26日には再び台風第9号に伴う高波浪が来襲し、台風第7号よりもさらに激しい海岸侵食をもたらした。

また、最近では、平成19年9月6日から7日にかけて、台風第9号は最低海面気圧 965hPa という非常に強い勢力を保ちながら静岡県伊豆半島南部に上陸後、神奈川県西部を通過した。これにより高波浪が相模湾沿岸を襲い、砂浜の著しい侵食、およびそれに伴って沿岸構造物(護岸等)の倒壊などの甚大な被害が発生した。



平成9年に発生した高潮による被害(湯河原)



平成19年に発生した高潮・波浪による被害(大磯海岸)



平成19年に発生した高潮・波浪による被害(茅ヶ崎海岸)

## ② 海岸保全施設の整備状況

古くから護岸や防潮堤等が整備されてきた。これまで、緩傾斜堤防、ヘッドランド、人工リーフ等が整備されている。

本沿岸の海岸線のうち護岸等が整備されている延長は47,264m（約33%）である。神奈川県全体で天然の砂浜の延長は68,300m（県海岸線延長425,750mの約16.0%）、養浜等が行われている砂浜の延長は11,140m（砂浜全体の約16.3%）程度となっている（平成26年3月31日時点）。

東部域の三浦半島及び西部域の真鶴半島側には漁港施設が多く、これらに挟まれた中部域は砂浜海岸（自然海岸）が曲線状に続いているのが特徴である。

本沿岸の海岸保全施設の整備状況（数量、竣工年度の不明なものは除く）は、三浦海岸では護岸、横須賀海岸では護岸や防潮堤、鎌倉海岸では突堤、藤沢から平塚海岸では緩傾斜護岸やヘッドランド、小田原海岸では護岸、湯河原海岸では消波工や人工リーフ等である。本県は施設の整備と併せて、養浜を主体とした侵食対策により、砂浜の消波機能を最も効果的に活用させることで、海岸保全を図っている。

具体的に養浜を主体とした事例では、横須賀海岸秋谷地区、茅ヶ崎海岸中海岸地区がある。

横須賀海岸秋谷地区では、平成17年5月の時点では写真①の状態であったが、海岸にとどまる砂の大きさを検討し、海岸に適した養浜材（礫）により養浜を実施し、平成26年12月時点では、写真②の状態に回復した。

茅ヶ崎海岸中海岸地区では、平成17年1月では写真③の状況であったが、相模ダムから養浜材の搬入や茅ヶ崎漁港西側からのサンドバイパスの実施により、平成26年12月時点では、写真④の状態に回復した。



大磯海岸の砂浜と護岸及び砂防林



写真①



写真③



写真②

横須賀海岸秋谷地区



写真④

茅ヶ崎海岸茅ヶ崎中海岸地区

### ③ 海岸保全区域

**相模灘沿岸の海岸線延長の 56.2%が海岸保全区域に指定されている。**

相模灘沿岸の海岸線延長は 145,365m（河口部延長を含まない）で、このうちの 81,721m（56.2%）が海岸保全区域に指定されている。

海岸保全区域は、国土交通省水管理・国土保全局所管海岸が 45,611m（55.8%）、水産庁所管海岸が 32,765m（40.1%）、国土交通省港湾局所管海岸が 3,345m（4.1%）である。大部分は水管理・国土保全局所管と水産庁所管で占めており、首都圏に近いが、東京湾外にあるため港湾局所管海岸は少ない。なお、湘南港や真鶴港など港湾4港の全て、漁港 21 港のうち三崎漁港や小田原漁港など 14 港に海岸保全区域が指定されている。

### 2-1-3 ゾーン・ブロック区分と特徴

計画対象となる相模灘沿岸は、三浦市から湯河原町までの広範囲にわたることから、表2-1-3のとおり所管別地区海岸は59地区となっている。このため、ある程度のまとまりにより地域区分を行い、その地域区分の単位を「ゾーン」とした。

ゾーン区分は、海岸地形等の自然的特性に加えて、行政界等により、地域特性を把握するうえで望ましいと考えられる単位として設定した。

本計画における各ゾーンの範囲を表2-1-1と図2-1-3に、各ゾーン区分の考え方を表2-1-2に示す。

また、各ゾーンを海岸管理における長期的な在り方などを巨視的に捉える必要から、表2-1-2に示すように、横須賀、藤沢、平塚及び小田原の4つのブロックにまとめた。

表2-1-1 各ゾーンの範囲

ゾーン区分	設定範囲	備考
① 剣崎～毘沙門	剣崎から 観音山まで	三浦市東部
② 三崎～長者ヶ崎	観音山から 横須賀市と葉山町の行政界まで	三浦市西部、横須賀市西部
③ 葉山・逗子	横須賀市と葉山町の行政界から 逗子市と鎌倉市の行政界まで	葉山町、逗子市
④ 鎌倉	逗子市と鎌倉市の行政界から 鎌倉市と藤沢市の行政界まで	鎌倉市
⑤ 藤沢・茅ヶ崎	鎌倉市と藤沢市の行政界から 茅ヶ崎市と平塚市の行政界まで	藤沢市、茅ヶ崎市
⑥ 平塚・大磯東部	茅ヶ崎市と平塚市の行政界から 照ヶ崎まで	平塚市、大磯町の東部
⑦ 大磯西部・二宮	照ヶ崎から 二宮町と小田原市の行政界まで	大磯町の西部、二宮町
⑧ 小田原東部	二宮町と小田原市の行政界から 早川まで	小田原市東部
⑨ 小田原西部	早川から 小田原市と真鶴町の行政界まで	小田原市西部
⑩ 真鶴・湯河原	小田原市と真鶴町の行政界から 神奈川県と静岡県の県境まで	真鶴町、湯河原町

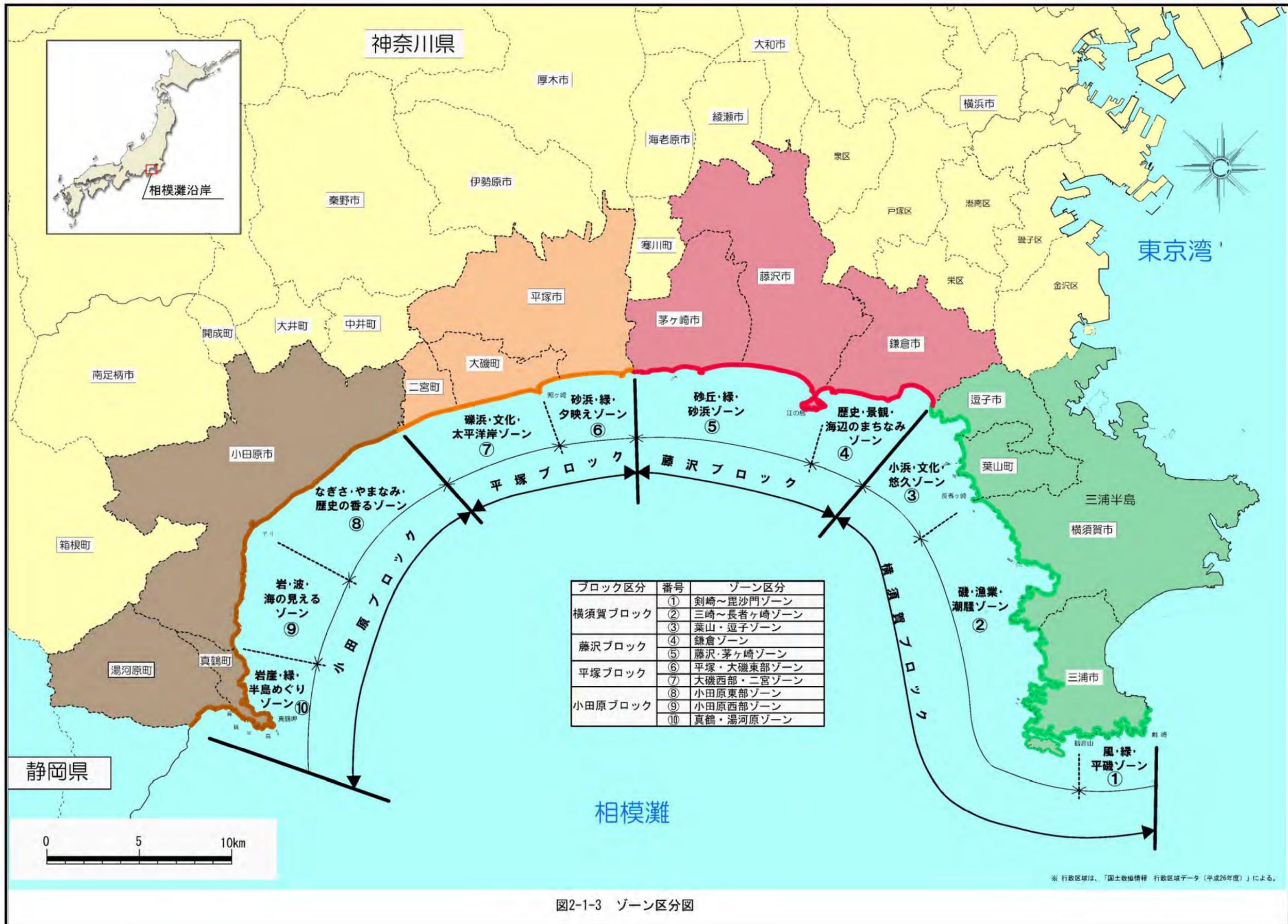


図2-1-3 ゾーン区分図

※ 行政区域は、「国土数値情報 行政区域データ（平成26年度）」による。

表2-1-2 ゾーン区分の考え方（その1）

ゾーンの名称	ゾーンの特性	ブロック名
① 剣崎～毘沙門 ゾーン	<p>陸域は一様に台地的地形である。海岸は南側に面し、典型的な平磯隆起海岸地形を呈している。本ゾーンの西端の観音山沖合は城ヶ島安房崎、さらに城ヶ島海脚に当たる。水深 100m地点は沖合約 4～5 km である。東京湾の影響を受ける。流入する河川は普通河川だけである。</p> <p>本ゾーンは、毘沙門、江奈湾の周辺以外は人家もなく、全区間が近郊緑地保全区域に指定され、磯伝いに「三浦・岩礁のみち」が通り、半島の先端を醸し出す海岸風景と長閑な漁港風景を持つ自然ゾーンである。</p>	横須賀ブロック
② 三崎～長者ヶ崎 ゾーン	<p>陸域は台地・丘陵的地形が続き、秋谷海岸から北側でやや低山地的となる。海岸はほぼ西側に面し、平磯隆起海岸、入江、ポケットビーチ、砂浜が交互に出現する。北端の長者ヶ崎沖合は葉山海底谷が存在し、この地点を境に水深 100m地点の距離は急変し、本ゾーンでは沖合約 4～5 km、葉山・逗子ゾーンでは沖合約 7～8 km となる。松越川以外に特筆すべき河川は無い。</p> <p>三崎漁港等の漁港が多く、人家は入江やポケットビーチ等の背後地の平坦地に不連続に連担している。海水浴場、マリンスポーツ、史跡、「荒崎・潮騒のみち」等利用形態が多様であり、岬などには緑が豊富に繁茂し、環境、利用が共存しているゾーンである。</p>	
③ 葉山・逗子 ゾーン	<p>陸域は低山地・小低地的地形である。海岸はほぼ南西側に面し、規模の小さいポケットビーチが連続し、ビーチ間は磯が岬状にせり出している。水深 100m地点は沖合約 7～8 km の遠浅海岸である。下山川、森戸川、田越川は三浦半島で比較的大きな河川で、小さな平地を形成し、この平地に人家が連担する。</p> <p>小坪漁港、葉山港、海水浴場、マリンスポーツ、閑静な保養地等利用形態が多様である。</p>	
④ 鎌倉ゾーン	<p>陸域は丘陵地・小低地的地形である。本ゾーンは三浦半島の付け根にあたり、海岸は屈曲し南側に面し、やや規模の大きなポケットビーチの由比ヶ浜などとそれに続く直線的な七里ヶ浜を有する。前面に鎌倉海脚が存在し、水深 100m地点は沖合約 7～8 km と、相模灘にあって遠浅の海岸である。</p> <p>海岸に沿って国道 134 号が並行して護岸の機能を果たしている。滑川が流入し、背後は鎌倉市街地を形成している。材木座から由比ヶ浜の区間は砂浜幅が広く、漁業、海水浴場、マリンスポーツ等に利用されている。また、鎌倉は歴史・文化を持ち、これらに因む名所巡りなど利用形態が多様である。</p>	藤沢ブロック
⑤ 藤沢・茅ヶ崎 ゾーン	<p>陸域は相模平野の浜堤地形である。海岸は南側に面している。東端は江の島で、この付近の水深 100m地点は沖合約 7～8 km であり、西端は相模川左岸でその沖は平塚海底谷となり、水深 100m地点は沖合約 2 km と狭くなる。境川や引地川が流入している。</p> <p>曲線砂浜海岸で、背後に砂防林・国道 134 号が並行し、県立辻堂海浜公園等が配置されている。この背後に住宅等が連担している。砂防林前面には自転車歩行者専用道路「湘南海岸・砂浜のみち」が設置され、多くの人に利用されている。また、湘南港、漁業、海水浴場、マリンスポーツ等利用形態が多様である。</p>	

表 2-1-2 ゾーン区分の考え方（その2）

ゾーンの名称	ゾーンの特性	ブロック名
⑥平塚・大磯東部 ゾーン	<p>陸域は相模平野の浜堤地形となる。海岸は南側に面している。本ゾーン全体が相模川の延長となる平塚海底谷幅内に位置し、この海底谷肩部の水深 100m地点は沖合約 2 km で、小田原海岸と同様に急深の砂浜海岸である。相模川や金目川が流入している。</p> <p>直線的な砂浜海岸で、背後に砂防林・国道 134 号が並行している。この背後に住宅等が連担している。海岸に小公園や湘南ひらつかビーチパークが整備され、大磯港、漁業、海水浴場、マリンスポーツ等に利用されているが、全体的には喧騒感の少ない海岸である。</p>	平塚ブロック
⑦大磯西部・二宮 ゾーン	<p>陸域は大磯丘陵の一部となる隆起海岸段丘地形である。この段丘崖に沿って西湘バイパスが並行し、護岸の機能を果たしている。海岸は段丘下にあつて南側に面し、幅の狭い礫浜である。前面は大磯海脚部にあたり、水深 100m地点は沖合約 2～3 km とやや広くなる。人家は段丘上に位置し、波浪の直接的な影響はほとんど無い。葛川や中村川が流入している。</p> <p>二宮漁港・観光地引網、海水浴場、投げ釣り、バーベキュー等に利用され、全体的には喧騒感の少ない静かな海岸であったが平成 19 年台風第 9 号により被災し砂浜が流出した。</p>	
⑧小田原東部 ゾーン	<p>陸域は、東側が隆起海岸段丘地形、西側が足柄平野の浜堤地形からなる。この段丘崖及び浜堤に沿って西湘バイパスが並行し、前川・国府津地区は高架区間で背後に海岸保全施設が設置され、それ以外の区間は盛土区間となって護岸の機能を果たしている。人家は西湘バイパスの背後に連担している。本海岸全体が相模トラフへ落ち込む場所に当り、海底谷肩部の水深 100m地点は沖合約 0.5～1 km と狭く、急深の海岸侵食を受けやすい砂浜海岸である。酒匂川、森戸川、山王川、早川が流入しているため、海岸は大きな径の礫浜である。</p> <p>御幸の浜海水浴場などがあるが、急深であるため、区域が限定される。また、投げ釣りや散策を楽しむのに適し、全体的には喧騒感の少ない海岸である。酒匂川河口部などを除き海浜植物の分布は限られている。</p>	小田原ブロック
⑨小田原西部 ゾーン	<p>陸域は箱根火山山脚部に当たる急勾配な地形である。海岸は早川を境に屈曲して東に面し、溶岩が直接海に至ったため岩又は玉石・砂礫から成る。前面は相模トラフ側面部に落ち込み、水深 100m地点は沖合 0.5～1 km と狭く、急深の岩石海岸である。小河川が流入するのみ。人家は小入江の平坦地に点在する。</p> <p>小田原漁港を中心に、小規模な漁港を有し、また、磯釣りやバーベキューなどに利用されている。荒々しい岩石海岸が織りなす自然景観が特徴で、本海岸線に沿って国道 135 号が並行し、道路に沿って海の幸を食材とする食事処が点在し、全体的には喧騒感は少ない。</p>	
⑩真鶴・湯河原 ゾーン	<p>陸域は真鶴半島と湯河原の低平地形である。真鶴半島部の海岸は火山活動等で形成された断崖、岩、玉石・砂礫からなる。湯河原海岸は礫浜と埋立地で、背後に国道 135 号が並行し、一部護岸の機能を果たしている。海域は半島の海脚部が沖合に張り出し、津波、波浪などが屈折等を起こして集中が起きやすいゾーンである。河川としては、急勾配な新崎川、千歳川が流入している。国道 135 号沿いと真鶴港周辺などに人家が連担している。</p> <p>真鶴港を始め福浦漁港等、磯釣りやマリンスポーツ、海の幸を食材とする食事処、源頼朝ゆかりの史跡、荒々しい岩石海岸や森林が織りなす観光地と湯河原地区の温泉地を蔵しており、利用形態が多様である。</p>	



## 2-1-4 沿岸の長期的な課題

### (1) 海岸の防護に関する課題

- これまで海岸保全施設の整備・改良が進められ、背後地の安全性は、概ね確保されているものの、津波、高潮、高波浪等から沿岸を守り、防護水準を満たしたより安全性の高い海岸保全施設を整備することが課題である。また、防護水準を満たしていない箇所については、ソフト面の対応策を講じることが課題である。
- 海岸保全施設の整備に当たっては、既存の施設の改良・改築など自然再生の取り組みに資するものかの検討も含めて、堤防あるいは消波工等単独で防護する線的防護方式だけでなく、人工リーフ等の沖合施設や砂浜の消波機能等を組み合わせる面的防護方式にも取り組むことが課題である。
- 優れた消波機能をもつ砂浜、防風・飛砂防備効果のある砂防林、海浜植生等を含めた自然の効用による海岸の保全方法を採用することが課題である。

相模灘沿岸の侵食は、昭和30年代から報告され、昭和40年代頃から急激に目立つようになった。海岸が侵食される原因は、河川からの流入土砂量の減少に加え、対象海岸が持つ海底・海岸の地形、海浜流の方向・強さ、波浪の大きさ・継続時間等の自然的要因、漁港・港湾・海岸保全施設・埋立等の整備により沿岸漂砂の均衡を崩すことなど、様々な要因が重なりあって発生すると考えられる。そこで、これまで得られた測量データを基に、海岸ごとに実態解析、現況海岸の照査、設計条件の整理、海浜基本形状の設計などの検討を行い、有識者から助言を得つつ県民から広く意見募集し、「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」を策定した。この計画を進める上で、総合土砂管理により、将来にわたって計画的かつ確実に海岸保全を進めることが重要であり、流砂系の健全化が課題となっている。

- 防護水準を上回る想定外の外力の発生に対する対応としては、迅速・適切な情報の収集や提供、避難経路や避難場所の確保、民間の高い堅固なビル所有者等との連携などを、地域防災計画と連携して、ソフト面の対策として取り組むことが課題である。また、市町における津波・高潮ハザードマップの整備に際しては、県が浸水計算・浸水図など必要なデータを作成するとともに、適宜、避難訓練等を実施することが課題である。
- 海岸保全施設の整備に当たっては、漁業上重要な漁場や貴重な景観及び貴重種等の保全・保護が特に重要である場合、費用対効果を考慮しながら、その時代にふさわしい先端的な技術などを導入することが課題である。
- 海岸保全施設の整備に当たっては、防災面の機能だけでなく、名勝、自然公園等の景観や天然記念物等の保全・保護を図ると共に景観に溶け込むような配慮、海洋レクリエーション利用に供するための利便性の向上、ユニバーサルデザイン化や緊急時の避難が速やかに出来る構造・配置等、多面的に配慮することが課題である。
- 海岸保全を適切かつ効果的に進めていくためには、地域の意向に十分配慮し、地域との連携を図ることが重要である。特に、海岸保全施設の整備に当たっては、関係行政機関、関係住民、学識経験者、漁業者、海洋レクリエーション利用者等からなる協議会などの組織を作り、まとめた案をベースにして技術的な検討を行うなど、地域と一体となって、計画を策定することが課題である。
- 相模灘沿岸では、大正関東地震(大正12年(1923))から約90年間、大きな津波は発生していない。しかし、相模灘沿岸は、数百年から千年に一回程度発生する巨大津波が来襲する可能性も考える必要がある。海岸堤防等の天端を越流した場合であっても、施設の効果を粘り強く発揮することで減災効果を目指す構造上の工夫に努めることが課題である。また、災害を防止あるいは軽減させるためには、その事実を人々に忘れさせないことが重要である。こうしたことから、災害に関わる資料を保存し、人々の啓発に役立てる仕組みを策定することが課題である。



## (2) 海岸環境の整備及び保全に関する課題

- 相模灘沿岸の自然は、長期的に見れば減少傾向をたどってきたが、本沿岸には、砂浜海岸や岩石海岸等のかけがえのない自然が残されている。この自然は、動植物の生息地であるほか漁業生産や海洋レクリエーション利用などの場としても重要な役割を担っており、この資源を永続的に保全・保護することが課題である。
- 藻場は、良好な漁業資源となると同時に、高波浪時には海岸へ打ち上げる海藻類の発生源となるため、打ち上げられた海藻類の適正な処理法や再資源化等の調査・研究について、産学等共同の取り組みをすることが課題である。
- 海岸環境の資源は有限であることから、海岸環境に影響を及ぼす行為は、できるだけ回避すべきであり、海岸利用におけるマナーの向上・ルール化と規制等により、海岸環境を保全することが課題である。
- 相模灘沿岸における公有水面の埋立は、公共事業及びその関連する事業を除いては行わず、自然海岸のまま保全することが課題である。また、本沿岸の砂浜、磯、平磯、干潟、藻場等の自然及び喪失した自然の再生も含め、それらを保全していくことが課題である。
- 海岸の景観は、その形態とともに、背後の山並みや島影、農漁村・住宅風景などそこに住む人々の生活等の自然的・社会的特性によって形成されていると言っても過言ではない。このような海岸の景観は、観光資源であるばかりではなく、リフレッシュ・休養等の効用も有しており、永続的に、貴重な共有の財産として保全していくことが課題である。
- 相模灘沿岸においては、自然環境保全地域等の指定による行為の規制や自然環境保全に資する様々な取り組みなどが試みられているが、これらの規制や周知の徹底が今後も必要である。このため関係行政機関と共に関係住民の参加・協力による、自然環境保全に対する取組みの継続・活性化が課題である。
- 相模灘沿岸においては、生物の生息状況などに関するデータ・情報は、数多く公表されているものの、海岸保全に資するための整理・データベース化等は、なされていない。このため、その個々のデータ・情報の有用性にもかかわらず、利用されているとはいいがたい。保全・保護すべき自然環境がどのようなものであるかなどを判断するため、関係機関等が保有する様々なデータ・情報を研究者やNPO等を含む関係者間で共有化を図り、これらの整理・データベース化等をすることが課題である。
- 海岸保全施設の整備に当たっては、事前に生態系の調査・分析を行うとともに、環境保全対策を計画し、植生に対してマイナスの影響が予測される場合には、ミチゲーションの考えに基づいて、極力これを緩和するための措置を講じることが課題である。特に、海岸に分布する特定植物群落等の植生については、群落一体とした面的な保全をすることが課題である。また、自然環境などに係る調査に適切に取り組むとともに、関係行政機関と連携して貴重な動植物の生息地等の保全・保護区域等を設定することが課題である。
- 地域と一体となった海岸づくりを一層進めていくためには、情報の公開・提供と環境学習の強化・充実などを通じて、関係行政機関、関係住民、海岸利用者等との連携が重要である。特に、環境学習の場として、関係行政機関の資料館、公園、砂浜等をネットワークで結び、研究者やNPO等と連携し海の教室などを開催するなどして、海岸のことを次世代へ伝えることが課題である。



### (3) 海岸における公衆の適正な利用に関する課題

- 砂浜海岸は、ここを好む動植物が生息・繁茂する場であるが、人為によって簡単に変貌・破壊されるため、過剰な利用はできる限り避けなければならない。場所によっては車両等の乗り入れの規制などが必要である。また、岩石海岸は、ここを好む動植物の宝庫であるので、特に、希少種が生息する区域においては、その旨を一般に明示し注意を喚起することが必要である。こうした動植物の生息環境を保全・保護することが課題である。
- 海岸では、河川等からの流入ゴミの増加、海岸利用者等によるゴミの放置・散乱、車両等の乗り入れによる海浜植生などの踏み荒らし、飛砂などによる住宅などへの影響等、様々な負の環境問題が発生している。この問題を解決するため、関係行政機関の役割を定め、流域や沿岸の関係住民等の参加による改善策を打ち出すことが課題である。
- 海洋レクリエーション利用者等の増加により、漁業を営む区域と海洋レクリエーション利用の区域が輻輳し、漁業活動などにも支障をきたしている。長期的視点から、利用目的ごとに区域の調整や海岸利用者のマナーの向上の徹底など、ソフト面の体制・手法を整えることが課題である。また、夏季を中心に、海水浴等の海岸利用者が増加するため、海岸利用と近接の生活環境との調和を図ることが課題である。
- 海洋レクリエーション利用者等の増加により、波にさらわれたり、潮流に流される事故が発生している。これらの事故を未然に防止するため、自然とのふれあいによる海の安全利用の教育やライフセービング等について、学校、民間等が連携して、海洋レクリエーション利用者等へ意識啓発を行うことが課題である。
- 海岸で発生する災害において、ハード対策、ソフト対策の取りうる手段を組み合わせた総合的な対策を講じることに努めることが課題である。また、ハード対策に過度に依存することなく、避難訓練や防災教育、後世への伝承等、ソフト対策を充実させ、行政をはじめ、地域や一人ひとりが努力を積み重ねていくことが重要である。
- 海へ近づきにくい海岸においては、自然環境の保全に留意しつつ、必要に応じ、海とのふれあいの場を確保するため、海へアクセスが出来るようにすることが課題である。また、高齢者や障害者等が、日常生活の中で安全で安心して海岸へ近づき、自然と触れ合えるようにするため、利用の多い海岸においては、海岸保全施設等の親水性の向上やユニバーサルデザイン化が課題である。
- 海岸利用を促進するためには、幹線道路から海岸へのわかりやすいルート表示や案内表示、さらに海岸での便利施設へのルート表示や案内表示などを充実させることが重要である。また、最寄り駅から海岸までの公共や民間施設等で、ユニバーサルデザイン化されている施設、区域等の情報をスムーズに提供できるようにすることが重要である。このためには、沿岸の関係行政機関等と連携を図った取り組みをすることが課題である。
- 沿岸の港や河川等に不法係留されている放置艇については、港湾法等の関連法による対応と合わせて、係留禁止区域等の設定を視野に入れた対応策の検討及び適切な処置を迅速に行うためのルールづくり、体制づくりをすることが課題である。
- 相模灘沿岸の三浦、鎌倉、小田原等には、歴史・文化を有する市町や人々の暮らしを伝える文化を有する地域が存在している。こうした歴史・文化は、一度失ってしまうと復元が困難となることが多い。歴史・文化の継承は沿岸において、生活環境はもとより、漁業、観光や海洋レクリエーション利用などの産業にとっても貴重な資源であり、人々に憩いと安らぎを与えてくれるものとして重要である。この重要性に鑑み、歴史・文化資源や海岸との関係が深い伝統行事やイベント等を保全し、次世代へ継承することが課題である。



高浜海岸（海の駅）



高浜海岸（海の駅）



小田原漁港（朝市）



三浦半島海岸（津島祭） 鎌倉市三浦

## 2-1-5 海岸保全の方向に関する事項

## (1) 基本理念・基本方針

## a: 基本理念

相模灘沿岸における海岸保全の方向性を定めるにあたり、本沿岸への対応及びその保全についての「基本理念」及び「テーマ」を以下のように設定する。

## &lt; 基本理念 &gt;

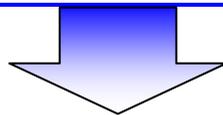
相模灘沿岸は、首都圏に近く、多くの人口を抱えているにもかかわらず、先人の努力により自然海岸が多く残された貴重な空間である。海岸に立てば長く伸びる砂浜と磯、その背後には伊豆の山々、箱根火山、富士山、丹沢連峰、大磯丘陵、江の島、三浦半島、天気が良ければ遠く房総半島が望め、海と山とが見事に調和した眺望美がある。まさに、「うるおいある空間」であり「癒しの空間」とも言える。また、神奈川の「生命の川」あるいは「母なる川」の異名を持つ相模川、「暴れ川」あるいは「母なる川」の異名を持つ酒匂川の2大河川が流入し、本沿岸はこれらの河川から様々な影響を受けて成長し、そして自然海岸を作った。

このような相模灘沿岸域は、豊かな自然を有し、温暖な気候であることから、縄文時代以前から今日まで住み良い土地であった。同時に漁業や農業、文化、観光、海洋レクリエーション利用等の場としても、様々な利用されてきたため、人と海が深く結びつき、人々の生活・文化の中には海の影響が色濃く残されている。こうしたことから、歴史的にも新たな遊び・文化が生み出されるなど、常に時代の先端的な発信地となり、特徴ある沿岸として発展してきた。

近年の人と海を取り巻く環境は、海岸を利用する人々の価値観の多様化、自然とのふれあいに對する欲求、自然環境に対する認識の高まりなどに伴って、急速に変化してきている。この大きな社会的動向のもとで、首都圏において豊かな自然環境と独自の海文化を形成している本沿岸の存在価値はさらに高まっている。しかし、流域・沿岸域の都市化による水質の変化、流入水量の減少、砂浜の減少、ゴミの増加、過剰利用等により「美しい相模灘の自然海岸とその眺望」は変貌をきたしてきている。

一方、災害を引き起こす自然的誘因が多く内在し、かつ、その災害を大きくする人為的素因（住宅の密集等）も増大しているため、津波、高潮、高波浪等の災害から背後地を防護するための保全施設が求められている区域も有している。しかし、防護、環境及び利用において求められているそれぞれの重要度が高く、その調整が必要とされるため、施設整備にあたっては、関係住民、海岸利用者は言うに及ばず、生態系や景観にも十分な配慮が必要である。「美しい相模灘の自然海岸と眺望」の中に溶け込むような施設づくりを計画理念とし、防護、環境及び利用の調和ある海岸保全を目指すものとする。そして、今後予想される少子高齢化、地球温暖化、漁業資源の枯渇、レジャーの多様化等海岸をとりまく状況の変化に対処できるような取り組みを目指すものとする。

先人の努力によって守られ、育まれてきたこのような本沿岸の自然、歴史、文化等を、時代の流れとの調和を図りつつ将来にわたって維持し、次世代に引き継いでいくことが私たちの重要な課題であり、責務である。



## &lt; テーマ &gt;

みんなで守り・楽しみ・伝えよう

相模灘の豊かな自然と悠久な歴史・文化

**b：基本方針**

相模灘沿岸の海岸保全に関する「**基本方針**」を以下のように設定する。

**< 基本方針 >****■ 安全に生活できる海岸づくりを進める**

- ・ 津波、高潮、越波、海岸侵食等から人々の安全で安心な生活を守るために、海岸保全施設の新たな整備、機能低下した施設の改良・改築などを推進するものとする。
- ・ 砂浜海岸にあっては、現状の砂浜を保全することを基本として、その際、土砂の運動領域を「流砂系・漂砂系」という概念で捉え、河川流域も含めた広域的な視点に立った対応を適切に講じるものとする。
- ・ 海岸保全施設による防災対策だけでなく、行政が主導しつつ関係住民と一体となって、海岸防災にかかるソフト対策などを推進し、適宜、避難訓練等を実施するものとする。

**■ 環境・利用に配慮した施設整備を進める**

- ・ 海岸保全施設の整備に当たっては、自然再生に資するものかの検討も含めて、線的防護方式だけでなく、砂浜の消波機能等を組み合わせる面的防護方式にも取り組むものとする。
- ・ 海岸保全施設の整備に当たっては、防護機能のみではなく、漁業資源保全、海洋レクリエーション利用等における利便性・親水性、自然環境や景観の保全など、多面的な配慮に努めるものとする。
- ・ 海岸保全施設の整備に当たっては、防護機能のみでなく、ユニバーサルデザイン化に取り組むものとする。

**■ 相模灘の豊かな自然環境と景観を保全する**

- ・ 相模灘沿岸は、砂浜、植生、岬、夕照等が織りなす美しい景観を有しており、地域の文化、観光、海洋レクリエーション利用等の重要な資産となっている。この貴重な景観が損なわれることのないように、その保全を図るものとする。
- ・ 砂浜海岸は、防災上の機能に加え、人と海とのふれあいの場として重要な役割を果たしているため、砂浜海岸を積極的に保全し、生態系等に配慮することに努めるものとする。
- ・ 砂浜海岸への車両等の乗り入れやゴミの放置・散乱などの問題に対しては、海岸利用のマナーの向上やルールづくりとその周知に努めるものとする。

**■ 海岸へのアクセス確保と漁業、海洋レクリエーション利用等の利用調整を図る**

- ・ 海へ近づきにくい海岸においては、必要に応じ、海とのふれあいの場を確保するため、海へのアクセスが可能となるよう図るものとする。
- ・ 漁業と海洋レクリエーション利用の区域が輻輳しているため、利用目的ごとに区域の調整や海岸利用者のマナーの向上の徹底など、ソフト面の体制・手法を整え、海岸の有効活用を図るものとする。

**■ 地域と一体となった海岸づくりを進める**

- ・ 海岸の保全を適切かつ効果的に進めていくため、特に、海岸保全施設の整備については、関係行政機関、関係住民、学識経験者、漁業者、海洋レクリエーション利用者、障害者等からなる協議会などの組織を作り、地域と一体となった海岸づくりを講じるものとする。
- ・ 海洋レクリエーション利用者等の安全意識を高めていくため、関係住民、学識経験者、漁業者、ライフセービング等の団体などと連携して、海岸の安全教育等の活動普及を図るものとする。
- ・ 沿岸の総合的な管理を実施するために、研究者やNPO等を含む関係者間で情報の共有化を図るものとする。

**■ 貴重な歴史・文化を保全・継承する**

- ・ 先人から受け継いだ相模灘沿岸の貴重な歴史・文化を保全し、継承するよう努めるものとする。
- ・ 海岸との関係が深い伝統行事やイベント等については、沿岸の関係行政機関等と連携し、支援するものとする。

## (2) ブロック毎の長期的な在り方

各ゾーンの自然的・社会的特性及び基本理念・基本方針を踏まえ、ブロック毎の「長期的な在り方」を以下のように設定する。

ブロック名称	長期的な在り方
I. 横須賀 ブロック (①~③ゾーン)	<p><b>&lt;ブロックの特性&gt;</b></p> <p>本ブロックは、リアス式海岸の様相から弓形の砂浜まで多様な景観を呈し、砂浜が延々と続く湘南地域の海岸とは異なった海の特徴を示す。また隆起平磯からなる特異な海岸地形が剣崎から諸磯までの区間で顕著である。</p> <p>この変化に富んだ海岸景観を楽しめるように、磯伝いに「関東ふれあいの道」(三浦・岩礁のみち、荒崎・潮騒のみちなど)が配置されている。</p> <p>漁業も盛んに行われており、東京湾・相模灘から多くの魚種を水揚げし、大消費地東京の供給拠点として重要な役割を果たしている。</p> <p>緑豊かな山々に囲まれており、良好な保養地として歩んできた歴史を有し、葉山御用邸をはじめ歴史的施設や景勝地等を有している。また、緑地や動植物の生息地・産卵地が沿岸に広く分布している。</p>
『磯・緑・ 漁業の共生 ブロック』	<p><b>&lt;ブロックのこれからの方向性&gt;</b></p> <p>○ 多様な海の景観を活かし、環境保全に配慮しながら観光資源としての利用を目標とするものとする。また、現状を維持し、新たな存在価値を創出し、特徴のある観光資源として発展することを目標とするものとする。さらに、豊かな歴史的風土を保全し、風格のあるリゾート地区の形成を目標とするものとする。</p> <p>○ 漁業の振興、海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を目標とするものとする。</p> <p><b>&lt;海岸の防護について&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海岸に近接して市街地や観光地が迫る区域は、土地利用、住環境、海岸利用に配慮しつつ津波、高潮対策を推進し、一定の防護水準の確保を目標とするものとする。</li> <li>・ 海岸保全施設の改築に当たっては、海岸環境と利用に配慮することを目標とするものとする。</li> <li>・ ポケットビーチは、現状の砂浜を保全し、砂浜の防災機能を最大限に発揮できるよう努め、必要度に応じた海岸侵食対策の実施を目標とするものとする。</li> <li>・ 干潟や平磯等を有する岩石海岸は、極力自然環境を損ねることのない工法を選択することを目標とするものとする。</li> </ul> <p><b>&lt;海岸環境の整備と保全について&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑地や動植物の生息地・産卵地等が沿岸に分布しており、これらを保全・保護するとともに、海岸では、防護と利用との調和を図ることを目標とするものとする。</li> <li>・ 干潟、藻場等の漁業資源も豊富に存在する。これらの自然の財産を保全・保護し、次世代へ継承することを目標とするものとする。</li> <li>・ 磯と磯の間で狭く発達するポケットビーチは、砂浜を生息環境とする動植物に対する財産であるため、この保全・保護を目標とするものとする。</li> <li>・ 海岸漂着ゴミや不法投棄ゴミ、放置艇等の対策に対しては、その状況に応じて関係行政機関等と連携して、排出者の特定を含めて適切に処理が行なわれるよう啓発、撤去等の対策を目標とするものとする。</li> </ul> <p><b>&lt;公衆の適正な利用について&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 沿岸の自然環境に配慮しつつ、清潔で安全な海水浴場等の整備が促進されるよう関係機関との連携を目標とするものとする。</li> <li>・ 漁業、海水浴、サーフィン等の海岸利用者間の利用調整の取り組みに対して支援するとともに、それらの利用が適正に行われるよう付帯施設等の整備を進めるなど、海岸利用のマネー向上を目標とするものとする。</li> <li>・ 沿岸の自然環境や海洋レクリエーション利用等を軸とした教育・学習・体験・交流の場づくりが促されるよう、関係機関と連携して学習拠点の形成を目標とするものとする。</li> <li>・ 海岸の環境整備を進めるとともに、隆起平磯海岸の奇観と沿岸に点在する緑地、旧所・名跡をネットワークで結び、地域の歴史や文化を学べる場の整備が促進されるよう関係行政機関等を支援し、「三浦・岩礁のみち」等の保全を図ることを目標とするものとする。</li> <li>・ マリーナの利用効率及びサービスの向上等、マリーナを核とする海洋リゾート拠点の整備が促進されるよう関係機関と連携し、その形成を目標とするものとする。</li> </ul>

ブロック名称	長期的な在り方
II. 藤沢 ブロック (④~⑤ゾーン) 『海・文化・ 歴史の共生 ブロック』	<p><b>&lt;ブロックの特性&gt;</b></p> <p>本ブロックは、丘陵地・小低地及び相模川左岸平野部の浜堤と背後の低地からなる。海岸はポケットビーチ及び弓状に伸びる細粒の砂浜で飛砂が多いため、引地川右岸から西側では砂防林が造成されている。鎌倉幕府につながる歴史・文化遺産を持っている。</p> <p>沿岸に国道 134 号が走り、鎌倉ではこの道路擁壁が護岸の機能を果たし、その背後地には、浜堤を利用して開発された閑静な住宅地等が広がっている。首都圏近郊の工業・商業地としても発展し、大学等の教育施設の立地が進むなど、多様な側面を持つ。</p> <p>海岸はほとんどが遠浅の砂浜で、海水浴場に適しており、毎年多数の海水浴客が訪れる。本ブロックのほぼ中央部に位置する江の島は観光地として全国にその名を知られ、隣接する茅ヶ崎海岸は浜降祭が開かれることで有名である。</p> <p>周辺は沿岸漁業も盛んで、定置網漁業やシラス船びき網漁業等が行われている。</p> <p><b>&lt;ブロックのこれからの方向性&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 豊かな自然環境と歴史的風土を保全し、快適な住環境の整備を目標とするものとする。</li> <li>○ また、文化的な地域として発展してきた歴史的経緯を生かした趣のある地区の形成を目標とするものとする。</li> <li>○ 豊かな緑と連坦する美しい砂浜を保全するとともに、都市的魅力も備えた沿岸の特性を活かした快適な生活環境づくりを目標とするものとする。</li> <li>○ 相模湾の文化の創造拠点として、広域化・多様化する海洋レクリエーション利用を軸に、海洋リゾート拠点の形成を目標とするものとする。</li> </ul> <p><b>&lt;海岸の防護について&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海岸に近接して市街地や観光地が迫る区域は、土地利用、住環境、海岸利用に配慮しつつ津波、高潮対策を推進し、一定の防護水準の確保を目標とするものとする。</li> <li>・ 海岸保全施設の改築に当たっては、海岸環境と利用に配慮することを目標とするものとする。</li> <li>・ 海岸保全施設による侵食対策は、湘南地域の海岸のイメージと自然海岸を破壊しないよう、かつ、一定の防護水準を確保しながら海岸環境と利用に配慮した防護を目標とするものとする。</li> <li>・ 砂浜や砂防林等を介して市街地が接する区域の防護に当たっては、現状の砂浜を保全することを基本として、海岸ごとの特性を考慮した砂浜の幅と適度な勾配を持つ砂浜を目標とし、砂浜の消波機能を最大限に発揮させることを目標とするものとする。</li> </ul> <p><b>&lt;海岸環境の整備と保全について&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長い砂浜が海岸特性であり、砂浜は、砂浜を生息地とする動植物の共通の財産である。特に、砂草帯は、生態系の1つであるとともに、人に安らぎを与え、飛砂を防止する保全機能も備えている。これらの自然の財産を保全し、次世代へ継承することを目標とするものとする。</li> <li>・ クロマツを主木とする砂防林は、飛砂防備・防潮・防風・津波の軽減や森林浴や癒しの効果を発現する重要な林である。これを保全・整備し、白砂青松の自然海岸を目標とするものとする。</li> <li>・ 海岸漂着ゴミや不法投棄ゴミ、放置艇等の対策に対しては、その状況に応じて関係行政機関等と連携して、排出者の特定を含めて適切に処理が行なわれるよう啓発、撤去等の対策を目標とするものとする。</li> </ul> <p><b>&lt;公衆の適正な利用について&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 藤沢ブロックの海岸の砂浜を美しく、安全で、いきいきした海岸のまま次世代へ継承するため、関係行政機関と連携し、公衆の適正な利用に係る模範海岸を目標とするものとする。</li> <li>・ 沿岸の自然環境に配慮しつつ、清潔で安全な海水浴場等の整備が促進されるよう関係機関と連携し、海岸活動拠点の形成を目標とするものとする。</li> <li>・ 漁業、海水浴、サーフィン等の海岸利用者間の利用調整の取り組みに対して支援するとともに、それらの利用が適正に行われるよう付帯施設等の整備を進めるなど、海岸利用のマナー向上を目標とするものとする。</li> <li>・ 海岸と砂草・堆砂垣、砂防林等を良好に維持管理し、それらが一体となって作り出す簡素で自然な風景を愛でることが出来る自転車歩行者専用道路等を関係行政機関と連携し、維持・補修し、海岸散策の拠点となることを目標とするものとする。</li> <li>・ 沿岸に点在する緑地、旧所・名跡と海岸をネットワークで結び、地域の歴史・文化を学べる場を関係機関と連携して整備することを目標とするものとする。</li> <li>・ マリーナの利用率及びサービスの向上等、マリーナを核とする海洋リゾート拠点の整備が促進されるよう関係機関と連携し、その形成を目標とするものとする。</li> </ul>

ブロック名称	長期的な在り方
III. 平塚 ブロック (⑥～⑦ゾーン) 『砂・緑・ 文化の共生 ブロック』	<p><b>&lt;ブロックの特性&gt;</b></p> <p>本ブロックは相模川右岸平野部の浜堤と大磯・二宮の隆起海岸段丘である。平塚市には湘南ひらつかビーチセンターが設置され、各種ビーチスポーツのほか、夏にはビーチバレー大会などが行われている。大磯町は、日本初の海水浴場が照ヶ崎に開設されるなど、戦前からリゾート地として知られている。二宮町では花火大会やマラソン大会等、人々に潤いを与える催しが行われている。</p> <p>温暖な気候に恵まれ、平坦地が住宅・農業等に幅広く利用されて発達してきた。照ヶ崎を挟み、東西で海底地形が変化する。照ヶ崎より東側の海岸は、やや急深の海岸となり、照ヶ崎より西側は、やや遠浅の海岸へと変化する。</p> <p>大磯や二宮海岸は、西湘バイパスの開通までは自然海岸の状態であったが、昭和47年1月全線開通後、道路擁壁が護岸の機能を果たしている。</p> <p>近年、海岸は河川からの土砂供給の減少等で侵食が進行し、かつ、前面に相模トラフを擁し、急深で、高波浪が発生し易い海岸である。</p> <p>周辺は観光海岸利用のほか沿岸漁業も盛んで、定置網漁業やシラス船びき網漁業等が行われている。</p> <p><b>&lt;ブロックのこれからの方向性&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 豊かな緑と連坦する美しい砂浜を保全し、住宅地としてのみでなくリゾート地としても快適な生活環境づくりを目標とするものとする。</li> <li>○ 日本初の海水浴の発祥の地としての歴史を尊重し、美しい海岸と緑の保全を目標とするものとする。</li> <li>○ 平塚の漁業は、目の前の海で獲れる新鮮で美味しい魚介類を供給するだけでなく、海の自然を守り、その豊かさ、楽しさを市民との協働により新しい海業として展開することを目標とするものとする。</li> </ul> <p><b>&lt;海岸の防護について&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海岸に近接して市街地が迫る区域は、土地利用、住環境、海岸利用に配慮しつつ津波、高潮対策を推進し、一定の防護水準の確保を目標とするものとする。</li> <li>・ 海岸保全施設の改築に当たっては、海岸環境と利用に配慮することを目標とするものとする。</li> <li>・ 海岸保全施設による侵食対策は、湘南地域の海岸のイメージと自然海岸を破壊しないよう、かつ、一定の防護水準を確保しながら海岸環境と利用に配慮した防護を目標とするものとする。</li> <li>・ 砂浜や砂防林等を介して市街地が接する区域の防護に当たっては、現状の砂浜を保全することを基本として、海岸ごとの特性を考慮した砂浜の幅と適度な勾配を持つ砂浜を目標とし、砂浜の消波機能を最大限に発揮させることを目標とするものとする。</li> <li>・ 平成19年台風第9号により砂浜が流出し護岸等が被災した大磯港から二宮漁港までの区間においては、通常時と高波浪時で方向の異なる沿岸流に対しても砂礫流出を防ぐ対策により砂浜の回復を図ることを目標とするものとする。</li> </ul> <p><b>&lt;海岸環境の整備と保全について&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長い砂浜が海岸特性であり、砂浜は、砂浜を生息地とする動植物の共通の財産である。特に、砂草帯は、生態系の1つであるとともに、人に安らぎを与え、飛砂を防止する保全機能も備えている。これらの自然の財産を保全し、次世代へ継承することを目標とするものとする。</li> <li>・ クロマツを主木とする砂防林は、飛砂防備・防潮・防風・津波の軽減や森林浴や癒しの効果を発現する重要な林である。これを保全・整備し、白砂青松の自然海岸を目標とするものとする。</li> <li>・ 海岸漂着ゴミや不法投棄ゴミ等の対策について、その状況に応じて関係機関と連携し、排出者の特定を含めて適切に処理が行なわれるよう啓発、撤去等の対策を目標とするものとする。</li> </ul> <p><b>&lt;公衆の適正な利用について&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平塚ブロックの海岸の砂浜を美しく、安全で、いきいきした海岸のまま次世代へ継承するため、位置づけて関係行政機関と連携し、公衆の適正な利用に係る模範海岸を目標とするものとする。</li> <li>・ 沿岸の自然環境に配慮しつつ、清潔で安全な海水浴場等の整備が促進されるよう関係機関と連携し、海岸活動拠点の形成を目標とするものとする。</li> <li>・ 漁業、海水浴、サーフィン等の海岸利用者間の利用調整の取り組みに対して支援するとともに、それらの利用が適正になされるよう付帯施設等の整備を進めるなど、海岸利用のマナー向上を目標とするものとする。</li> <li>・ 海岸と砂草・堆砂垣、砂防林等を良好に維持管理し、それらが一体となって作り出す簡素で自然な風景を愛でることが出来る散策路等を関係行政機関と連携し、整備されることを目標とするものとする。</li> <li>・ 砂浜・礫浜海岸はキス釣り等投げ釣りのメッカであり、また、西湘バイパス北側には太平洋岸自転車道路が設置され、人々に利用されているため、釣り等海に親しむことが出来るよう関係行政機関等との連携を目標とするものとする。</li> <li>・ 港湾や漁港等の利用効率及びサービスの向上等港を核とする産業、リゾート基地の整備が促進されるよう関係行政機関等と連携し、産業、リゾート拠点の形成を目標とするものとする。</li> </ul>

ブロック名称	長期的な在り方
IV. 小田原 ブロック (⑧～⑩ゾーン)	<p><b>&lt;ブロックの特性&gt;</b></p> <p>本ブロックは、地形・地質的に小田原漁港を境に西部と東部に分けることができる。東部は隆起海岸段丘、平野及び砂浜海岸、西部は箱根火山山脚部の岩石海岸である。典型的な急深な海岸で相模トラフとなり、高波浪や津波の被害を被った地域である。</p> <p>小田原市は小田原城、真鶴町は真鶴半島、湯河原町は湯河原温泉を有するなど、有名な観光資源に恵まれている。また、小田原海岸は市街にも近く市民の憩いの場であり、根府川から湯河原海岸は磯釣りのメッカである。さらに、斜面を利用して柑橘類が至る所で栽培されている。このように、本ブロックは、住居・歴史・農水産業・商工業・自然・観光・気候等いずれをとっても恵まれた地域である。また、沿岸では、大型定置網、刺網漁業が盛んに行われ、小田原漁港を中心に県西地域の水産業を支えている。本ブロックでは、緑地や動植物の生息地・産卵地等が沿岸の広い範囲に分布している。</p>
『やまなみ・ 緑・歴史の 共生ブロック』	<p><b>&lt;ブロックのこれからの方向性&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 砂浜を保全し、市民が身近に利用できる海岸を目指すとともに、加工、流通、販売等の機能が一体となった漁業関連施設と連携した海の総合的活用を目標とするものとする。</li> <li>○ 豊かな自然を活かし、生きた海を育み、自然を学ぶレクリエーション地区の形成を目標とするものとする。また、温泉や果樹園等とのネットワーク化による観光リゾート地区の形成を目標とするものとする。</li> <li>○ 陸海一体となった海洋レクリエーション利用の形成を目標とするものとする。また、自然公園等の整備や港湾機能の向上を図るとともに、産業の拠点としての整備を目標とするものとする。</li> </ul> <p><b>&lt;海岸の防護について&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海岸に近接して市街地や観光地が迫る区域は、土地利用、住環境、海岸利用に配慮しつつ高潮、津波対策を推進し、一定の防護水準の確保を目標とするものとする。</li> <li>・ 海岸保全施設の改築に当たっては、海岸環境と利用に配慮することを目標とするものとする。</li> <li>・ ブロック等による消波施設箇所は、自然海岸の再生という在り方に基づいて、面的防護方式等により砂浜の復元を検討し、その対策を目標とするものとする。</li> <li>・ 海岸の防護に当たっては、現状の砂浜を保全することを基本として、海岸ごとの特性を考慮した砂浜の幅と適度な勾配を持つ砂浜を目標とし、砂浜の消波機能を最大限に発揮させることを目標とするものとする。</li> <li>・ 平成19年台風第9号により大量の砂礫が海底谷へ流出し、大規模な海岸侵食が生じた二宮漁港から酒匂川までの区間においては、急峻な海底谷が迫ることから、酒匂川からの供給土砂の流出を防ぐ対策により砂浜の回復を図ることを目標とするものとする。</li> <li>・ 大正時代に築造された海岸保全施設については、その設置経緯を把握し、その果たした役割を尊重し、出来る限り海の保全文化として後世に伝えることを目標とするものとする。</li> </ul> <p><b>&lt;海岸環境の整備と保全について&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑地や動植物の生息地・産卵地等が沿岸に分布しており、これらを保全・保護するとともに、海岸では、防護と利用との調和を図ることを目標とするものとする。</li> <li>・ 本沿岸は、岩石海岸と砂浜海岸となっており、藻場等の漁業資源も豊富に存在している。これら自然の財産を保全・保護し、次世代へ継承することを目標とするものとする。</li> <li>・ 海岸漂着ゴミや不法投棄ゴミ等の対策について、その状況に応じて関係機関と連携して、排出者の特定を含めて適切に処理が行なわれるよう啓発、撤去等の対策を目標とするものとする。</li> </ul> <p><b>&lt;公衆の適正な利用について&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ この海岸を美しく、安全で、いきいきした海岸のまま次世代へ継承するため、砂浜と岩石の自然海岸として位置づけて関係行政機関と連携し、公衆の適正な利用に係る模範海岸を目標とするものとする。</li> <li>・ 沿岸の自然環境に配慮しつつ、清潔で安全な海水浴場等の整備が促進されるよう関係機関と連携し、海岸活動拠点の形成を目標とするものとする。</li> <li>・ 漁業、海水浴、サーフィン等の海岸利用者間の利用調整の取り組みに対して支援するとともに、それらの利用が適正に行われるよう付帯施設等の整備を進めるなど、海浜利用のマナー向上を目標とするものとする。</li> <li>・ 沿岸に点在する緑地、旧所・名跡と海岸をネットワークで結び、地域の歴史・文化を学べる場の整備が促進されるよう、特に、小田原市内で既存防潮堤天端を活用したものや真鶴半島自然探勝歩道等の観光と海洋レクリエーション利用との融合を生み出す事業の展開を目標とするものとする。</li> <li>・ 砂浜海岸はキス釣り等投げ釣りのメッカであり、岩石海岸は磯釣りのメッカである。釣りやその他海に親しむことが出来るよう、関係行政機関等との連携を目標とするものとする。</li> <li>・ 港湾や漁港等の利用効率及びサービスの向上等港を核とする産業、リゾート基地の整備が促進されるよう関係行政機関等との連携を目標とするものとする。</li> </ul>

## 2-2 海岸の防護に関する事項

### 2-2-1 海岸の防護の目標

#### (1) 防護すべき地域

本計画における防護すべき地域とは、海岸保全施設が整備されていない場合に、海岸背後地の人命や財産に対して被害の発生が予想される以下の地域とする。

##### ○ 高潮・波浪からの防護

防護水準として設定した潮位と波浪が同時に発生した場合の浸水区域とする。

##### ○ 津波からの防護

地域海岸毎に設計津波として設定した津波が来襲した場合の浸水区域とする。

##### ○ 侵食からの防護

侵食による汀線後退が現在と同じ速度で50年間侵食が進むと想定した場合の影響区域とする。

#### (2) 防護水準

海岸に作用する高潮や波浪等の外力は、想定外のものが発生するなど、大きさに幅がある。また、その対応方法にもハード、ソフト対策など種々考えられるが、防護の目標とすべき外力水準は以下のとおりとする。

##### ○ 高潮・波浪

“朔望平均満潮位”に“想定される最大の偏差”を加えた計画高潮位に来襲波浪によるうちあげ高を加えたものに対して防護することを目標とする。なお、来襲波浪は原則として30年再現確率相当とするが、背後地の土地利用の状況等に応じて、50年再現確率相当の波浪を適用するなど、柔軟に対応していく。

##### ○ 津波

地域海岸毎に数十年から百数十年に一回程度発生する頻度の高い津波を対象に、せり上がりを考慮したものに対して、防護することを目標とする。

##### ○ 海岸侵食

現状の砂浜の汀線を保持することを基本的な目標として、最低限の幅と必要に応じて海浜勾配の維持など、優れた消波機能を有する砂浜の回復を図ることを目標とする。

##### ○ その他

長期的には、地球温暖化に伴う海面上昇や気象・海象条件の変化も今後想定されるが、環境モニタリングの継続的实施による影響把握を基本目標とし、国や沿岸自治体との連携を図り、必要に応じて防護水準に加味していき、基本計画の見直しについて検討をする。

なお、計画天端高の設定方法については、越波流量にて決定する方法、余裕を見込んだ偏差量にて決定する方法等もある。また、背後地の安全性を確保しつつ、「環境」「利用」に配慮すれば、その他の設定方法も考えられる。

<神奈川県沿岸 海岸保全施設の防護水準の考え方について>

海岸保全施設の天端高は、高潮・波浪に対して必要となる高さとならざる高さを比較して、高い方の値を基に設定する。

高潮・波浪対策のための施設の計画天端高の設定は、一般に以下の図（図 2-2-1）に表される。この計画天端高の考え方は、朔望平均満潮位（H.W.L）時に、設計対象の高潮と波浪が同時に発生することを想定している。

津波に対して必要となる高さ（施設の計画天端高）は、国から示された「設計津波の水位の設定方法等について」（平成 23 年 7 月 8 日）に基づき、数十年から百数十年に一回程度発生する頻度の高い津波を対象に設定することとする。（図 2-2-2）なお、最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先とし、住民等の避難を軸にハード・ソフト対策を組み合わせ合わせた総合的な津波対策を講じることに努める。

$$\text{計画天端高【高潮・波浪】} = \text{朔望平均満潮位} + \text{高潮偏差} + \text{うちあげ高} + \text{余裕高}$$

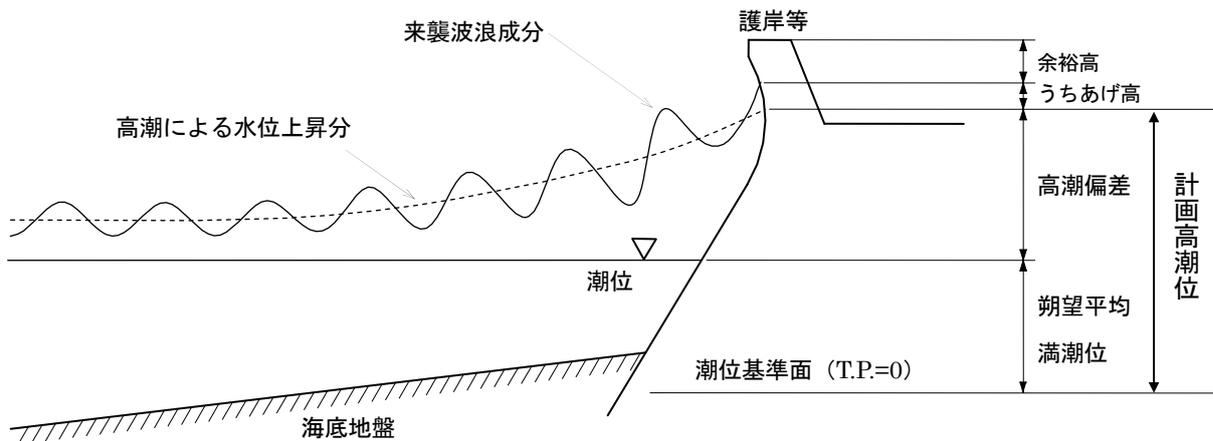


図 2-2-1 高潮・波浪による計画天端高の設定方法の模式図

$$\text{計画天端高【津波】} = \text{朔望平均満潮位} + \text{津波高（せり上がり考慮）} + \text{余裕高}$$

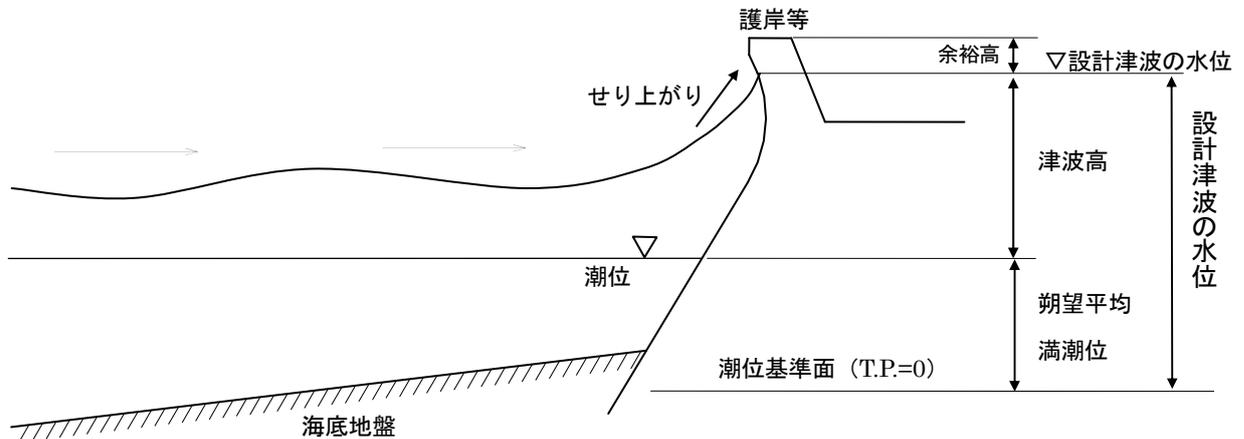


図 2-2-2 設計津波の水位による計画天端高の設定方法の模式図

用語説明

- うちあげ高：防護水準として設定した潮位と波浪が同時に発生した場合の堤防・護岸等に対する波のうちあげり高さのことである。
- 余裕高：堤防天端高設定における若干の不確実性を考慮して設定する高さであり、最大 1.0m を限度に決定されることが多い。
- 潮位基準面：東京湾平均海面（T.P.=0m）
- 高潮偏差：各海岸に対して最悪を想定した偏差
- 朔望平均満潮位：朔望の日から前 2 日後 4 日以内に現れる各月の最高満潮位を平均した水面。
- 津波高：津波によって海面が上昇した高さ。
- せり上がり：津波が堤防等に衝突した際、水塊が堤体に沿って上方にせり上がるさま

## 相模灘沿岸の設計水位

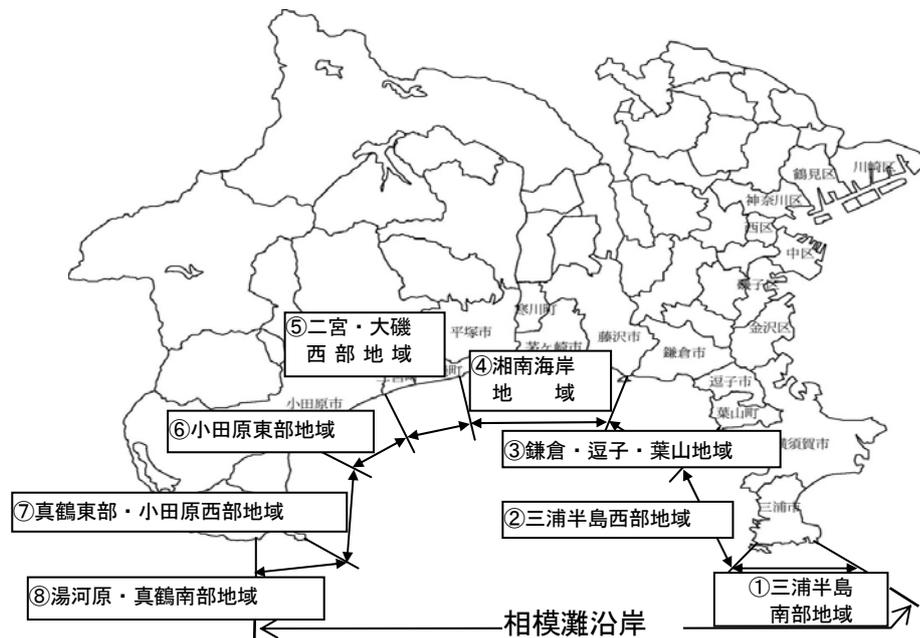
◎以下の表は「湾の形状や山付け等の自然条件」等により、海岸を広域的に捉えた地域海岸における設計水位を示したものである。この設計水位を基に各海岸の目指すべき計画天端高を設定する。

◎今後、整備にあたっては、目指すべき計画天端高を基に、海岸の機能の多様性への配慮、環境保全、周辺景観との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮しつつ、海岸管理者が適切に定めるものであることに留意する。

地域海岸名	高潮の防護水準	津波の防護水準	設計水位③ (①と②を比較) (T. P. +m)	備考
	高潮対策計画 (高潮に対する防護水準)	津波対策計画 (津波に対する防護水準)		
	うちあげ高の水位② <sup>注1)注2)</sup> (T. P. +m)	設計津波の水位 (せり上がり津波高)① <sup>注1)注3)</sup> (T. P. +m)		
①三浦半島南部地域	2.4~6.5	4.1	4.1~6.5	
②三浦半島西部地域	1.6~5.0	5.9	5.9	
③鎌倉・逗子・葉山地域	2.4~5.0	6.0	6	
④湘南海岸地域	1.9~6.3	6.3	6.3	
⑤二宮・大磯西部地域	9.9~11.4	5.1	9.9~11.4	平成19年台風第9号被災後の状況による波浪推算であり、現在、具体的な対策の検討を行っている。
⑥小田原東部地域	5.1~12.0	4.9	5.1~12.0	
⑦真鶴東部・小田原西部地域	3.5~10.2	7.1	7.1~10.2	
⑧湯河原・真鶴南部地域	6.1~6.8	6.4	6.4~6.8	

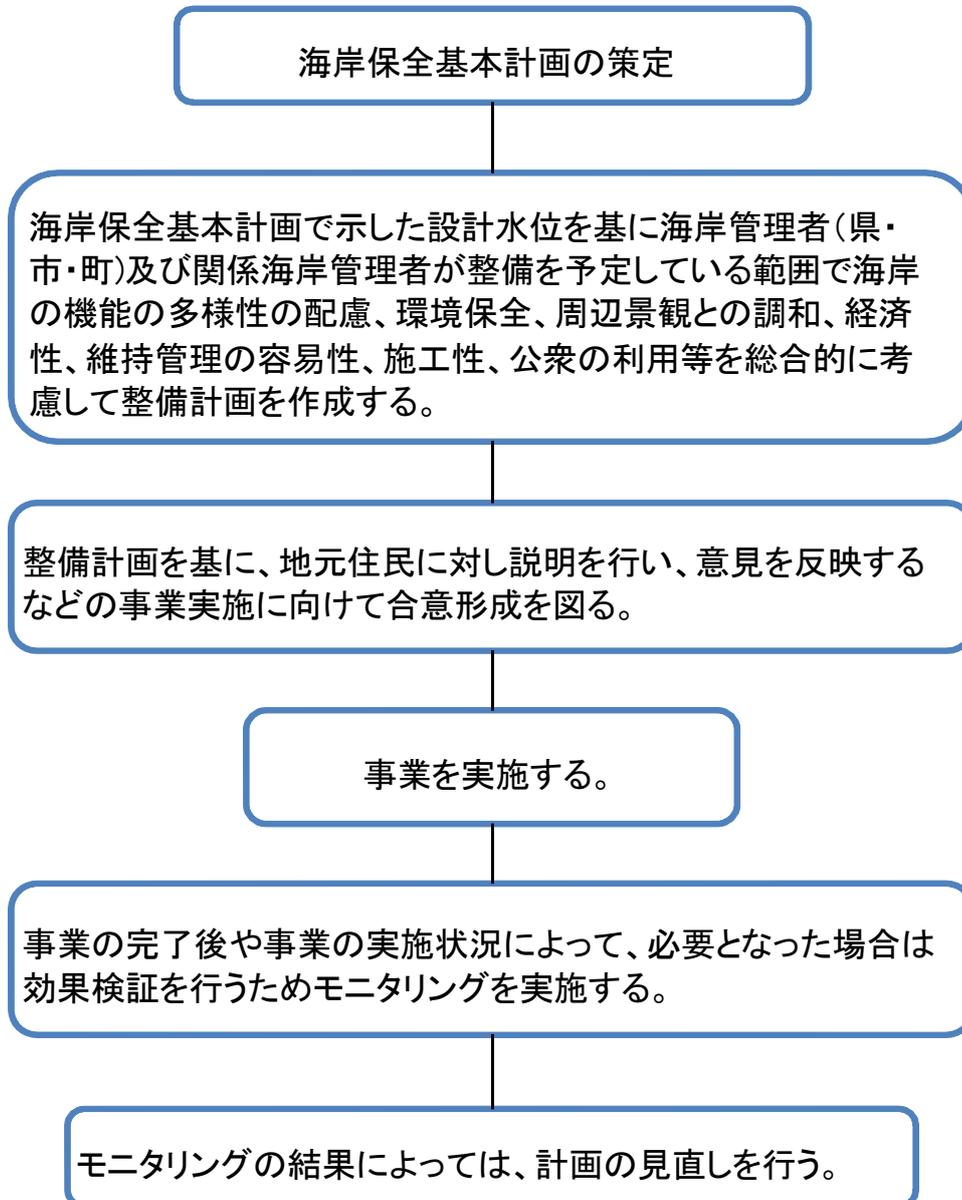
注)

- 1) 各水位は、各地域の防護ラインにおいて、直壁護岸とした場合の高さを言う。
- 2) 本編図2-2-1[朔望平均満潮位+高潮偏差+うちあげ高]を示した値。
- 3) 本編図2-2-2[朔望平均満潮位+津波高(せり上がり考慮)]を示した値。朔望平均満潮位は0.85mに設定している。
- 4) 高潮はH24年度海岸高潮対策工事設計業務委託(ゼロ県債)(その1)相模灘沿岸波浪推算業務委託を参照。
- 5) 津波はH26年度海岸高潮対策工事設計業務委託 県単(その1)津波予測調査業務委託を参照。



## 海岸保全施設等の整備フロー(例)

海岸保全基本計画の策定から整備後までの流れについて、一例を示したものであり、実際の整備に当たっては、手法を変えたり、繰り返したりする場合があることに留意する。



## 2-2-2 防護の目標を達成するための施策

### (1) 安全で安心して生活できる海岸の整備

- 相模灘沿岸は、これまで津波、高潮、越波、海岸侵食等の防止対策として海岸保全施設の整備が進められてきたが、保全機能が十分でない地区が残っていると同時に、新たに海岸侵食等が問題となってきた地区がある。また、既設の海岸保全施設の老朽化も懸念されている。そこで、本沿岸の人々の安全で安心な生活を守るために、海岸保全施設の新たな整備、機能低下や老朽化した施設の改良・改築及び新たな海岸侵食に対する防護を推進するものとする。
- 海岸保全施設の整備に当たっては、既存の施設の改良・改築など自然再生の取り組みに資するものかの検討も含めて、堤防あるいは消波工等単独で防護する線的防護方式だけでなく、人工リーフ等の沖合施設や砂浜の消波機能等を組み合わせる面的防護方式にも取り組むものとする。
- 海岸保全施設の整備に当たっては、背後地の防護機能のみではなく、漁業資源保全、海洋レクリエーション利用等における利便性、さらに、自然環境や景観の保全など、多面的な配慮に努めるものとする。
- 優れた消波機能を持つ砂浜の復元、松林等の海浜植生も含めた自然海岸の保全及び地域の特性を活かした海岸の整備が重要である。こうした海岸保全の取り組みを進める場合は、自然的・社会的特性の調査を十分、行った上で取り組むものとする。
- 海岸保全施設の整備に当たっては、背後地の防護機能のみではなく、景観、利便性及びユニバーサルデザイン化といった海岸へのアクセス向上にも配慮して、これらが一体となって海岸を守る方式が、利用度の高い海岸において重要である。
- 侵食が進行している海岸にあっては、現状の砂浜を保全することを基本として、最低限の幅と適度な勾配を持った砂浜全体の回復を図ることを目標とする。その際、沿岸漂砂の連続性を勘案し、侵食が進んでいる地域だけでなく砂の移動する範囲全体において、土砂収支の状況を踏まえた広域的な視点に立った対応が重要である。さらに、相模川や酒匂川のように上流にダムのある河川においては、土砂供給にかかる対策として、砂防、森林、ダム、河川及び海岸等に係る関係行政機関が一層の連携を図るとともに、関係住民、学識経験者等が一堂に会して議論を深め、その成果を施策に生かした取り組みが重要である。具体的には、「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」に示される「山・川・海の連続性をとらえたなぎさづくり」の考えに基づく総合土砂管理を進め、養浜を主体とした侵食対策を行い、モニタリングをしながら変化に応じた管理を行っていくものとする。
- 海岸保全施設の維持管理等については、定期的な点検、被災や異常箇所の早期発見等を実施して災害を未然に防止することに努めるものとする。
- 海岸の整備にあたって、海岸へつながる通路等の開口箇所については、津波、高潮・波浪により波の浸水が想定されるため、海岸管理者と通路等の管理者と技術協力等、安全を確保出来るように連携を図るよう努める。



### (2) 地域と一体となった防災対策

- 海岸保全を適切かつ効果的に進めていくためには、地域の意向に十分配慮し、地域との連携を図ることが重要である。特に、海岸保全施設の整備に当たっては、関係行政機関、関係住民、学識経験者、漁業者、海洋レクリエーション利用者、障害者等からなる協議会などの組織を作り、まとめた案をベースにして技術的な検討を行うなど、地域と一体となった計画を策定することに取り組むものとする。
- 災害に強い地域づくりを進めるため、海岸保全施設の整備と併せ、防災情報の提供や災害時の対応方法の周知など、関係行政機関等と関係住民とが連携し、初等教育等を含め、防災意識の向上及

び防災知識の普及が重要である。このため、行政が主導しつつ関係住民と一体となった防災対策を進める活動体制を整備することが必要である。具体的には津波、高潮のハザードマップ等の基礎資料となる浸水図の作成や海岸防災にかかるソフト対策を推進するとともに、適宜、避難訓練等を実施するものとする。

- 海岸における具体的なソフト対策として、海岸利用者に広く避難情報等を伝達するため、津波をはじめ高潮・波浪等の気象注意報・警報情報を表示し危険を知らせる津波情報盤や津波の浸水区域等を示した津波情報看板を設置し、また、津波の気象注意報、警報が発令された際のオレンジフラッグの掲出を推進するなど、情報の周知、伝達の工夫を図ることが必要である。



津波情報盤（湘南海岸公園）



津波情報看板（茅ヶ崎海岸）



津波情報看板の記載内容（茅ヶ崎海岸）



津波避難場所図記号



津波避難ビル図記号

## 2-3 海岸環境の整備及び保全に関する事項

### 2-3-1 沿岸の景観の保全

- 相模灘沿岸は、海面、岩礁、磯、砂浜、礫浜、岬、植生、夕照等が織りなす、多くの美しい海岸の景観を有しており、地域の文化、観光、海洋レクリエーション利用等の重要な資産となっている。この貴重な景観が損なわれることのないように、その保全を図るものとする。また、貴重な景観を活かすためには、展望のための良好な場所が不可欠であることから、可能な限り展望地及び海岸へのアクセスのための遊歩道等の環境整備を図るものとする。
- 砂浜海岸は、白砂青松などの美しい海岸景観の構成要素であるとともに、防災上の機能に加え、人と海とのふれあいの場として、また、海洋レクリエーション利用の場としても重要な役割を果たしている。したがって、砂浜海岸を積極的に保全し、生態系等に配慮することに努めるものとする。  
さらに、自然海岸を大切にするという基本認識のうえ、砂浜全体の変動状況について定期的に調査を実施し、その状況の把握に努めるものとする。
- 砂浜・礫浜や松林、集落、山並みなどの多様な構成要素があり、これらが一体として沿岸の景観を構成していることから、海岸保全施設の整備に当たっては、景観に溶け込むようにできるだけ配慮し、広い視点に立って、良好な海岸の景観の形成を図るものとする。
- 海岸の景観づくりを本沿岸全体に広げるため、神奈川県景観条例（平成18年12月施行）および神奈川県景観づくり基本方針（平成19年8月策定）により良好な風致景観の保全や拠点都市の景観形成と言った基本方向が示され、各関係行政機関は連携を図り、沿岸各地の環境情報の共有化等に努め、相模灘沿岸らしい自然の風景や漁村・農村・閑静な住宅風景といった集落景観の保全を図るものとする。



江の島と藤沢海岸

### 2-3-2 沿岸の植生の保全

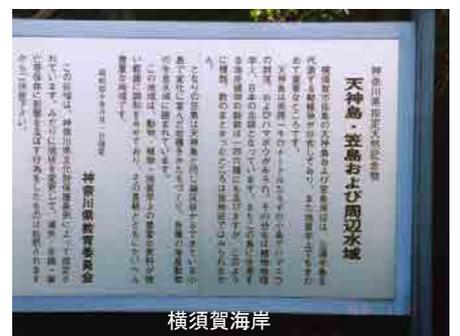
- 海岸保全施設の整備においては、事前に生態系の調査・分析を行うとともに、環境保全対策を計画し、植生に対してマイナスの影響が予測される場合には、ミチゲーションの考えに基づいて、極力これを緩和するための措置を講じるものとする。特に、海岸に分布する特定植物群落等の植生については、群落一体とした面的な保全に努めるものとする。
- 海浜植生の保全を進めるためには、関係行政機関と連携して、必要に応じて柵を設けて人の立入を制限するといった群落地内立入規制、マナー向上を図る啓発活動、関係住民等の参加による保護教育・保護活動の推進などにより、長期的・継続的な保全に努めるものとする。



茅ヶ崎海岸と砂防柵工

### 2-3-3 沿岸の生態系の保全・保護

- 相模灘沿岸では、陸域や海域で動植物などの生態系が広範囲に形成されている。こうした豊かな生態系は周辺環境の変化に対して非常に脆弱であり、一度破壊されるとその回復には長年月を要し、特に、干潟やサンゴ類の復元は困難となることが多い。これらの生態系は、漁業や観光などの産業にとってもかけがえのない貴重な資源であり、かつ、人々に憩いと安らぎを与えてくれるものとしても重要である。藻場や干潟、サンゴ類、海岸林等の生態系の保全・保護や再生は、水産資源の確保や栽培漁業にも有効であることから、海域の浄化対策や海岸利用者等のマナー向上などを含めた保全・保護に努めるものとする。
- 海岸環境に関する情報については、将来にわたり収集・整理・分析等を継続し、管理・公開していくことが望ましい。このため、関係行政機関と関係住民等が一体となって関係住民が参加しやすい情報管理のシステムづくりを図り、環境調査や環境教育を充実させ、生態系の保全・保護活動に努めるものとする。



横須賀海岸

## 2-4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

### 2-4-1 歴史・文化資源の保全

- 相模灘沿岸には、歴史を有する市町や人々の暮らしを伝える文化を有する地域が存在している。こうした歴史・文化は、一度失ってしまうと復元が困難となることが多い。歴史・文化の継承は沿岸において、生活環境はもとより、漁業、観光や海洋レクリエーション利用などの産業にとっても貴重な資源であり、人々に憩いと安らぎを与えてくれるものとして重要である。この重要性に鑑み、歴史・文化資源の保全に努めるとともに、海岸との関係が深い伝統行事やイベント等については、沿岸の関係機関等と連携し、支援するものとする。



横須賀海岸 荒崎の関東ふれあいの道  
「荒崎・潮騒のみち」



真鶴海岸 源頼朝ゆかりの史跡



三浦市 諸磯湾

### 2-4-2 地域連携の促進と海岸美化の活動

- 海岸におけるゴミ問題や内陸のゴミが河川を通じて沿岸に至るといった問題は、沿岸のみならず内陸を含めた問題であり、関係行政機関と流域住民などと連携した取り組みが重要である。このため、海岸美化を推進するとともに、現在進められている住民活動やボランティア活動をはじめ、観光業者、海岸利用者等の清掃活動に対して支援するものとする。
- 砂浜海岸への車両等の乗り入れやゴミの放置・散乱などの問題に対しては、快適で清潔な海岸を目指すという観点から、海岸利用のマナーの向上やルールづくりとその周知に努めるものとする。さらに、地域の海岸愛護や動植物愛護を促す環境教育、人材育成、これらに関する関係住民などの活動を支援するものとする。
- 関係行政機関及び関係団体の広報活動等を通じた、海岸美化活動の展開が重要である。このため、海岸利用者等へのゴミの持ち帰りなどの呼びかけのマナー向上に努めるものとする。



大磯町・大磯警察署  
大磯海岸の砂浜への乗り入れ禁止看板

### 2-4-3 沿岸の利便性向上と体験学習の場づくり

- 高齢者や障害者等が日常生活の中で安全で快適に海岸へ近づくことができ、身近に自然とふれあえるようにするため、利用の多い海岸においては海岸保全施設等のユニバーサルデザイン化を推進するよう努めるものとする。
- 幹線道路から海岸へのわかりやすいルート表示や案内表示、さらに海岸での利便施設へのルート表示や案内表示の設置等の充実を図るものとする。また、最寄り駅から海岸までの公共や民間施設等で、ユニバーサルデザイン化されている施設、区域等の情報をスムーズに提供できるよう、沿岸の関係行政機関等と連携を図るものとする。
- 海岸利用に伴い必要となるトイレ等の施設については、ユニバーサルデザイン化が進んでいるが、子供、お年寄り、障害者等が安心して利用できるよう、海岸管理者や関係行政機関、地域の活動団体等と連携した管理、運営を図るものとする。
- 沿岸の利便施設の内容や周辺環境の状況などについて、研究者やNPO等を含む関係者間で情報の共有化を図り、インターネットなどを通じ利用者へ情報が提供されるよう、関係行政機関と連携を図るものとする。
- 関係住民やボランティアによる干潟や磯場での自然観察、シュノーケリングといった海岸の動植物とふれあう環境学習などに対して支援するものとする。また、高齢者や障害者も、車イス等で安全に海岸の中を利用、学習できるよう、関係機関等と連携を図るものとする。

### 2-4-4 プレジャーボート対策の推進

- 沿岸の港や河川等に不法係留されている放置艇については、港湾法等の関連法による対応と合わせて、係留禁止区域等の設定を視野に入れた対応策の検討及び適切な処置を迅速に行うためのルールづくり、体制づくりを図るものとする。
- 国土交通省・水産庁による平成 22 年度『全国プレジャーボート実態調査』によれば、神奈川県海域及び河川域を含め神奈川県全域で 1,997 隻であった。神奈川県では平成 10 年 11 月に「神奈川県プレジャーボート対策要綱」を定めて、不法係留艇の撤去に向けた対策を講じるとともに、平成 14 年 4 月から「神奈川県プレジャーボートの保管場所に関する条例」が施行され、プレジャーボートの保管場所の確保を義務付けている。

### 2-4-5 海岸での利用調整

- 海洋レクリエーション利用者等の増加により、漁業を営む区域と海洋レクリエーション利用の区域が輻輳し、漁業活動などにも支障をきたしている。長期的視点から、利用目的ごとに区域の調整や海岸利用者のマナーの向上の徹底など、ソフト面の体制・手法を整えることが課題である。また、夏季を中心に、海水浴等の海岸利用者が増加するため、海岸利用と近隣の生活環境との調和を図ることが課題である。このため、海洋レクリエーション利用に伴う利用者間のトラブル防止及び海岸近隣居住者等に対する配慮のためのルールづくりや、その周知を行う関係行政機関等と連携を図るものとする。



平塚海岸の海・川・浜のルールブック

## 第3編 — 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項 —

第3編では、第2編に示した自然的・社会的特性や目標等に基づき、海岸の保全のために実施する海岸保全施設の新設又は改良に関する事項及び維持又は修繕に関する事項について示す。

### 3-1 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項

#### 3-1-1 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域

本計画では、原則として一連の海岸保全施設を新設・改良しようとする区域を定める。基本的には、現在、海岸保全区域に指定されている海岸を対象とするが、その他の海岸であっても施設の新設・改良を行うことが必要と認められるときは、海岸保全区域の指定を前提に整備の対象とする。

対策を講じる海岸は、現在、越波・飛沫等による災害や、砂浜全体の侵食が進行している海岸、あるいは以前から対策を継続している海岸とする。

#### 3-1-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置

海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域内で、整備しようとする海岸保全施設の配置を図 3-3-1（基本計画総括図）に、種類及び規模を表 3-3-2（海岸保全施設の整備に関する事項一覧表）に示す。

#### 3-1-3 海岸の防護の考え方

##### (1) 高潮に対する防護

高潮からの防護を対象とする海岸にあつては、“朔望平均満潮位”に“想定される最大の偏差”を加えた計画高潮位に來襲波浪による打ち上げ高を加えたものに対して防護する。

##### (2) 津波に対する防護

津波からの防護を対象とする海岸にあつては、東北地方太平洋沖地震を契機として、国から示された「設計津波の水位の設定方法等について」（平成 23 年 7 月 8 日）の考えにより、朔望平均満潮位を加え、数十年から百数十年に一度程度発生する津波によるせり上がりを考慮した水位に対して防護する。併せて、地域の状況や防災効果を考慮してハード、ソフト面を組み合わせる防護する。

##### (3) 侵食に対する防護

侵食が進行している海岸にあつては、現状の砂浜を保全することを基本として、最低限の幅と適度な勾配を持つ砂浜を目標とし、必要に応じて優れた消波機能を有する砂浜全体の回復を図る。その際、沿岸漂砂の連続性を勘案し、侵食が進んでいる地域だけでなく、流砂系・漂砂系の考えに基づき、砂の移動する範囲全体において、土砂収支の状況を踏まえた広域的な視点に立った対応を適切に行う。

具体的には、平成 23 年 3 月に「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」を策定し、河川から供給された土砂が海岸に沿って移動し形成された砂浜の範囲を「漂砂系」、岬と岬に区切られたポケットのような海岸地形の中で砂の移動が収まり砂浜が形成されている「ポケットビーチ」に大別しそれぞれの特性をふまえ、養浜を主体とした海岸保全を進め、PDCAサイクルにより計画、実行、検証、再検討を行い、砂浜の変化に応じた適切な管理を行う。

#### 3-1-4 受益の地域

海岸保全施設の新設又は改良によって、津波、高潮、越波、海岸侵食による災害から防護される地域である受益地域については、図 3-3-1（基本計画総括図）にその範囲を示す。また、受益地域における現況の土地利用の状況については、表 3-3-2（海岸保全施設の整備に関する事項一覧表）に示す。

## 3-2 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

### 3-2-1 海岸保全施設の存する区域

海岸保全施設は、背後地を津波、高潮等の災害から防護する機能を効率的・効果的かつ長期的に確保することが重要であり、適切な維持又は修繕を行うことが必要である。維持又は修繕の対象となる海岸保全施設の存する区域を、図 3-3-1（基本計画総括図）に示す。

### 3-2-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置

維持又は修繕の対象となる海岸保全施設の種類及び規模を表 3-3-2（海岸保全施設の整備に関する事項一覧表）に、施設の配置を図 3-3-1（基本計画総括図）に示す。

### 3-2-3 維持又は修繕の方法

海岸保全施設の定期的な巡視、点検を行い、施設の損傷・劣化、その他の変状の把握に努め、変状が認められたときには、適切な措置を講じ、施設の機能維持を図る。

また、海岸保全施設は、今後、急速に老朽化が進行することが見込まれていることから、長寿命化計画を策定するなど、施設の維持又は修繕を計画的に実施し、施設を良好な状態に保つよう努める。

海岸保全施設の維持又は修繕の実施にあたっては、以下の点に留意する必要がある。

- ① 海岸保全施設においては、変状による性能の低下が、直接防護機能の低下につながりやすい。
- ② 長い延長の一箇所でも破堤すると他が健全でも大きな被害をもたらす可能性がある。また、施設の天端高が不足すると、施設本体は破堤しなかったとしても、背後地に大きな被害をもたらすことになる。
- ③ 海岸保全施設の変状は、主に地震、津波、高潮、高波浪の発生時に進展するとともに、海岸の地形や構造物の配置等によって、劣化や被災による変状が起こりやすい箇所がある。
- ④ 構造物の破壊に至る変状連鎖の第一段階が堤体材料の吸出しであり、これにより堤体内の空洞化が進行するケースが多いが、基礎部分が海面下に没していることが多く変状を発見しにくい。
- ⑤ 堤体材料の吸出しや堤体の変状に対する予防保全として、堤防前面に十分な幅の砂浜が確保されている状態を維持することが重要であるため、堤防だけでなく砂浜の変化に対する点検もあわせて実施していく必要がある。

なお、海岸保全施設ごとの維持又は修繕の方法を表 3-3-2（海岸保全施設の整備に関する事項一覧表）に示す。

### 3-2-4 受益の地域

維持又は修繕の対象となる海岸保全施設によって、津波、高潮、越波、海岸侵食による災害から防護される地域である受益地域については、図 3-3-1（基本計画総括図）にその範囲を示す。また、受益地域における現況の土地利用の状況については、表 3-3-2（海岸保全施設の整備に関する事項一覧表）に示す。

### 3-3 ブロック毎の海岸保全施設の整備に関する事項

#### (1) 防護方式

海岸保全施設の防護方式は、線的防護方式、面的防護方式に大別される。それぞれの主な施設には、以下のようなものがある。

- ・線的防護方式 : 堤防・護岸（直立、傾斜、緩傾斜）、消波堤、防潮水門等
- ・面的防護方式 : 突堤、人工リーフ、離岸堤、養浜等

表 3-3-1 主な海岸保全施設

	種 類	施設の整備目的	特 徴	実施事例	
線的な防護方式の主な対策工法	護 岸 (直立式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・越波の防止。</li> <li>・高潮、津波による背後地への海水侵入防止。</li> <li>・陸域の侵食防止。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・比較的费用が安い。</li> <li>・侵食がなければ砂浜は広い。</li> <li>・コンクリートの壁が目立つ。</li> <li>・水際に近づくのが困難。</li> <li>・護岸より海側は効果なし。</li> </ul>		
	護 岸 (緩傾斜式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・越波の防止。</li> <li>・高潮、津波による背後地への海水侵入防止。</li> <li>・陸域の侵食防止。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観への影響が少ない。</li> <li>・海岸が利用しやすい。</li> <li>・直立式より費用がかかる。</li> <li>・砂浜が狭くなる。</li> <li>・護岸より海側は効果なし。</li> </ul>		
	消波工 (消波堤)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・越波の防止、低減。</li> <li>・崖（浜崖）の侵食防止。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・越波低減効果は大きい。</li> <li>・崖（浜崖）侵食防止に有効。</li> <li>・景観への影響が大きい。</li> <li>・砂浜が狭くなる。</li> <li>・消波工より海側は効果なし。</li> </ul>		
	突 堤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・砂浜の侵食防止。</li> <li>・沿岸漂砂（海岸線に沿った砂の動き）の制御。</li> <li>・突堤の漂砂上手側の汀線維持。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用はかかるが、自然石を用いた事例もある。</li> <li>・漂砂の上手側は堆積、下手側は侵食。</li> <li>・1基造ると、下手に次々造る必要に迫られることがある。</li> </ul>		
	離岸堤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消波（波を小さくする）。</li> <li>・離岸堤背後の堆砂促進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人工リーフと比較すると施設占有面積が小さく安価で、保全効果も分かりやすい。</li> <li>・開口部は侵食傾向となる。</li> <li>・景観や船舶航行への影響は大きい。</li> </ul>		
	人工リーフ (潜堤)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消波（波を小さくする）。</li> <li>・人工リーフ背後の堆砂促進。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観への影響は小さいものの、船舶航行への影響は大きい。</li> <li>・開口部は侵食傾向となる。</li> <li>・離岸堤と比較して施設占有面積が大きく高価で、環境への影響が大きい場合がある。</li> </ul>		
	ヘッドランド (人工岬工法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・侵食、越波の防止。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・離岸堤群や人工リーフ群よりも少ない構造物で同等の範囲を守る場合がある。</li> <li>・構造物の影響のみではなく、美しい弓状海岸線の改変という景観上の問題点もある。</li> </ul>		
面的な防護方式の主な対策工法	人工海浜 (養浜)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・越波、侵食等各種災害からの防護。</li> <li>・飛砂、飛沫の低減、抑止。</li> <li>・景観、利用の向上。</li> <li>・等々を含む総合的対策。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・背後地の利用計画と合わせて実施されることが多い。</li> <li>・陸域には東屋、トイレ、シャワー等の便利施設が整備されることもある。</li> <li>・養浜砂の流出を防止するため、他の工法と併用されることが多い。</li> <li>・養浜材の粒径を考慮することで安定した海浜を形成できる。</li> </ul>		
	岩盤型施設(仮称)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沿岸漂砂（海岸線に沿った砂の動き）の制御。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常時と高波浪時で方向の異なる沿岸流に対して、砂礫流出の防止を図る。</li> </ul>		
	沿岸漂砂礫流失抑制施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂流出の抑制。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海底勾配が急峻な海底谷が迫る海岸において、供給土砂の流出抑制を図る。</li> </ul>		
	その他	植栽・植林 (防潮林等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飛砂の低減、抑止。</li> <li>・飛沫の低減。</li> <li>・景観の向上。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年は、松ばかりでなく、砂浜性植物による飛砂防止効果が期待されている。</li> </ul>	

## (2) 留意事項

海岸保全施設を整備しようとする区域毎に海岸保全施設の種類、規模、配置等について定める。海岸保全施設の種類、規模、配置等は、各地区などの実態に応じて防護、環境及び利用の観点から施設計画を立てる。海岸保全施設の新設・改良にあたっては、工法選定を防護、環境及び利用面から合目的な理由を位置づける。また、施設計画を策定するにあたっては、自然条件や海岸環境や利用に配慮した、適切な施設の整備とソフト的な対策を計画するが、このことについては地元市町、漁業関係者、関係住民、海岸利用者等の意見を聴くことが必要である。

老朽化護岸の場合は、その改築も施設計画の一部である。海岸保全施設の効用を果たしている道路擁壁等は、各施設管理者と調整のうえ、既設擁壁等を撤去して改築する案、既設擁壁の前面に新たに海岸保全施設を設置する案などを検討する。

また、海岸保全施設の防護機能を長期にわたり確保するためには、予防保全の考え方を導入し、適切な維持管理を行うことが必要である。

なお、海岸保全施設がその防護水準に達していない箇所は、警戒・避難などのソフト対策で対処する。さらに、防護水準を超える外力に対しては、地域防災計画に従って関係行政機関や地域住民と連携を図りながら警戒・避難などのソフト対策で被害の軽減を図るものとする。

また、防護水準を超える最大クラスの津波が来襲し、海岸堤防等の天端を越流した場合でも、海岸堤防等が破堤、倒壊しにくく、また、海岸堤防等が破壊、倒壊した場合でも施設の効果が粘り強く発揮されるよう減災効果を目指した構造上の工夫に努める。

海岸保全施設の整備（新設又は改良及び維持又は修繕）に関する事項を示す。

表3-3-2 海岸保全施設の整備（新設又は改良及び維持又は修繕）に関する事項一覧表（1）

ブロック区分	ゾーン区分	No.	海岸名	地区名	所管	管理者	要保全海岸線延長(m)	海岸のタイプ	対策の種類	施設	新設・改良	規模(現況)		規模(計画)		背後地の状況	整備の方針	海岸の目標			維持又は修繕の方法	期待される効果	
												延長(m)	天端高(T.P.m)	延長(m)	天端高(T.P.m)			防護面	環境面	利用面			
横須賀	①剣崎～ 毘沙門	1	間口漁港	松輪	水産庁	三浦市	805	人工海岸 自然海岸	津波	防潮堤			350.5	4.5	-	-	道路 住宅地	・都市型漁業の振興、海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・一定の防護水準を確保する。	一定の防護水準を確保するために、施設の整備を行う。	沖合の藻場・磯場の保全、保護に努める。江奈湾奥の干潟の貴重な生物環境の保全、保護に努める。	良好な漁業環境の維持を図る。海岸沿いの散策道の維持・補修を図る。海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。	・護岸及び防潮堤については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・消波工については、ブロックの移動・散乱・沈下等について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。 ・門扉については、日常的な巡視、台風期前などにおける開閉点検及び原則として5年に1回程度の定期的な点検を行い、施設の機能が維持されるよう適切な維持・修繕に努める。	越波の防止によって背後地の生活環境が向上する。
										護岸			363	4.5	-	-							
										消波工			146	-	-	-							
										門扉			11(基)	4.5	-	-							
	2	毘沙門漁港	毘沙門(現在、海岸保全区域の指定は無い)	水産庁	三浦市	700(現在、海岸保全区域の指定は無い)	人工海岸 自然海岸	津波	砂浜			-	-	-	-	道路公園 田畑 住宅地	・高潮、津波時の越波、浸水から背後地を防護するため、総合的に対策を計画し、一定の防護水準の確保を図る。	高潮や津波等による被害が想定される地域については、海岸景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	沖合の藻場・磯場の保全、保護に努める。	良好な漁業環境の維持を図る。海岸沿いの散策道の維持・補修を図る。海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・消波工についてはブロックの移動・散乱・沈下等について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じて、ブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。	高潮や津波による越波、浸水対策の実施により、背後地の安全性が向上する。	
									護岸	改良	250	2.7	250	4.7									
								消波工	新設	-	-	250	未定										
②三崎～ 長者ヶ崎	3	三崎漁港	宮川	水産庁	神奈川県	1,709	人工海岸 自然海岸	津波	護岸			32	4.5	-	-	山林 住宅地	・都市型漁業の振興、海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・高潮、津波時の越波、浸水から背後地を防護するため、総合的に対策を計画し、一定の防護水準の確保を図る。 ・環境保全に配慮しながら観光資源としての利用を促進する。	高潮や津波等による被害が想定される地域については、海岸景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	磯場、藻場の保全、保護に努める。風致地区と首都圏近郊緑地保全区域に指定されている現在の環境を維持する。	海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。	・護岸及び堤防については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。	高潮や津波による越波、浸水対策の実施により、背後地の安全性が向上する。	
									堤防			26.5	6	-	-								
	4	三崎漁港	晴海	水産庁	神奈川県	700	自然海岸	津波	施設無			-	-	-	-	山林 工業用地	・都市型漁業の振興、海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・高潮、津波時の越波、浸水から背後地を防護するため、総合的に対策を計画し、一定の防護水準の確保を図る。	高潮や津波等による被害が想定される地域については、海岸景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	磯場、藻場の保全、保護に努める。	良好な漁業環境の維持を図る。海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。	-	高潮や津波による越波、浸水対策の実施により、背後地の安全性が向上する。	

表3-3-2 海岸保全施設の整備（新設又は改良及び維持又は修繕）に関する事項一覧表（2）

ブロック区分	ゾーン区分	No.	海岸名	地区名	所管	管理者	要保全海岸線延長(m)	海岸のタイプ	対策の種類	施設	新設・改良	規模(現況)		規模(計画)		背後地の状況	整備の方針	海岸の目標			維持又は修繕の方法	期待される効果	
												延長(m)	天端高(T.P.m)	延長(m)	天端高(T.P.m)			防護面	環境面	利用面			
横須賀	②三崎～長者ヶ崎	5	三崎漁港	城ヶ島	水産庁	神奈川県	3,130	人工海岸 自然海岸	高潮	護岸			103.5	3.5	-	-	住宅地 工業用地	・飛砂から背後地を防護するとともに、沿岸漂砂による侵食を防止し砂浜の保全に努める。 ・高潮、津波時の越波、浸水から背後地を防護するため、総合的に対策を計画し、一定の防護水準の確保を図る。 ・環境保全に配慮しながら観光資源としての利用を促進する。 ・都市型漁業の振興、海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・研究の拠点の形成など海の総合的な活用を図る。	飛砂を防止して背後地を防護するとともに、沿岸漂砂による侵食を防止して現況汀線を維持する。高潮や津波等による被害が想定される地域については、海岸景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	白秋碑を中心として造成された人工海浜の整備と保全に努める。城ヶ島の東西端に広がる磯場、藻場の保全、保護に努める。	海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。沿岸沿いの散策道の維持・補修を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線と護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。	越波、飛砂の防止によって背後地の生活、利用環境が向上する。侵食の防止によって砂浜の保全が図られる。
		6	三崎漁港	三崎 (現在、海岸保全区域の指定は無い)	水産庁	神奈川県	2320 (現在、海岸保全区域の指定は無い)	人工海岸	高潮	護岸			不明	不明	-	-	住宅地 工業用地	・都市型漁業の振興、海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・高潮、津波時の越波、浸水から背後地を防護するため、総合的に対策を計画し、一定の防護水準の確保を図る。 ・環境保全に配慮しながら観光資源としての利用を促進する。	高潮や津波等による被害が想定される地域については、海岸景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	入り組んだ湾内の底質や水質の保全に努める。生態系や自然環境に配慮した水辺空間の創出を図る。	海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。プレジャーボートと漁船等の航行等の調整を図る。	・護岸については、機能保全計画を策定し、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。	高潮や津波による越波、浸水対策の実施により、背後地の安全性が向上する。
		7	三崎漁港	白石	水産庁	神奈川県	1,100	人工海岸 自然海岸	津波	護岸			57.1	6.5	-	-	住宅地	・都市型漁業の振興、海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・高潮、津波時の越波、浸水から背後地を防護するため、総合的に対策を計画し、一定の防護水準の確保を図る。	高潮や津波等による被害が想定される地域については、海岸景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	磯場、藻場の保全、保護に努める。	海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。	高潮や津波による越波、浸水対策の実施により、背後地の安全性が向上する。
		8	三崎漁港	海外	水産庁	神奈川県	1,580	人工海岸 自然海岸	津波	護岸			82.95	4	-	-	住宅地	・都市型漁業の振興、海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・高潮、津波時の越波、浸水から背後地を防護するため、総合的に対策を計画し、一定の防護水準の確保を図る。	高潮や津波等による被害が想定される地域については、海岸景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	磯場、藻場の保全、保護に努める。	海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。	高潮や津波による越波、浸水対策の実施により、背後地の安全性が向上する。
		9	三崎漁港	諸磯	水産庁	神奈川県	4,200	人工海岸 自然海岸	津波	護岸			776.55	1.2~3.1	-	-	住宅地 林地	・都市型漁業の振興、海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・高潮、津波時の越波、浸水から背後地を防護するため、総合的に対策を計画し、一定の防護水準の確保を図る。 ・環境保全に配慮しながら観光資源としての利用を促進する。	高潮や津波等による被害が想定される地域については、海岸景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	磯場、藻場の保全、保護に努める。入り組んだ湾内の底質水質の悪化や湾奥での土砂の堆積の予防に努める。	海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。	高潮や津波による越波、浸水対策の実施により、背後地の安全性が向上する。

表3-3-2 海岸保全施設の整備（新設又は改良及び維持又は修繕）に関する事項一覧表（3）

ブロック区分	ゾーン区分	No.	海岸名	地区名	所管	管理者	要保全海岸線延長(m)	海岸のタイプ	対策の種類	施設	新設・改良	規模(現況)		規模(計画)		背後地の状況	整備の方針	海岸の目標			維持又は修繕の方法	期待される効果							
												延長(m)	天端高(T.P.m)	延長(m)	天端高(T.P.m)			防護面	環境面	利用面									
横須賀	②三崎～長者ヶ崎	10	三崎漁港	小網代	水産庁	神奈川県	6,070	人工海岸 自然海岸	津波	護岸			248.35	3	-	-	住宅地 林地	・都市型漁業の振興、海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・高潮、津波時の越波、浸水から背後地を防護するため、総合的に対策を計画し、一定の防護水準の確保を図る。 ・極力自然環境を損ねることのない工法を選択するように取り組む。 ・環境保全に配慮しながら観光資源としての利用を促進する。	高潮や津波等による被害が想定される地域については、海岸景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	磯場、藻場の保全、保護に努める。入り組んだ湾内の底質水質の悪化や湾奥での土砂の堆積の予防に努める。小網代の干潟のアカテガニ、油壺のクサフグなど貴重な生物環境の保全、保護に努める。	海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。	高潮や津波による越波、浸水対策の実施により、背後地の安全性が向上する。						
		11	初声漁港	三戸	水産庁	三浦市	555	人工海岸 自然海岸	津波 侵食	護岸				-	-	-	-	道路 住宅地	・沿岸漂砂による侵食を防止し砂浜の保全に努める。 ・都市型漁業の振興、海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・一定の防護水準を確保する。	沿岸漂砂による侵食を防止して現況汀線の維持を図る。一定の防護水準を確保するために、施設の整備を行う。	沖合の磯場、藻場、干潟の保全、保護に努める。貴重な植物群落の保全、保護に努める。	良好な漁業環境の維持を図る。海岸沿いの散策の維持・補修を図る。海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・突堤については、波浪によるブロックの移動・散乱・沈下等について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じて、ブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。	侵食の防止によって砂浜および背後地の保全が図られる。					
										突堤	新設	-	-	90m (1基)	6														
										砂浜																			
		12	三浦(河)	初声	国土交通省 水管理・ 国土保全局	神奈川県	840	自然海岸	津波 侵食	砂浜				-	-	-	-	道路 住宅地	・沿岸漂砂による侵食を防止し砂浜の保全に努める。 ・海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・高潮や津波等による被害が想定される地域については、海洋景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	・相模湾沿岸海岸侵食対策計画に基づき汀線の維持に努める。 ・高潮や津波等による被害が想定される地域については、海洋景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。また、伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	沖合の藻場・磯場の保全、保護に努める。	海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。「三戸のお精霊流し」などの伝統的な催事に配慮した適切な海岸保全に努める。	・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。	侵食対策によって砂浜および背後地の保全が図られる。					
		13	三浦(河)	長浜	国土交通省 水管理・ 国土保全局	神奈川県	960	人工海岸 自然海岸	津波	護岸	改良	325	2.91～ 4.14	400	未定		道路 住宅地 公共施設 駐車場	・海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・高潮や津波等による被害が想定される地域については、海洋景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	・高潮や津波等による被害が想定される地域については、海洋景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。また、伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	沖合の藻場・磯場の保全、保護に努める。	海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。県YMCA三浦ふれあいの村と連携して「自然体験学習の場」としての整備を図る。「海・浜のルールブック横須賀『長井』」が施行されている海岸であり、水上オートバイ等の海洋レジャー目的の海岸利用者に対してルールを周知を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・消波工については、ブロックの移動・散乱・沈下等について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。	高潮や津波による越波、浸水対策の実施により、背後地の安全性が向上する。						
										砂浜																			
										消波工	新設	-	-	400	未定														
		14	長井漁港	荒井	水産庁	横須賀市	658	人工海岸 自然海岸	津波 高潮	消波工	新設	-	-	100	検討中	漁港施設 用地 道路 住宅地	・都市型漁業の振興、海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・高潮、津波時の越波、浸水から背後地を防護するため、総合的に対策を計画し、一定の防護水準の確保を図る。	高潮や津波等による被害が想定される地域については、海岸景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	「荒崎・潮騒の道」へと続く海岸景観、沖合の藻場・磯場の保全、保護に努める。	良好な漁業環境の維持を図る。海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。「海・浜のルールブック横須賀『長井』」が施行されている海岸であり、水上オートバイ等の海洋レジャー目的の海岸利用者に対してルールを周知を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・消波工については、ブロックの移動・散乱・沈下等について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。	高潮や津波による越波、浸水対策の実施により、背後地の安全性が向上する。							
										護岸	改良	150	1.8	150	検討中														

表3-3-2 海岸保全施設の整備（新設又は改良及び維持又は修繕）に関する事項一覧表（4）

ブロック区分	ゾーン区分	No.	海岸名	地区名	所管	管理者	要保全海岸線延長(m)	海岸のタイプ	対策の種類	施設	新設・改良	規模(現況)		規模(計画)		背後地の状況	整備の方針	海岸の目標			維持又は修繕の方法	期待される効果
												延長(m)	天端高(T.P.m)	延長(m)	天端高(T.P.m)			防護面	環境面	利用面		
横須賀	②三崎～長者ヶ崎	15	長井漁港	漆山	水産庁	横須賀市	844	人工海岸 自然海岸	津波 高潮	護岸	改良	70	1.9	70	検討中	漁港施設 用地 道路 住宅地	・都市型漁業の振興、海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・高潮、津波時の越波、浸水から背後地を防護するため、総合的に対策を計画し、一定の防護水準の確保を図る。	高潮や津波等による被害が想定される地域については、海岸景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	「荒崎・潮騒の道」へと続く海岸景観、沖合の藻場・磯場の保全・保護に努める。	良好な漁業環境の維持を図る。海岸ごみの持ち帰り呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。「海・浜のルールブック横須賀『長井』」が施行されている海岸であり、水上オートバイ等の海洋レジャー目的の海岸利用者に対してルールの周知を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・消波工については、ブロックの移動・散乱・沈下等について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。	高潮や津波による越波、浸水対策の実施により、背後地の安全性が向上する。
										護岸	新設	-	-	455	検討中							
		16	長井漁港	新宿(現在、海岸保全区域はない)	水産庁	横須賀市	573 (現在、海岸保全区域はない)	人工海岸	津波	護岸	改良	40	2.6	40	検討中	漁港施設 用地 道路 住宅地	・都市型漁業の振興、海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・高潮、津波時の越波、浸水から背後地を防護するため、総合的に対策を計画し、一定の防護水準の確保を図る。	高潮や津波等による被害が想定される地域については、海岸景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	「荒崎・潮騒の道」へと続く海岸景観、沖合の藻場・磯場の保全・保護に努める。	良好な漁業環境の維持を図る。海岸ごみの持ち帰り呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。「海・浜のルールブック横須賀『長井』」が施行されている海岸であり、水上オートバイ等の海洋レジャー目的の海岸利用者に対してルールの周知を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。	高潮や津波による越波、浸水対策の実施により、背後地の安全性が向上する。
										護岸	新設	-	-	206	検討中							
		17	長井漁港	本港	水産庁	横須賀市	784	人工海岸 自然海岸	津波	護岸	改良	721	2.9	721	検討中	漁港施設 用地 道路 住宅地	・都市型漁業の振興、海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・高潮、津波時の越波、浸水から背後地を防護するため、総合的に対策を計画し、一定の防護水準の確保を図る。	高潮や津波等による被害が想定される地域については、海岸景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	「荒崎・潮騒の道」へと続く海岸景観、沖合の藻場・磯場の保全・保護に努める。	良好な漁業環境の維持を図る。海岸ごみの持ち帰り呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。「海・浜のルールブック横須賀『長井』」が施行されている海岸であり、水上オートバイ等の海洋レジャー目的の海岸利用者に対してルールの周知を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・消波工については、ブロックの移動・散乱・沈下等について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。	高潮や津波による越波、浸水対策の実施により、背後地の安全性が向上する。
										護岸	新設	-	-	195	検討中							
	18	横須賀(河)	長井	国土交通省 水管理・ 国土保全局	神奈川県	1,398	人工海岸	津波	護岸			1284	2.92~5	-	-	道路 住宅地	・海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・高潮や津波等による被害が想定される地域については、海洋景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	・高潮や津波等による被害が想定される地域については、海洋景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。また、伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	沖合の藻場や天然磯場など豊かな小田和湾の生物環境の保全・保護に努める。	海岸ごみの持ち帰り呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。多くの人が海辺と親しくすることができるよう安全で快適なアクセスづくりを推進する。「海・浜のルールブック横須賀『長井』」が施行されている海岸であり、水上オートバイ等の海洋レジャー目的の海岸利用者に対してルールの周知を図る。	・護岸及び堤防については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。	高潮や津波による越波、浸水対策の実施により、背後地の安全性が向上する。
									堤防			不明	不明	-	-							

表3-3-2 海岸保全施設の整備（新設又は改良及び維持又は修繕）に関する事項一覧表（5）

ブロック区分	ゾーン区分	No.	海岸名	地区名	所管	管理者	要保全海岸線延長(m)	海岸のタイプ	対策の種類	施設	新設・改良	規模(現況)		規模(計画)		背後地の状況	整備の方針	海岸の目標			維持又は修繕の方法	期待される効果		
												延長(m)	天端高(T.P.m)	延長(m)	天端高(T.P.m)			防護面	環境面	利用面				
横須賀	②三崎～長者ヶ崎	19	長井漁港	井尻	水産庁	横須賀市	263	人工海岸	津波	護岸	改良		330	2.9	330	検討中	漁港施設用地 道路 住宅地	・都市型漁業の振興、海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・高潮、津波時の越波、浸水から背後地を防護するため、総合的に対策を計画し、一定の防護水準の確保を図る。	高潮や津波等による被害が想定される地域については、海岸景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	「荒崎・潮騒の道」へと続く海岸景観、沖合の藻場・磯場の保全・保護に努める。	良好な漁業環境の維持を図る。海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。「海・浜のルールブック横須賀『長井』」が施行されている海岸であり、水上オートバイ等の海洋レジャー目的の海岸利用者に対してルールの周知を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。	高潮や津波による越波、浸水対策の実施により、背後地の安全性が向上する。	
		20	佐島漁港	谷戸芝	水産庁	横須賀市	1,227	人工海岸 自然海岸	津波	護岸			120	3.7			漁港施設用地 山林 道路 住宅地	・都市型漁業の振興、海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・高潮、津波時の越波、浸水から背後地を防護するため、総合的に対策を計画し、一定の防護水準の確保を図る。	高潮や津波等による被害が想定される地域については、海岸景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	沖合の藻場・磯場の保全、保護に努める。砂浜の保全、保護に努める。	良好な漁業環境の維持を図る。海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。	高潮や津波による越波、浸水対策の実施により、背後地の安全性が向上する。	
		21	佐島漁港	本港	水産庁	横須賀市	2,396	人工海岸 自然海岸	津波	護岸	新設			-	-	280	検討中	漁港施設用地 道路 住宅地	・都市型漁業の振興、海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・高潮、津波時の越波、浸水から背後地を防護するため、総合的に対策を計画し、一定の防護水準の確保を図る。	高潮や津波等による被害が想定される地域については、海岸景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	沖合の藻場・磯場の保全、保護に努める。天神島周辺の貴重な植物の保全、保護に努める。	良好な漁業環境の維持を図る。海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。天神島から笠島にかけての横須賀市臨海自然教育園を自然体験学習の場として利用する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。	高潮や津波による越波、浸水対策の実施により、背後地の安全性が向上する。
										護岸	改良			305	2.6～4.0	305	検討中							
		22	佐島漁港	芦名	水産庁	横須賀市	1,040	人工海岸 自然海岸	津波 侵食	砂浜				-	-	-	-	漁港施設用地 道路 住宅地	・都市型漁業の振興、海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・高潮、津波時の越波、浸水から背後地を防護するため、総合的に対策を計画し、一定の防護水準の確保を図る。	越波が生じている道路沿いの箇所については、海岸景観に配慮した護岸の嵩上げ等によって越波を防止する。越波が生じている漁港施設背後については、既設護岸の嵩上げのほか沖合施設や養浜等によって越波を防止する。一定の防護水準を確保するために、施設の整備を行う。	沖合の藻場・磯場の保全、保護に努める。芦名川河口の砂浜の保全、保護に努める。	良好な漁業環境の維持を図る。海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・消波工については、ブロックの移動・散乱・沈下等について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。	高潮や津波による越波、浸水対策の実施により、背後地の安全性が向上する。砂浜の回復と保全により海岸利用者のアクセスの改良と利用環境の向上が図られる。
										消波工	新設			-	-	120	検討中							
										護岸	新設			-	-	200	検討中							
		23	秋谷漁港	秋谷	水産庁	横須賀市	1,069	人工海岸 自然海岸	津波	護岸				78	2.1～2.9	-	-	漁港施設用地 道路 住宅地	・都市型漁業の振興、海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・一定の防護水準の確保を図る。	一定の防護水準を維持するために、施設の異常箇所の早期発見のための点検を継続的に行う。	沖合の藻場・磯場や秋谷海岸の砂浜の保全、保護に努める。隣接する立石岩の景観資源の保全、保護に努める。	良好な漁業環境の維持を図る。海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。	一定の防護水準が維持される。
										砂浜				-	-									
		24	横須賀(河)	秋谷(秋谷・海老田)	国土交通省 水管理・ 国土保全局	神奈川県	1,001	自然海岸	津波 侵食	消波工				333	2.4～4.3	-	-	道路 住宅地 公園 駐車場	・沿岸漂砂による侵食を防止し砂浜の保全に努める。 ・海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図るものとする。 ・高潮や津波等による被害が想定される地域については、海岸景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。また、伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	・高潮や津波等による被害が想定される地域については、海岸景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	優れた立石の景観資源や、自然体験学習の場ともなっている藻場や天然磯場などの豊かな生物環境の保全、保護に努める。	海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。自然環境の保全、保護に配慮した海水浴場の適切な利用に努める。	・消波工については、ブロックの移動・散乱・沈下等について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を実施し、必要に応じて、ブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。 ・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。	越波、飛沫の防止によって背後地の生活・利用環境が向上する。侵食の防止によって砂浜および背後地の保全が図られる。
消波工	新設											-	-	254	3.65									
護岸	改良											39	5.68	未定	未定									
砂浜												-	-	-	-									

表3-3-2 海岸保全施設の整備（新設又は改良及び維持又は修繕）に関する事項一覧表（6）

ブロック区分	ゾーン区分	No.	海岸名	地区名	所管	管理者	要保全海岸線延長(m)	海岸のタイプ	対策の種類	施設	新設・改良	規模(現況)		規模(計画)		背後地の状況	整備の方針	海岸の目標			維持又は修繕の方法	期待される効果			
												延長(m)	天端高(T.P.m)	延長(m)	天端高(T.P.m)			防護面	環境面	利用面					
②三崎～長者ヶ崎		25	久留和漁港	久留和	水産庁	横須賀市	656	人工海岸 自然海岸	津波	砂浜			-	-	-	-	漁港施設 用地 道路 住宅地	一定の防護水準を維持するために、施設の異常箇所等の早期発見のための点検を継続的に行う。	沖合の藻場・磯場の保全、保護に努める。砂浜の保全、保護に努める。	良好な漁業環境の維持を図る。海岸ごみの持ち帰り及び秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・離岸堤については、堤体前面の洗掘や、ブロックの移動・散乱・沈下等について日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。	一定の防護水準が維持される。			
		26	横須賀(河)	秋谷(大崩浜田)	国土交通省 水管理・ 国土保全局	神奈川県	1,333	自然海岸	津波 侵食	護岸	消波堤	砂浜	不明	不明	-	-	道路 住宅地 駐車場	・海岸の侵食を防止し、砂浜の消波の機能の確保に努める。 ・海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・高潮や津波等による被害が想定される地域については、海洋景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	・粗粒材を使用した計画的な養浜により回復した浜の維持管理を行い消波機能の確保を図る。 ・高潮や津波等による被害が想定される地域については、海洋景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。また、伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	優れた景観資源、沖合の藻場や天然磯場などの豊かな生物環境の保全、保護を図る。	海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・消波堤については、堤体前面の洗掘や、ブロックの移動・散乱・沈下等について日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。	砂浜の回復により砂浜の消波の機能が確保される。		
横須賀		27	葉山(河)	一色下山口	国土交通省 水管理・ 国土保全局	神奈川県	2,595	自然海岸	津波 侵食	護岸	消波堤	砂浜	47	不明	-	-	道路 住宅地 公園 皇室用財産	・海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・高潮や津波等による被害が想定される地域については、海洋景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	・高潮や津波等による被害が想定される地域については、海洋景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。また、伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	藻場や天然磯場などの生物環境や天然記念物など貴重な生物環境の保全、保護に努める。	海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。「海・浜のルールブック」が施行されている海岸であり、水上オートバイ等の海洋レジャー目的の海岸利用者に対してルールの周知を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・消波堤及び突堤については、堤体前面の洗掘や、ブロックの移動・散乱・沈下等について日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。	一定の防護水準が確保されるように施設の整備に取り組む必要がある。砂浜の変動状況をモニタリングしながら対処する。		
		28	真名瀬漁港	葉山	水産庁	葉山町	540	人工海岸 自然海岸	津波	護岸			277	4.6	-	-	道路 住宅地	・高潮、津波時の越波、浸水から背後地を防護するため対策を計画する。 ・一定の防護水準を維持する。	高潮、津波時の越波、浸水を防止し海岸背後地を防護する。一定の防護水準を維持するために、施設の異常箇所等の早期発見のための点検を継続的に行う。	優れた景観、沖合の藻場や天然磯場などの豊かな生物環境の保全、保護を図る。	良好な漁業環境の維持を図る。海岸ごみの持ち帰り及び秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。	越波の防止によって海岸背後地の生活環境が向上する。		
		③葉山・逗子		29	葉山(河)	堀内	国土交通省 水管理・ 国土保全局	神奈川県	1,240	自然海岸	津波 侵食	離岸堤			257(4基)	2~3.8	-	-	道路 住宅地	・北部地区で発生している高潮時の飛沫等の被害から背後地を防護するため、対策を検討する。 ・現状の砂浜を保全する。 ・海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・一定の防護水準を確保する。高潮、津波時の越波、浸水から背後地を防護するため、対策を計画する。	養浜によって現況汀線の維持を図る。一定の防護水準を確保するために、施設の整備を行う。また、伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	優れた景観資源、沖合の藻場や天然磯場などの豊かな生物環境の保全、保護を図る。	海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。自然環境の保全、保護に配慮した海水浴場の適切な利用に努める。ブレイカーボートの放置対策を推進する。「海・浜のルールブック」が施行されている海岸であり、水上オートバイ等の海洋レジャー目的の海岸利用者に対してルールの周知を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・離岸堤、突堤及び消波工については、前面の洗掘や、ブロックの移動・散乱・沈下等について日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。	越波、飛沫の防止によって背後地の生活環境が向上する。
												砂浜			-	-	-	-							
突堤													126m(3基)	1.9~2.5	-	-									
護岸													44	1.9	-	-									
消波工			40	1.5	-	-																			

表3-3-2 海岸保全施設の整備（新設又は改良及び維持又は修繕）に関する事項一覧表（7）

ブロック区分	ゾーン区分	No.	海岸名	地区名	所管	管理者	要保全海岸線延長(m)	海岸のタイプ	対策の種類	施設	新設・改良	規模(現況)		規模(計画)		背後地の状況	整備の方針	海岸の目標			維持又は修繕の方法	期待される効果	
												延長(m)	天端高(T.P.m)	延長(m)	天端高(T.P.m)			防護面	環境面	利用面			
横須賀	③葉山・逗子	30	葉山港(港)	葉山	国土交通省港湾局	神奈川県	257	人工海岸 自然海岸	津波 侵食	護岸			不明	不明	-	-	道路 住宅地	・海岸の侵食を防止し砂浜の保全に努める。 ・海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・高潮や津波等による被害が想定される地域については、海洋景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	・養浜によって現況汀線の維持を図る。 ・高潮や津波等による被害が想定される地域については、海洋景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	優れた景観資源、沖合の藻場や天然磯場などの豊かな生物環境の保全、保護を図る。	海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。自然環境の保全、保護に配慮した海水浴場の適切な利用に努める。プレジャーボートの放置対策を推進する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。	侵食の防止によって砂浜および背後地の保全が図られる。越波、飛沫の防止によって背後地の生活環境が向上する。
		31	逗子(河)	逗子(新宿桜山)	国土交通省水管理・国土保全局	神奈川県	1,901	自然海岸	津波 侵食	護岸	改良	448	4.8	-	-	道路 住宅地 商業地 駐車場	・海岸北側の侵食を防止し砂浜の保全に努める。 ・海洋レクリエーション拠点の形成、海洋教育・海洋研究の拠点の形成など、海の総合的な活用を図る。 ・高潮や津波等による被害が想定される地域については、海洋景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。また、伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	・養浜によって現況汀線の維持を図る。 ・高潮や津波等による被害が想定される地域については、海洋景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。また、伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	優れた景観資源、沖合の藻場や天然磯場などの豊かな生物環境を保全、保護。	海岸ごみの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。自然環境の保全、保護に配慮した海水浴場の適切な利用に努める。プレジャーボートの放置対策を推進する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・突堤及び消波工については、前面の洗掘や、ブロックの移動・散乱・沈下等について日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。	海岸北側の狭小な海岸は利用の妨げとなっている。汀線変化の解析結果から海岸線は近年侵食傾向にあることがわかっており対策が求められる。一定の防護水準が確保されるように施設の整備に取り組む必要がある。	
		32	小坪漁港	小坪	水産庁	逗子市	1,051	人工海岸 自然海岸	津波 侵食(飛砂)	消波堤		573	不明	-	-	道路 住宅地 山林	・都市型漁業を振興するとともに、海洋レクリエーション拠点としての共存を図る。 ・一定の防護水準を確保する。 ・環境保全に配慮しながら観光資源としての利用を促進する。	一定の防護水準を確保するために、施設の整備を行う。	沖合の磯場、藻場の保全、保護に努める。	良好な漁業環境の維持や海洋レクリエーションとの共存が図られるよう配慮する。海岸ごみの持ち帰り呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・消波堤については、堤体前面の洗掘や、ブロックの移動・散乱・沈下等について日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。	一定の防護水準が確保されることにより、背後地の生活環境が維持される。	
藤沢	④鎌倉	33	鎌倉(河)	鎌倉(由比ヶ浜)	国土交通省水管理・国土保全局	神奈川県	3,331	自然海岸	津波 侵食	護岸		3309	4.0~8.8	-	-	住宅地等 道路 商業地 駐車場	古都、海辺のまちなみを控えた鎌倉海岸の自然や景観を出来る限り保全し、多様な利用関係を調整し、「みんなで守り・楽しみ・伝えよう相模灘の豊かな自然と悠久な歴史・文化」の海岸を実現させる。高潮や津波等による被害が想定される地域においては、海洋景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	高潮や津波等による被害が想定される地域については、海洋景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。また、景観史跡の保全と沖合の藻場・磯場の保全、保護に努める。	自然砂浜海岸の保全・向上を図り、海岸の打ち上げゴミ類の速やかな処理など海岸環境の向上を図る。また、景観史跡の保全と沖合の藻場・磯場の保全、保護に努める。	海岸ゴミの持ち帰りなど秩序ある海岸利用のマナー向上のための啓発を図る。海岸を散策し、楽しむためのユニバーサルデザイン化に配慮した整備に努める。漁業者との共存、自然環境の保全、保護に配慮した海岸の適切な利用に努める。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・突堤及び消波工については、前面の洗掘や、ブロックの移動・散乱・沈下等について日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。	高潮や津波による越波、浸水対策の実施により、背後地の安全性が向上する。また、砂浜が維持されることで、海岸での遊び、学習、利用が促進され、海の変護に連結される。	

表3-3-2 海岸保全施設の整備（新設又は改良及び維持又は修繕）に関する事項一覧表（8）

ブロック区分	ゾーン区分	No.	海岸名	地区名	所管	管理者	要保全海岸線延長(m)	海岸のタイプ	対策の種類	施設	新設・改良	規模(現況)		規模(計画)		背後地の状況	整備の方針	海岸の目標			維持又は修繕の方法	期待される効果
												延長(m)	天端高(T.P.m)	延長(m)	天端高(T.P.m)			防護面	環境面	利用面		
藤沢	④鎌倉	34	鎌倉(河)	鎌倉(七里ヶ浜)	国土交通省水管理・国土保全局	神奈川県	2,600	自然海岸	津波侵食	護岸		2095	5.9~10.5	-	-	住宅地	古都、海辺のまちなみを控えた鎌倉海岸の自然や景観を出来る限り保全し、多様な利用関係を調整し、「みんなで守り・楽しみ・伝えよう相模灘の豊かな自然と悠久な歴史・文化」の海岸を実現させる。高潮や津波等による被害が想定される地域においては、海洋景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	養浜により現状の砂浜を維持することを図る。また、伝達監視体制の充実や、避難のためのソフト対策を図る。高潮や津波等による被害が想定される地域においては、海洋景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	砂草などの保全を図り、海岸の打ち上げゴミ類の速やかな処理など海岸環境の向上を図る。また、史跡の保全と沖合の藻場・磯場の保全、保護に努める。	海岸ゴミの持ち帰りなど秩序ある海岸利用のマナー向上のための啓発を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。	砂浜が維持されることで、海岸での遊び、学習、利用が促進され、海への愛護に連結される。
		35	腰越漁港	腰越	水産庁	鎌倉市	1,028	自然海岸人工海岸	津波	護岸		245	4.0~6.0	-	-	住宅地	小動岬など鎌倉海岸の自然や景観を出来る限り保全し、多様な利用関係を調整し、「みんなで守り・楽しみ・伝えよう相模灘の豊かな自然と悠久な歴史・文化」の海岸を実現させる。現況の砂浜を維持することを基本的な目標とする。一定の防護水準を確保するため、施設の整備を行う。	海岸の打ち上げゴミ類の速やかな処理など海岸環境の向上を図る。また、景観の保全と沖合の藻場・磯場の保全、保護に努める。	海岸ゴミの持ち帰りなど秩序ある海岸利用のマナー向上のための啓発を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・突堤及び離岸堤については、前面の洗掘や、ブロックの移動・散乱・沈下等について日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。	高潮や津波による越波、浸水対策の実施により、背後地の安全性が向上する。	
										離岸堤		204.4	3.8	-	-							
										砂浜		-	-	-	-							
	突堤		135.2	3.8	-	-																
	36	湘南港(港)	藤沢	国土交通省港湾局	神奈川県	1,586	人工海岸自然海岸	津波	護岸		1295	5.0~不明	-	-	住宅地 駐車場	海岸災害から海岸を防護するとともに観光地である江の島の景観に相応しい海辺づくりの創出を図る。高潮や津波等による被害が想定される地域においては、海洋景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	高潮や津波等による被害が想定される地域については、海洋景観等に配慮した施設整備について、一定の防護水準の確保を図る。また、避難経路を地域住民へ周知徹底を図る。	沖合いの藻場・磯場の保全、保護に努める。	良好な漁業環境の維持を図る。海岸沿いの散歩道の維持・補修を図る。海岸ゴミの持ち帰りの呼び掛けや秩序ある海岸利用の呼び掛けなど海岸利用者のマナー向上のための啓発を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。	高潮や津波による越波、浸水対策の実施により、背後地の安全性が向上する。	
⑤藤沢・茅ヶ崎	37	片瀬漁港	片瀬	水産庁	藤沢市	142	人工海岸自然海岸	津波	防潮堤		142	6.5	-	-	住宅地 商用地	高潮、津波時の越波、浸水から背後地を防護するため、河川整備計画との整合を図りながら、総合的に対策を計画する。	伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	海岸の打ち上げゴミ類の速やかな処理など海岸環境の向上を図る。	海岸利用のマナー向上のための啓発を図る。背後の公園を配慮した整備に努め、安全で快適な利用を可能とする。	・防潮堤については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。	一定の防護水準が維持される。	
	38	藤沢(河)	藤沢	国土交通省水管理・国土保全局	神奈川県	5,239	自然海岸	津波侵食	護岸		1916	4.0~8.1	-	-	住宅地 商用地 道路 駐車場	現状の砂浜を保全することを基本として、養浜を主体とした海岸侵食対策に取り組む。高潮や津波等による被害が想定される地域においては、海洋景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	海岸保全施設や養浜によって現状の砂浜を維持することを基本的な目標とする。また、伝達監視体制の充実や、避難のためのソフト対策を図る。高潮や津波等による被害が想定される地域においては、海洋景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	砂浜海岸の保全を図り、広がる砂草帯の保護・育成をするなど海岸環境の増進を図る。また、海岸の打ち上げゴミ類の速やかな処理など海岸環境の向上を図る。	海岸ゴミの持ち帰りなど秩序ある海岸利用のマナー向上のための啓発を図る。海岸を散策し、楽しむためのユニバーサルデザインに配慮した整備に努め、安全で快適な利用を可能とする。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。	砂浜が維持されることで、海水浴場等の海岸での遊び、学習、利用が促進され、海への愛護に連結される。	

表3-3-2 海岸保全施設の整備（新設又は改良及び維持又は修繕）に関する事項一覧表（9）

ブロック区分	ゾーン区分	No.	海岸名	地区名	所管	管理者	要保全海岸線延長(m)	海岸のタイプ	対策の種類	施設	新設・改良	規模(現況)		規模(計画)		背後地の状況	整備の方針	海岸の目標			維持又は修繕の方法	期待される効果
												延長(m)	天端高(T.P.m)	延長(m)	天端高(T.P.m)			防護面	環境面	利用面		
藤沢	⑤藤沢・茅ヶ崎	39	茅ヶ崎(河)	茅ヶ崎(中海岸)	国土交通省水管理・国土保全局	神奈川県	4,793	自然海岸	津波侵食	護岸		589	5.8~6.5	-	-	住宅地 商用地 農用地 森林	代表的な白砂青松海岸の保全を図りながら、多様な海洋レクリエーションや漁業との利用調整を図る。海岸を侵食から防護するとともに、安全で快適な利用、環境にやさしい、茅ヶ崎らしく、海に向かってなだらかにひろがる海岸を目指した海岸とする。高潮や津波等による被害が想定される地域においては、海洋景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	環境にやさしい砂浜海岸の保全・向上を図り、茅ヶ崎らしい景観を創出する。また、海岸の打ち上げゴミ類の速やかな処理など海岸環境の向上を図る。	海岸ゴミの持ち帰りなど秩序ある海岸利用がなされるようマナー向上のための啓発を図る。海岸を散策し、楽しむためのユニバーサルデザインに配慮した整備に努め、安全で快適な利用を可能とする。自然環境の保全、保護に配慮し、適切な利用に努める。	護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。	砂浜が回復されることで、海岸での遊び、学習、利用が促進され、海への愛護に連結される。	
			突堤		231(5基)	不明	-	-														
			砂浜		-	-	-	-														
	ヘッドランド		390	4	-	-																
藤沢	⑤藤沢・茅ヶ崎	40	茅ヶ崎漁港	中海岸南湖	水産庁	茅ヶ崎市	578	自然海岸人工海岸	津波	護岸		352.5m	5	-	-	住宅地	代表的な白砂青松海岸の保全を図りながら、地元漁業との利用調整を図る。	伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	漁港西側の堆積砂を、侵食が著しい中海岸に養浜材として搬入し、海岸の保全を図る。	甲種第一種漁港のため、地元漁業者の漁港として、利用を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。	現状の砂浜を保持するとともに、波浪を減衰させ、背後の護岸、サイクリング道路の防護が図れる。
			砂浜		-	-	-	-														
藤沢	⑤藤沢・茅ヶ崎	41	茅ヶ崎(河)	茅ヶ崎(柳島)	国土交通省水管理・国土保全局	神奈川県	4,793	自然海岸	津波侵食	護岸		702	6.5	-	-	住宅地 商用地 農用地 森林	県下第一の相模川の河口部に位置し、豊かな海と川の地形と景観を呈しているが、近年、これらが急速に失われた。この失われた自然を出来るかぎり再生することを基本方針とする。また、より良い海岸環境を創造するとともに海岸利用を促進し、景観にも配慮する。高潮や津波等による被害が想定される地域においては、海洋景観等に配慮した施設整備について、検討を行い、一定の防護水準の確保を図る。	環境にやさしい砂浜海岸の保全・向上を図り、大石川の河口部らしい景観を創出する。また、海岸の打ち上げゴミ類の速やかな処理など海岸環境の向上を図る。	海岸ゴミの持ち帰りなど秩序ある海岸利用のマナー向上のための啓発を図る。海岸を散策し、楽しむためのユニバーサルデザインに配慮した整備に努め、安全で快適な利用を可能とする。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・消波堤については、前面の洗掘や、ブロックの移動・散乱・沈下等について日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。	砂浜が維持されることで、海岸での遊び、学習、利用が促進され、海への愛護に連結される。	
			砂浜		-	-	-	-														
			消波堤		700	1.5	-	-														
平塚	⑥平塚・大磯東部	42	平塚(河)	平塚	国土交通省水管理・国土保全局	神奈川県	3,003	自然海岸	津波高潮侵食	離岸堤		350	1.5	-	-	住宅地 商用地 森林	比較的幅の広い豊富な砂量を誇り、豊かな緑の美しい平塚海岸の保全に努める。また、平成14年7月に開設された海水浴場とも連携して、相模灘のテーマである「みんなで守り、楽しみ・伝えよう相模灘の豊かな自然と悠久な歴史・文化」を目標に防護、環境、利用の調和の取れた総合的な海岸保全を図る。	砂浜海岸の保全を図り、広がる砂草帯の保護・育成をするなど海岸環境の増進を図る。また、海岸の打ち上げゴミ類の速やかな処理など海岸環境の向上を図る。	海岸ゴミの持ち帰りなど秩序ある海岸利用のマナー向上のための啓発を図る。	・堤防については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・突堤及び離岸堤については、前面の洗掘や、ブロックの移動・散乱・沈下等について日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。	養浜を実施することで、景観の維持と波浪の低減がはかれ、汀線を維持し、自然の消波機能により、海岸災害から海岸背後地等を防護できる。また、砂浜を維持することで、海水浴場等の海岸での遊び、学習、利用が促進され、海への愛護に連結される。	
			堤防		420	8	-	-														
			砂浜		-	-	-	-														
			突堤		263(2基)	2.5	-	-														

表3-3-2 海岸保全施設の整備（新設又は改良及び維持又は修繕）に関する事項一覧表（10）

ブロック区分	ゾーン区分	No.	海岸名	地区名	所管	管理者	要保全海岸線延長(m)	海岸のタイプ	対策の種類	施設	新設・改良	規模(現況)		規模(計画)		背後地の状況	整備の方針	海岸の目標			維持又は修繕の方法	期待される効果	
												延長(m)	天端高(T.P.m)	延長(m)	天端高(T.P.m)			防護面	環境面	利用面			
⑥平塚・大磯東部	大磯(河)	43	大磯	大磯	国土交通省水管理・国土保全局	神奈川県	710	自然海岸	津波	堤防			785	8~8.5	-	-	住宅地 商用地 森林	比較的幅の広い砂浜を保全するとともに、周辺海岸の海岸線変動状況にも留意しつつ、広域的な視点により沿岸漂砂の連続性を考慮した総合的な対策を図る。防砂林や砂草を保全し、良好な海岸環境を形成する。	伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	砂浜海岸の保全を図り、砂草の保護・育成など海岸環境の増進を図る。また、海岸の打ち上げゴミ類の速やかな処理など海岸環境の向上を図る。	海岸ゴミの持ち帰りなど秩序ある海岸利用のマナー向上のための啓発を図る。	・堤防については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。 ・陸間については、日常的な巡視、台風期前などにおける閉鎖点検及び原則として5年に1回程度の定期的な点検を行い、施設の機能が維持されるよう適切な維持・修繕に努める。	適切な砂浜の維持管理により海岸利用の向上が見込まれる。
										砂浜			-	-	-	-							
										陸間	1基	8.5	-	-									
	大磯港(港)	44	大磯	大磯	国土交通省港湾局	神奈川県	652	人工海岸 自然海岸	津波	堤防(防潮堤)			652	8.61	-	-	住宅地	海岸災害を防護するとともに、県下で有数の海水浴場として利用されていることから、海岸の保全を図る。	高潮・波浪、津波から背後地の住宅地の防護を図る。	砂浜海岸を保全し、堆砂状況をモニタリングし、良好な海岸の維持を図る。	海岸ゴミの持ち帰り等、海岸利用者のマナー向上を図る。	・堤防については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。 ・陸間については、日常的な巡視、台風期前などにおける閉鎖点検及び原則として5年に1回程度の定期的な点検を行い、施設の機能が維持されるよう適切な維持・修繕に努める。	一定の防護水準が維持される。
										砂浜			-	-	-	-							
										陸間(防潮門扉)	11基	8.61	-	-									
平塚	大磯(河)	45	大磯	大磯	国土交通省水管理・国土保全局	神奈川県・国土交通省	3,927	自然海岸	高潮	岩盤型施設(仮称)	新設	-	-	砂礫流出防止に必要な延長	平常時露出しない高さ	住宅地等 森林	平成19年台風第9号により大きな海岸侵食が生じ、さらなる被災を発生させないよう最低限30m以上の幅と適度な勾配を持つ砂浜の回復を目標とする。台風第9号の被災区間は二宮海岸と連続した侵食対策を検討する。また、伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	大磯港西側は、平成19年台風第9号により大きな海岸侵食が生じたため、さらなる被災を発生させないよう最低限30m以上の幅と適度な勾配を持つ砂浜の回復を目標とする。養浜と海岸保全施設の併用により砂浜の回復を図る。また、情報の伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	海岸の打ち上げゴミ類の速やかな処理など海岸環境の向上を図る。	自然環境の保全、保護に配慮した良好な海岸利用を図る。	・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。 ・岩盤型施設(仮称)については、施設が露出した場合、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や定期的な点検・評価を行い、必要に応じて補修等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。	養浜等によって従来の砂浜を回復させることで高波浪を減衰させ、越波、飛沫の防止によって背後地の生活環境が向上する。	
										砂浜			-	-	-								-
⑦大磯西部・二宮	二宮(河)	46	二宮	二宮	国土交通省水管理・国土保全局	神奈川県・国土交通省	2,333	自然海岸	高潮 侵食	護岸			164.5	9.5	-	-	住宅地等 森林	平成19年台風第9号により大きな海岸侵食が生じ、さらなる被災を発生させないよう最低限30m以上の幅と適度な勾配を持つ砂浜の回復を目標とする。養浜と海岸保全施設の併用により砂浜の回復を図る。また、情報の伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	平成19年台風第9号により大きな海岸侵食が生じたため、さらなる被災を発生させないよう最低限30m以上の幅と適度な勾配を持つ砂浜の回復を目標とする。養浜と海岸保全施設の併用により砂浜の回復を図る。また、情報の伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	自然砂礫海岸を回復する。	今後も、海水浴場として機能するよう砂浜の回復を図る。投げ釣り、沿岸漁業、散策等の海岸利用に適切に配慮する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・突堤については、ブロックの移動・散乱・沈下等について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。 ・岩盤型施設(仮称)については、施設が露出した場合、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や定期的な点検・評価を行い、必要に応じて補修等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。 ・洗掘防護施設については、施設の損傷・劣化等について、定期的な点検・評価を行い、必要に応じて補修等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。	養浜等によって従来の砂浜を回復させることで高波浪を減衰させ、越波、飛沫の防止によって背後地の生活環境が向上する。さらに、この地域唯一の海水浴場の利用が可能となり漁業環境を増進させる。
										突堤			100(2基)	3.5	-	-							
	岩盤型施設(仮称)	新設	-	-	砂礫流出防止に必要な延長	平常時露出しない高さ	住宅地等 森林	平成19年台風第9号により大きな海岸侵食が生じ、さらなる被災を発生させないよう最低限30m以上の幅と適度な勾配を持つ砂浜の回復を目標とする。養浜と海岸保全施設の併用により砂浜の回復を図る。また、情報の伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	平成19年台風第9号により大きな海岸侵食が生じたため、さらなる被災を発生させないよう最低限30m以上の幅と適度な勾配を持つ砂浜の回復を目標とする。養浜と海岸保全施設の併用により砂浜の回復を図る。また、情報の伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	自然砂礫海岸を回復する。	今後も、海水浴場として機能するよう砂浜の回復を図る。投げ釣り、沿岸漁業、散策等の海岸利用に適切に配慮する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・突堤については、ブロックの移動・散乱・沈下等について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。 ・岩盤型施設(仮称)については、施設が露出した場合、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や定期的な点検・評価を行い、必要に応じて補修等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。 ・洗掘防護施設については、施設の損傷・劣化等について、定期的な点検・評価を行い、必要に応じて補修等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。	養浜等によって従来の砂浜を回復させることで高波浪を減衰させ、越波、飛沫の防止によって背後地の生活環境が向上する。さらに、この地域唯一の海水浴場の利用が可能となり漁業環境を増進させる。										
	洗掘防護施設	新設	-	-	洗掘防止に必要な延長	洗掘防止に必要な高さ																	
	砂浜			-	-	-								-									

表3-3-2 海岸保全施設の整備（新設又は改良及び維持又は修繕）に関する事項一覧表（11）

ブロック区分	ゾーン区分	No.	海岸名	地区名	所管	管理者	要保全海岸線延長(m)	海岸のタイプ	対策の種類	施設	新設・改良	規模(現況)		規模(計画)		背後地の状況	整備の方針	海岸の目標			維持又は修繕の方法	期待される効果		
												延長(m)	天端高(T.P.m)	延長(m)	天端高(T.P.m)			防護面	環境面	利用面				
小田原	⑧小田原東部	47	二宮漁港	梅沢	水産庁	二宮町	280	自然海岸	高潮 侵食	突堤			61	1.5	-	-	住宅地 森林	豊かな緑と美しい砂浜の保全を第一とし、長期的な視点で海岸侵食の防止を図る。また、快適で安全安心な生活環境の維持・増進を図り、砂浜の確保と漁業、散策等の利用にも配慮した海岸整備を行う。	現状の砂浜を保持し、砂浜の消波機能の確保を図る。	自然砂礫海岸の保全、河川等から流出・漂着した大型ゴミなどの迅速な対応により海岸環境の維持・向上を図る。	沿岸漁業、投げ釣り、散策等の海岸利用に適切に配慮する。	・突堤及び人エリーフについては、ブロックの移動・散乱・沈下等について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。	養浜等によって従来の砂浜を回復させることで高波浪を減衰させ、越波、飛沫の防止によって背後地の生活環境が向上する。さらに、この地域唯一の海水浴場の利用が可能となり漁業環境を増進させる。	
		48-1	小田原(河)	小田原(前川)	国土交通省 水管理・ 国土保全局	神奈川県	1460	自然海岸	高潮 侵食	護岸			1460	9.03~ 10.70	検討中	検討中	住宅地等	モニタリングを行いながら砂浜を維持管理し、必要に応じて適切な管理を行っていく。また、美しい砂礫海岸と富士山、箱根山の景観を含めた良好な海岸環境の保護、投げ釣りや散策等の利用にも配慮した落ち着いた海岸整備を行う。	侵食に対しては、現状の砂浜を保持するとともに、砂浜全体の回復を図る。高潮に対しては、保全施設が設置されているが、一部消波機能不足により背後地の防護が不足している箇所もあるため、その軽減を図るとともに、情報の伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	自然砂礫海岸を保全し、海鳥の休息場となる海岸等を保全する。また、漂着した流木・ゴミなどに対しては速やかに対応する。	投げ釣り、沿岸漁業、散策等の海岸利用に適切に配慮する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・門扉については、日常的な巡視、台風期前などにおける開閉点検及び原則として5年に1回程度の定期的な点検を行い、施設の機能が維持されるよう適切な維持・修繕に努める。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。	砂浜全体の維持を図ること、国土保全が図れる。また、砂浜等を維持することで高波浪を減衰させ、越波、飛沫の防止によって背後地の生活環境が向上するとともに海岸利用が促進される。	
		48-2	小田原(河)	小田原(国府津)	国土交通省 水管理・ 国土保全局	神奈川県 ・ 国土交通 省	1,470	自然海岸	高潮 侵食	護岸 改良	門扉 (角落し 含む)			1470	7.95~ 9.70	800	10.50	住宅地等	土砂供給の減少や急峻な海底谷への砂の流出により砂浜が侵食されているとともに、海底勾配が急で海底谷が近接しているため波浪条件が厳しく越波被害が発生している。そのため、背後地を防護するため養浜により消波機能を向上させ、併せて海岸保全施設の整備を行う。また、美しい砂礫海岸と富士山、箱根山の景観を含めた良好な海岸環境の保護、投げ釣りや散策等の利用や、かつての国府津海岸の漁業や海水浴場等活気ある海岸が回復されるような整備を行う。	侵食に対しては、環境や漁業に配慮し粒径を考慮した養浜を主体に砂浜の回復を図る。平成19年台風第9号により大量の砂礫が海底谷へ流出が生じた区間においては、急峻な海底谷が迫ることから、酒匂川からの供給土砂の流出を防ぐことにより砂浜の回復を図る。高潮に対しては、保全施設が設置されているが、消波機能不足により背後地の防護が不足し越波被害が集中している箇所もあるため、その防護を図るとともに、情報の伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	自然砂礫海岸を保全し、海鳥の休息場となる海岸等を保全する。また、漂着した流木・ゴミなどに対しては速やかに対応する。	投げ釣り、沿岸漁業、散策等の海岸利用に適切に配慮する。国府津海水浴場の復活。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・門扉については、日常的な巡視、台風期前などにおける開閉点検及び原則として5年に1回程度の定期的な点検を行い、施設の機能が維持されるよう適切な維持・修繕に努める。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。 ・沿岸漂砂礫流失抑制施設については、施設の移動・沈下等については、定期的な点検・評価を行い、必要に応じて補修等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。	砂浜全体の回復を図ること、国土保全が図れる。また、砂浜等を回復することで高波浪を減衰させ、越波、飛沫の防止によって背後地の生活環境が向上するとともに海岸利用が促進される。
		48-3	小田原(河)	小田原(小八幡)	国土交通省 水管理・ 国土保全局	神奈川県	2450	自然海岸	高潮 侵食	護岸	堤防			320	7.72~ 8.38	検討中	検討中	住宅地等	モニタリングを行いながら砂浜を維持管理し、必要に応じて適切な管理を行っていく。また、美しい砂浜海岸と富士山、箱根山の景観を含めた良好な海岸環境の保護、投げ釣りや散策等の利用や、かつて海岸で子供達が安全に遊んだ砂の豊富な砂浜海岸となるよう海岸整備を行う。	侵食に対しては、現状の砂浜を保持するとともに、砂浜全体の回復を図る。高潮・津波に対しては、西湘バイパスの存在により懸念は小さいが、一部消波機能不足により背後地の防護が不足している箇所もあるため、その軽減を図るとともに、情報の伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	自然砂礫海岸を保全し、海鳥の休息場となる海岸等を保全する。また、漂着した流木・ゴミなどに対しては速やかに対応する。	投げ釣り、散策等の海岸利用に適切に配慮する。小田原海岸において、砂の豊富な砂遊びが出来る海岸を目指す。	・護岸及び堤防については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。	砂浜全体の維持を図ること、国土保全が図れる。さらに、豊かな砂浜海岸とすることで、海浜植生の繁殖を促し、動物の生息地となり、さらに利用が促進される。
		48-4	小田原(河)	小田原(東町)	国土交通省 水管理・ 国土保全局	神奈川県	926	自然海岸	高潮 侵食	護岸	堤防			100	9.51	検討中	検討中	住宅地等	モニタリングを行いながら砂浜を維持管理し、必要に応じて適切な管理を行っていく。また、美しい砂浜海岸と富士山、箱根山の景観を含めた良好な海岸環境の保護、投げ釣りや散策等の利用や、かつて海岸で子供達が安全に遊んだ砂の豊富な砂浜海岸となるよう海岸整備を行う。	侵食に対しては、現状の砂浜を保持するとともに、砂浜全体の回復を図る。高潮・津波に対しては、西湘バイパスの存在により懸念は小さいが、情報の伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	侵食に対しては、現状の砂浜を保持するとともに、砂浜全体の回復を図る。高潮・津波に対しては、西湘バイパスの存在により懸念は小さいが、情報の伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	投げ釣り、散策等の海岸利用に適切に配慮する。	・護岸及び堤防については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。	砂浜全体の維持を図ること、国土保全が図れる。さらに、豊かな砂浜海岸とすることで、海浜植生の繁殖を促し、動物の生息地となり、さらに利用が促進される。

表3-3-2 海岸保全施設の整備（新設又は改良及び維持又は修繕）に関する事項一覧表（12）

ブロック区分	ゾーン区分	No.	海岸名	地区名	所管	管理者	要保全海岸線延長(m)	海岸のタイプ	対策の種類	施設	新設・改良	規模(現況)		規模(計画)		背後地の状況	整備の方針	海岸の目標			維持又は修繕の方法	期待される効果
												延長(m)	天端高(T.P.m)	延長(m)	天端高(T.P.m)			防護面	環境面	利用面		
小田原	⑧小田原東部	49	小田原漁港	東町	水産庁	神奈川県・小田原市	350	自然海岸	高潮 侵食	堤防		336	9.25	-	-	住宅地	長期的な視点で、砂浜の維持・復元による海岸保全機能の増大を図り、より良い海岸環境を創造するとともに海岸利用を促進し、景観にも配慮する。	海岸侵食を防止し、高潮から背後地を防護する。	水産協調型施設の導入による海域環境の向上を目指す。景観に配慮する。	漁業やレクリエーション利用に配慮する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・人工リーフについては、ブロックの移動・散乱・沈下等について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。	砂浜の回復、安定化 背後域への高潮災害の防止 水産協調型施設の導入による海域環境の向上
										砂浜		-	-	-	-							
										人工リーフ	新設	-	-	200	未定							
		50	小田原漁港	浜町	水産庁	神奈川県・小田原市	1,775	自然海岸	高潮 侵食	堤防		752	8.09~11.10	-	-	住宅地 商業地 工業地	モニタリングを行いながら砂浜を維持管理し、必要に応じて適切な管理を行っていく。より良い海岸環境を創造するとともに海岸利用を促進し、景観にも配慮する。	海岸侵食を防止し、高潮から背後地を防護する。	水産協調型施設の導入による海域環境の向上を目指す。景観に配慮する。	漁業やレクリエーション利用に配慮する。	・護岸及び堤防については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・突堤、人工リーフ及び潜堤については、ブロックの移動・散乱・沈下等について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。	養浜による砂浜の回復、安定化 背後域への高潮災害の防止
										護岸		125	10.24	-	-							
										砂浜		-	-	-	-							
										突堤		105(1基)	-1.5~5.5	-	-							
										人工リーフ		754(4基)	-1.5	-	-							
										砂止潜堤		125(3基)	-4	-	-							
		潜堤		70.7	-4	-	-															
		51	小田原漁港	本町	水産庁	神奈川県・小田原市	1,775	自然海岸	高潮 侵食	堤防		431	9.4~11.44	-	-	住宅地 商業地 工業地	モニタリングを行いながら砂浜を維持管理し、必要に応じて適切な管理を行っていく。より良い海岸環境を創造するとともに海岸利用を促進し、景観にも配慮する。	海岸侵食を防止し、高潮から背後地を防護する。	水産協調型施設の導入による海域環境の向上を目指す。景観に配慮する。	漁業やレクリエーション利用に配慮する。	・護岸及び堤防については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・突堤、人工リーフ及び潜堤については、ブロックの移動・散乱・沈下等について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。	養浜による砂浜の回復、安定化 背後域への高潮災害の防止
										護岸		255	5.00~11.47	-	-							
砂浜										-	-	-	-									
突堤										178(2基)	2.5~3.0	-	-									
人工リーフ										619.2(3箇所)	-1.5~-2.0	-	-									
砂止潜堤										90.95(2箇所)	-4	-	-									
潜堤		120.8	-2.0	-	-																	
52	小田原漁港	南町	水産庁	神奈川県	380	自然海岸	高潮 侵食	護岸		438	8.24~11.58	-	-	住宅地	長期的な視点で、砂浜の維持・復元による海岸保全機能の増大を図り、より良い海岸環境を創造するとともに海岸利用を促進し、景観にも配慮する。	海岸侵食を防止し、高潮から背後地を防護する。	水産協調型施設の導入による海域環境の向上を目指す。景観に配慮する。	漁業やレクリエーション利用に配慮する。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・人工リーフについては、ブロックの移動・散乱・沈下等について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。	砂浜の回復、安定化 背後域への高潮災害の防止 水産協調型施設の導入による海域環境の向上		
								砂浜		-	-	-	-									
								人工リーフ	新設	-	-	200	未定									

表3-3-2 海岸保全施設の整備（新設又は改良及び維持又は修繕）に関する事項一覧表（13）

ブロック区分	ゾーン区分	No.	海岸名	地区名	所管	管理者	要保全海岸線延長(m)	海岸のタイプ	対策の種類	施設	新設・改良	規模(現況)		規模(計画)		背後地の状況	整備の方針	海岸の目標			維持又は修繕の方法	期待される効果
												延長(m)	天端高(T.P.m)	延長(m)	天端高(T.P.m)			防護面	環境面	利用面		
小田原	⑧小田原東部	53	小田原漁港	早川	水産庁	神奈川県	1,395	自然海岸	高潮 侵食	護岸		1022	7.00~13.20	-	-	住宅地	高潮等の越波から背後地を防護するため、長期的に対策を計画する。貴重な砂浜の保全を図る。都市型漁業の振興として都市との交流拠点の形成など海の総合的利用を図る。	一定の防護水準を維持するために、施設の異常箇所の早期発見のための点検を継続的に行う。また、長期的には沖合いに海域環境に配慮した潜堤を設置し越波防止を図る。	藻場や水質等の自然環境へ配慮した施設整備と、人と自然が共生できる沿岸環境を創造する。	漁業事業による自然環境を生かしたふれあい緑地広場整備や親水施設整備・駐車場等の受け入れ施設整備と一体的利用により都市住民との交流拠点としての利用促進を図り、良好な漁業環境を創造する。ゴミ持ち帰り等啓発をはかり利用環境の向上を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・離岸堤及び潜堤については、ブロックの移動・散乱・沈下等について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。	背後地への高潮災害の防止 砂浜の回復・安定化 水産協調型施設の導入による 海域環境の向上
										砂浜		-	-	-	-							
										離岸堤		110 (2箇所)	3	-	-							
潜堤	新設	-	-	200	未定																	
小田原	⑨小田原西部	54	小田原(河)	根府川	国土交通省 水管理・ 国土保全局	神奈川県	512	自然海岸	津波	護岸		277	8.44~12.0	-	-	キャンプ 場他	典型的な岩石海岸と大玉石海岸で、漁業、磯釣り、ダイビング、キャンプ等の利用が盛んで、こうした自然豊かで、様々な利用がされている海岸の利用と環境との調和を図りつつ、安全で快適に活用できる海岸整備を行う。	高潮・侵食に対しては、高波浪を減衰させ、背後地への浸水を防止する。また、情報の伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	大玉石海岸を出来る限り残し、また、背後の小田原市指定保存樹(クロマツ他)を保護・保全して、白砂青松海岸とする。	漁業、磯釣り、ダイビング、キャンプ等のそれぞれの良好な利用が出来るような海岸整備を行う。また、海岸利用のユニバーサルデザイン化を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・消波工及び人工リーフについては、ブロックの移動・散乱・沈下等について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。	白砂青松海岸を守り、地域や観光者の安全で快適な海洋レクリエーション基地を保全・保護することで、海岸利用の促進が図れる。また、海岸に接した貴重な平地を海岸侵食から防護することで国土保全の目的を達成することが出来る。
										護岸	新設	-	-	検討中	検討中							
										消波工		150	不明	-	-							
										人工リーフ	改良	200	-1.8	検討中	検討中							
小田原	⑩真鶴・湯河原	55-1	白磯海岸	白磯海岸 (現在、海岸保全区域の指定は無い)	国土交通省 水管理・ 国土保全局	神奈川県	(未指定)	自然海岸 (崖海岸)	侵食	消波堤	新設	-	-	検討中	検討中	崖(上部は住宅地)	磯と斜面縁地からなる自然海岸で、磯釣り、磯遊びや豊かな動植物の宝庫と言われ、野外学習の場ともなっている。こうした自然を保護しつつ、海岸に接する崖の侵食を防止し、国土保全を行い、併せて、海岸の安全利用が促進されるような海岸整備を行う。	現在の豊かな海岸環境を維持するとともに、さらに向上が望めるような海岸環境の整備に努める。	漁業や安全で快適な磯釣り、磯遊び等の海洋レクリエーションが行えるよう自然環境の保全と利用を図る。	・消波堤については、ブロックの移動・散乱・沈下等について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じて、ブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	海食崖基部の侵食を防止することで、崖及び崖上住宅地の安全性の向上が図れると共に、海岸の利用環境を増進することが出来る。	
		55-2	真鶴港(港)	真鶴	国土交通省 港湾局	神奈川県	850	自然海岸 人工海岸	高潮	護岸	改良	850	5.60~6.50	検討中	検討中							住宅地 商業地 漁業港湾 関連施設

表3-3-2 海岸保全施設の整備（新設又は改良及び維持又は修繕）に関する事項一覧表（14）

ブロック区分	ゾーン区分	No.	海岸名	地区名	所管	管理者	要保全海岸線延長(m)	海岸のタイプ	対策の種類	施設	新設・改良	規模(現況)		規模(計画)		背後地の状況	整備の方針	海岸の目標			維持又は修繕の方法	期待される効果
												延長(m)	天端高(T.P.m)	延長(m)	天端高(T.P.m)			防護面	環境面	利用面		
小田原	⑩真鶴・湯河原	56-1	湯河原(河)	湯河原(吉浜地区)	国土交通省水管理・国土保全局	神奈川県	1,022	自然海岸	津波侵食	護岸			740	6.50	-	-	湯河原町の貴重な砂浜海岸であり、古くから海水浴場として賑わいを見せてきた。湯河原温泉を訪れた人が、気軽に利用できる海岸として、また、みんなの財産として砂浜を今後も保全をしていく。海水浴場としてさらなる賑わいと防災機能の一層の向上を目指した海岸整備を行う。現状の砂浜を保持する。	現状の砂浜を保持し、砂浜の消波機能を高める。また、高潮、津波対策に対しては情報の伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処するとともに、避難通路等の機能向上を図る。	砂浜の長期的な安定による海生動植物の生息環境の向上を図る。また、海岸への排水による海岸環境の悪化防止を図る。	海水浴場、投げ釣り、サーフィン等の海洋レクリエーションが行えるよう海岸の利用の増進を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・突堤については、ブロックの移動・散乱・沈下等について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。 ・門扉については、日常的な巡視、台風期前などにおける開閉点検及び原則として5年に1回程度の定期的な点検を行い、施設の機能が維持されるよう適切な維持・修繕に努める。 ・砂浜については、日常的な巡視や、高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜などにより適切な維持に努める。	現状の砂浜を保持・回復することで、高潮災害を防止・軽減すると共に、道路護岸の安全性の向上を図れる。また、海水浴場としての賑わいを回復させ、湯河原町の町おこしにも寄与できる。
										突堤			43(1基)	2.45	-	-						
										門扉(角落し含む)			13	6.50	-	-						
										砂浜			-	-	-	-						
	56-2	湯河原(河)	湯河原(門川地区)	国土交通省水管理・国土保全局	神奈川県	932	人工海岸(埋立地)	高潮	護岸	改良			932	6.50	検討中	検討中	埋立人工海岸であり、波浪の影響を直接受ける厳しい海岸であるため、背後地を防護する海岸保全施設を適切に管理していく。また、海水と間近に接することができる海の学習の場として、親水性の向上を図り、併せて、海岸愛護が促進されるような海岸整備を行う。	高潮に対しては、既存の海岸保全施設を適切に管理していく。津波に対しては、海岸利用と整合を図りながら、背後地への浸水被害が発生しないよう、既存の海岸保線施設の改良等により機能向上を図る。また、情報の伝達監視体制、避難場所等のソフト対策で対処する。	施設の維持、改良にあたっては、景観に配慮するとともに親水性を高める。	子供から大人まで幅広く海と親しむ事ができる空間とする。また、利用促進を考慮し、当該海岸と隣接海岸を連続させ、利便性の向上を図る。	・護岸については、施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、変状の進行に応じた長寿命化を図るなど、施設の機能が維持されるよう、適切な維持・修繕に努める。 ・消波工及び人エリーフについては、ブロックの移動・散乱・沈下等について、日常的な巡視や原則として5年に1回程度の定期的な点検・評価を行い、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を維持する。 ・門扉については、日常的な巡視、台風期前などにおける開閉点検及び原則として5年に1回程度の定期的な点検を行い、施設の機能が維持されるよう適切な維持・修繕に努める。	背後の公共施設等の安全性と分断された景観と利用の調和が図れ、湯河原海岸全体としての出来る限りの自然性を復元できる。
									消波工			600	不明	-	-							
									人エリーフ			510	-0.84~-1.84	-	-							
									門扉(角落し含む)			1	6.50	-	-							

相模湾

横須賀市

三浦市

- 凡例
- 海岸保全施設を新設しようとする区域
  - 海岸保全施設を改良しようとする区域
  - 海岸保全施設の存する区域
  - 受益地域
  - 海岸保全区域
  - 海岸保全予定区域
  - ⊕ 堤防
  - 消 消波工
  - 浜 養浜
  - 護 護岸
  - リ 人工リーフ
  - 突 突堤
  - 離 離岸堤
  - へ ヘッドランド
  - × 水門（陸閘、門扉）
  - 岩 岩盤型施設（仮称）
  - 洗 洗掘防護施設
  - 漂 沿岸漂砂礫流失抑制施設

※海岸保全予定区域：今後、海岸保全区域の指定を予定している区域

相模湾

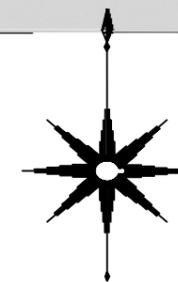
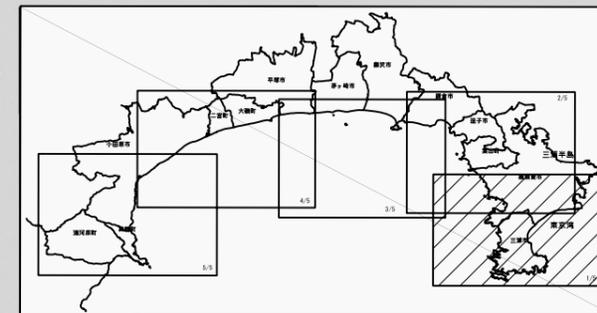
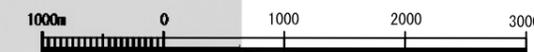


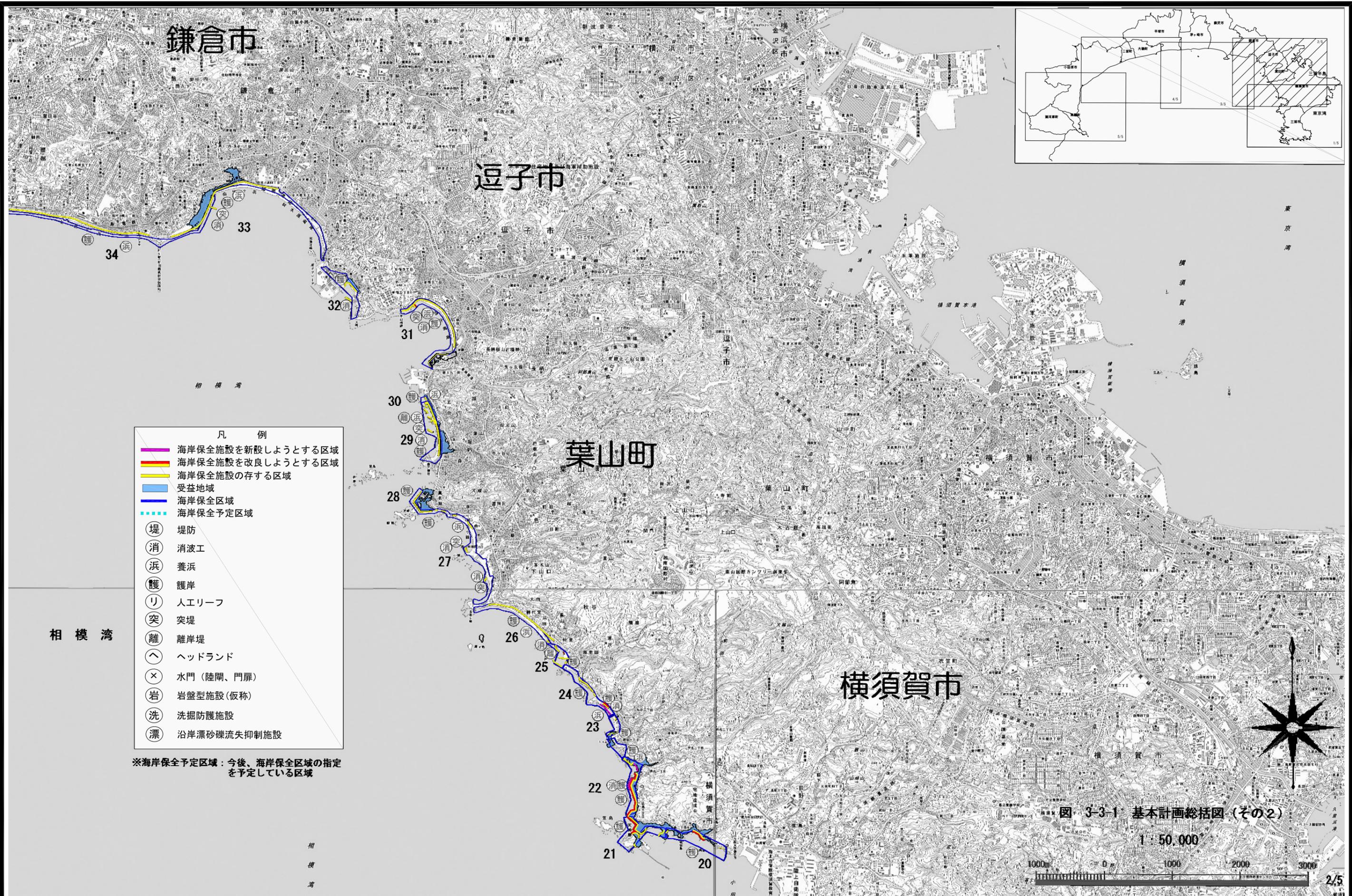
図 3-3-1 基本計画総括図（その1）

1 : 50,000



1/5

※この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平26情保、第869号）



- 凡 例
- 海岸保全施設を新設しようとする区域
  - 海岸保全施設を改良しようとする区域
  - 海岸保全施設の存する区域
  - 受益地域
  - 海岸保全区域
  - 海岸保全予定区域
- Ⓜ 堤防
  - Ⓧ 消波工
  - Ⓨ 養浜
  - Ⓩ 護岸
  - ⓐ 人工リーフ
  - ⓑ 突堤
  - ⓓ 離岸堤
  - ⓔ ヘッドランド
  - ⓕ 水門（陸閘、門扉）
  - ⓖ 岩盤型施設（仮称）
  - ⓗ 洗掘防護施設
  - Ⓢ 沿岸漂砂礫流失抑制施設

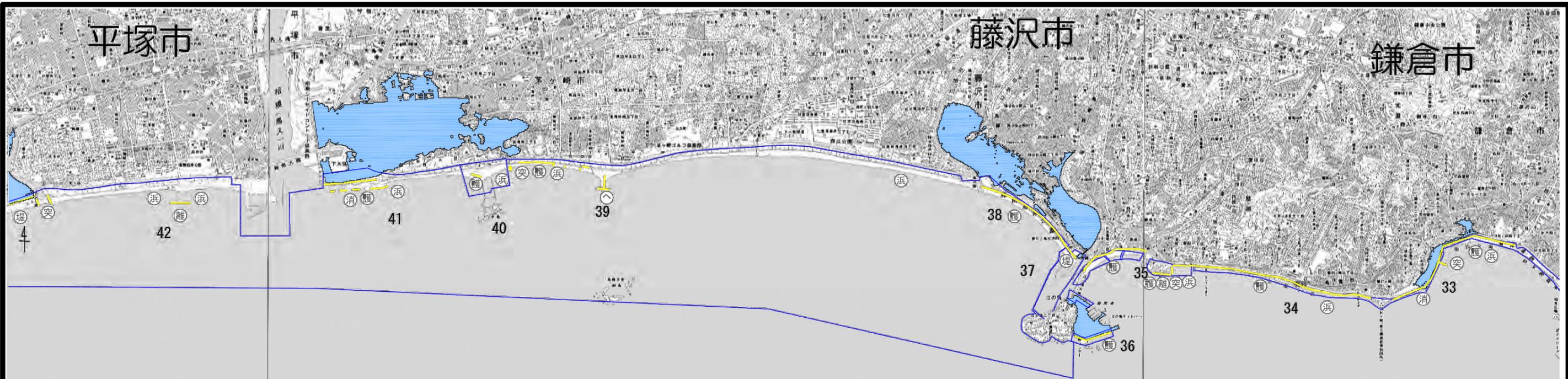
※海岸保全予定区域：今後、海岸保全区域の指定を予定している区域

図 3-3-1 基本計画終括図（その2）

1 : 50,000



※この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平26情標、第869号）



- 凡 例
- 海岸保全施設を新設しようとする区域
  - 海岸保全施設を改良しようとする区域
  - 海岸保全施設の存する区域
  - 受益地域
  - 海岸保全区域
  - - - 海岸保全予定区域
  - ⊕ 堤防
  - ⊖ 消波工
  - ⊙ 浜
  - ⊙ 護岸
  - ⊙ リ
  - ⊙ 突
  - ⊙ 離
  - ⊙ ^
  - ⊙ ×
  - ⊙ 岩
  - ⊙ 洗
  - ⊙ 漂

※海岸保全予定区域：今後、海岸保全区域の指定を予定している区域

相 模 湾

相 模 湾

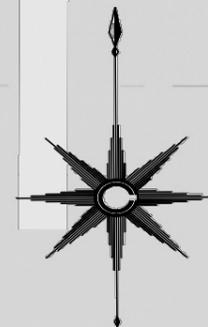
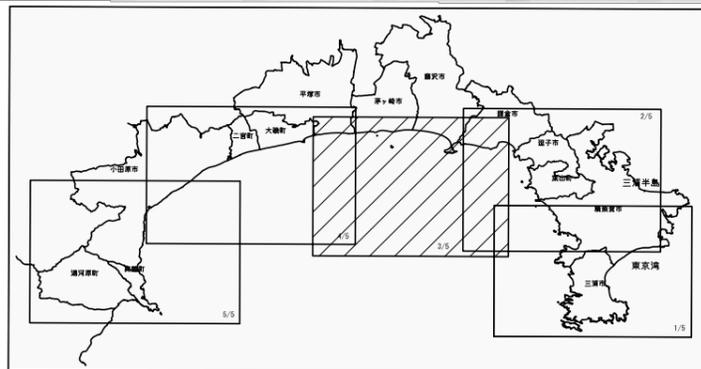
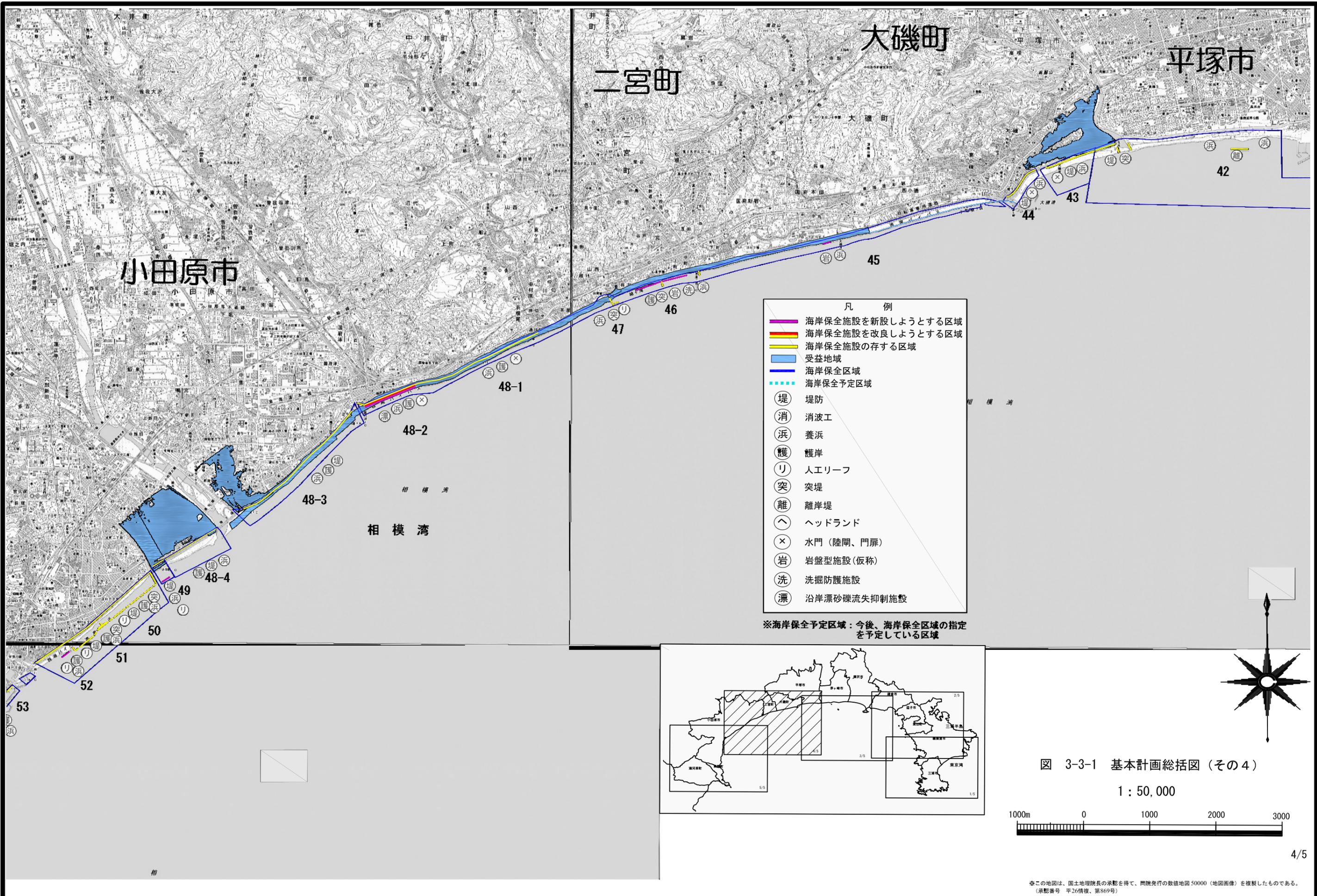


図 3-3-1 基本計画総括図 (その3)

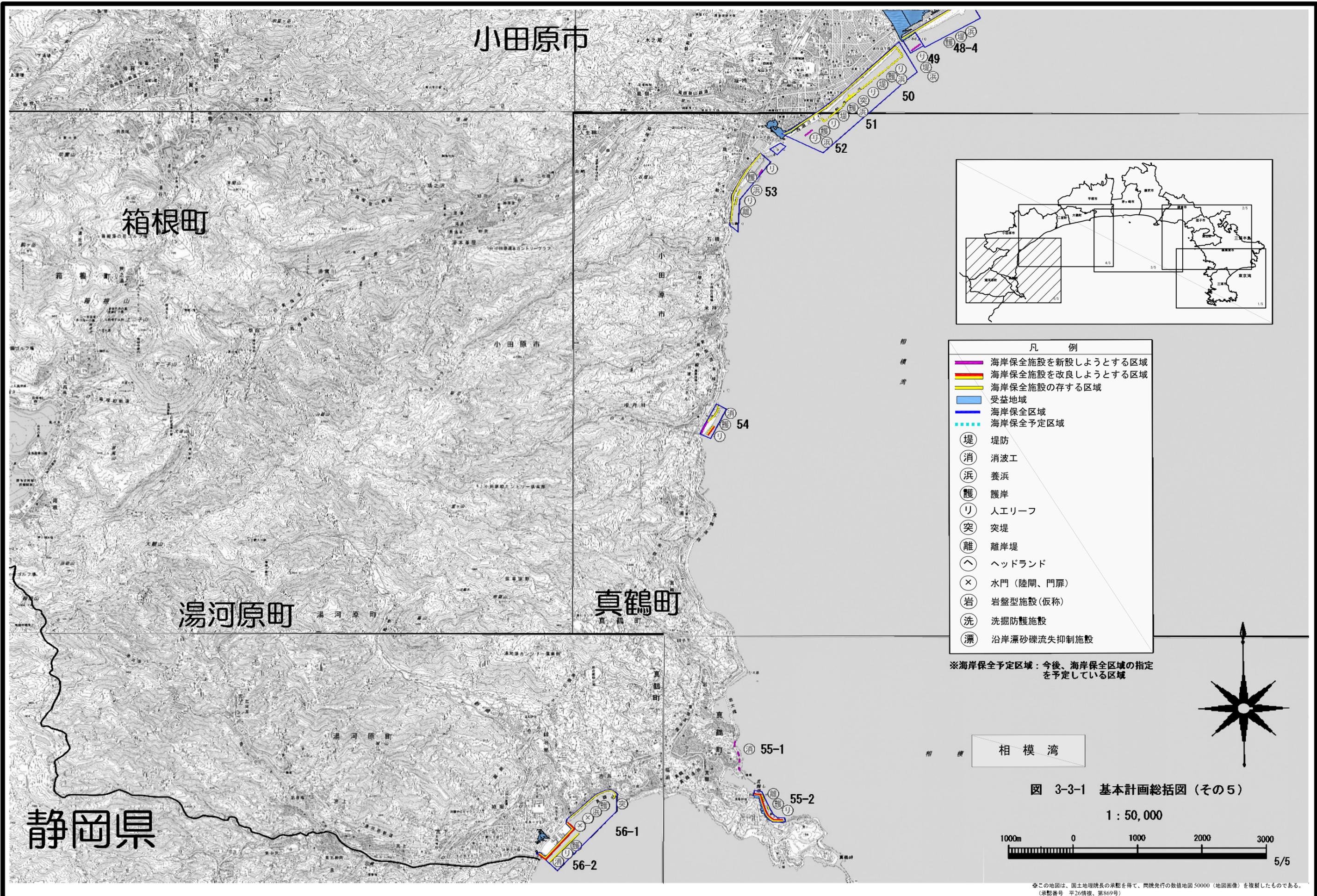
1 : 50,000



※この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平26情復、第869号)



※この地図は、国土地理院長の承認を得て、簡略発行の数値地図50000（地図画像）を複製したものである。  
（承認番号 平26情復、第869号）



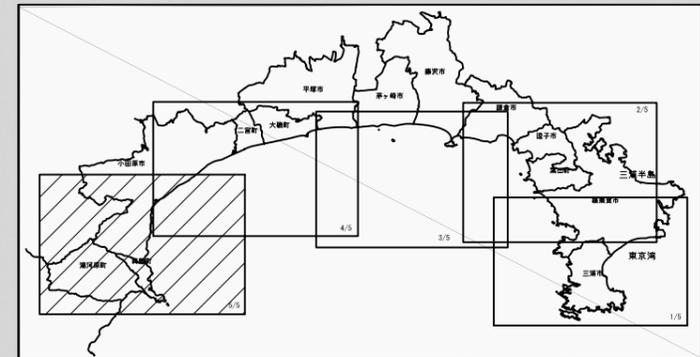
小田原市

箱根町

湯河原町

静岡県

真鶴町



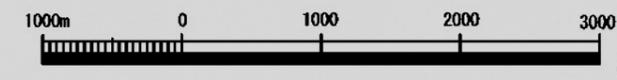
凡 例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	受益地域
	海岸保全区域
	海岸保全予定区域
	堤防
	消波工
	養浜
	護岸
	人工リーフ
	突堤
	離岸堤
	ヘッドランド
	水門（陸閘、門扉）
	岩盤型施設（仮称）
	洗掘防護施設
	沿岸漂砂礫流失抑制施設

※海岸保全予定区域：今後、海岸保全区域の指定を予定している区域

相 模 湾

図 3-3-1 基本計画総括図（その5）

1 : 50,000



※この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平26情復、第869号）

## 第4編 — 海岸保全基本計画の実施にあたって —

### 4-1 計画実施時に配慮すべき事項

前章までに、相模灘沿岸の課題と在り方、それを実現するための施策を示した。本計画では、海岸保全基本計画を適切かつ効果的に実施していくために配慮すべき重要な事項を述べる。

#### (1) 連携と整合

神奈川県は、内陸部・沿岸部ともに自然度の高い山地、河川及び海岸を有し、大都市圏の中にありながら豊かな自然環境を擁している。動植物はこの豊かな自然環境の恩恵を受け、多様な動植物相を示す。

しかし、海岸域において、藻場や干潟の消滅、海岸侵食など自然環境が変化する傾向にあり、それに伴って動植物も減少する傾向にある。また、動植物の減少傾向は自然環境の変化によるものばかりではなく、護岸の整備などによる海岸の人工化、生活廃水の流入等による水質の悪化などもその原因となっている。

これらのことは本計画を実施していくうえで重要な課題であるだけでなく、沿岸の広域的な環境問題、社会問題として捉えるべきであり、この問題の解消を目指し総合的な対策を講じていく必要がある。海岸に関係する行政機関と十分な連携と緊密な調整を図り、一体となった取り組みが必要である。

また海岸保全施設の整備の実施については、港湾、漁港、河川、砂防、利水等の各事業、国土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、地域計画等関連する計画との整合性を確保するように努めるものとする。

#### (2) 地域住民の参画と情報公開

計画の策定段階で必要に応じ開催される公聴会等だけでなく、計画が実効的かつ効率的に執行できるよう、実施段階においても適宜地域住民の参画を得る。また、計画の策定段階から、計画の実現によりもたらされる防護、環境及び利用に関する状況について必要に応じ示す等、事業の透明性の向上を図るため、海岸に関する情報を広く公開するものとする。

#### (3) 調査等の推進

安全な海岸の実現と適切で効果的な海岸管理、施設計画等を行っていくために、海岸に関する基礎的な情報の収集・整理を行いつつ、海岸に関する新しい技術の導入を図っていくものとする。

相模灘沿岸は、河川からの流入土砂が減少し、沿岸全体としては汀線が後退傾向にある。局的には、漁港、港湾、防波堤、導流提等の海岸施設の設置により漂砂のバランスが変化し、施設近傍で汀線の前進と後退が現れている海岸もある。海岸侵食に対しては、「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」等に基づき、砂の粒径を考慮した養浜を主体に行い、砂の流れや砂浜の回復・保全の状況、周辺環境へ与える影響などをモニタリングを行い順応的管理を行う。また、土砂供給源である上流域と併せた総合的な土砂管理手法等に関する調査を推進するものとする。

また、地球温暖化に伴う気象・海象の変化や、長期的な海水面の上昇により、高潮、越波等の規模の増大、被害の激化が懸念されている。これらに関する調査を行っていくとともに、潮位、波浪等の監視体制を確立し、それらに対して必要な対策を検討していく必要がある。

この他に、海岸に関する技術のみならず幅広い分野の情報を共有し、それらの成果の活用と普及を図るものとする。

#### (4) 計画の見直し

本計画策定後においても、地域状況や社会経済情勢の変化等に柔軟に対応するために、適宜計画内容を再整理し、適切な措置を行うこととする。また、災害の発生等により海岸保全施設の整備が必要となった場合には、本計画の内容を踏まえたうえで、海岸保全施設の整備内容について適切な措置を行うこととする。

なお、本計画の第2編、海岸の保全に関する基本的な事項のうち、防護の目的を達成するための施策、海岸環境の整備及び保全に関する事項及び海岸における公衆の適正な利用に関する事項に記載された施策うち、関係行政機関、関係住民等との連携あるいは支援などに関わる施策については、基本的な方向を示したものであり、具体的には、今後、関係者間で協議を行ない、その都度、整理して行くものとする。

## 用語集

(50音順)

### 上げ潮[あげしお]

満ちてくる潮。満ち潮。

### 一級河川[いっきゅうかせん]

国土保全や国民経済上、特別に重要な水系の中で、政令で区間を示して指定された河川。

### 一般公共海岸[いっぱんこうきょうかいがん]

一般公共海岸区域：公共海岸区域のうち海岸保全区域以外の区域。

### 越波[えっぱ]

波が堤防等を越えること

### NPO[えぬぴーおー]

〔nonprofit organization〕非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。

### 沿岸[えんがん]

海・湖・河川などの陸地に沿った部分。

### 沿岸漂砂[えんがんひょうさ]

沿岸流によって海岸線と平行方向に移動する土砂、またはその現象。

### 大型定置網[おおがたていちあみ]

定置網は別名大敷網とも称され、回遊する魚を誘い込んで捕る日本古来の漁法。大型定置網は移動することはなく、県の許可が必要。

### 沖合施設[おきあいしせつ]

沖合にある施設。離岸堤、人工リーフなど

### 海岸管理[かいがんかんり]

海岸保全施設の新設、改良又は災害復旧等の事実行為のみならず、海岸保全区域の占用の許可、行為の制限等の行政事務をも含み、海岸保全区域について行われる海岸保全目的達成のためになされる行為をいう。

### 海岸侵食[かいがんしんしょく]

波の作用によって海岸線が後退する現象で、河川からの土砂供給量が減ったことや沿岸構造物の影響等が原因と考えられている。

### 海岸段丘[かいがんだんきゅう]

海岸に沿って分布する階段状地形。地盤の隆起や海水面の低下によってできる。海成段丘。

## 海岸法[かいがんほう]

津波・高潮・波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、もって国土の保全に資することを目的として昭和 31 年に制定された法。平成 11 年に、防護・環境・利用の調和のとれた海岸を形成するため、抜本的な改正が行われた。さらに、平成 26 年には、津波、高潮等に対する防災・減災対策の推進、海岸の適切な維持管理の確保などのため、一部改正が行われた。

## 海岸保全基本計画[かいがんほぜんきほんけいかく]

海岸法に基づいて施設整備のみならず海岸の保全に関する基本的な計画として、防護・環境・利用等、地域の意見等を反映し、海岸保全基本方針に基づき都道府県知事が全国の 71 沿岸区分ごとに定めるもの。

## 海岸保全基本方針[かいがんほぜんきほんほうしん]

防護、環境、利用の調和のとれた海岸の保全を計画的に推進し、地域の実情に応じた海岸の保全を進めていくため、平成 11 年に改正された海岸法に基づき、主務大臣が定めることとされた海岸保全に関する基本的な方針であり、今後の海岸行政の指針としての役割を果たすとともに、都道府県知事が海岸保全基本計画を策定するに当たっての基本的な方向性をしめすものである。

## 海岸保全区域[かいがんほぜんくいき]

津波、高潮、波浪、その他海水または地盤の変動による被害から海岸を防護し、国土の保全に資することを目的とする海岸法に基づき、防護すべき海岸として指定された区域をいう。

## 海岸保全施設[かいがんほぜんしせつ]

海岸保全区域（津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護し、国土の保全に資する必要があると認められる海岸の一定区域）内にある、海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設。堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜など。

## 海脚[かいきゃく]

比較的大きな海底の高まりから外へ向かって突き出している副次的な隆起部をいう。例えば、志摩半島から南方の熊野海盆に張り出した海脚は志摩海脚と呼ばれる。

## 海丘[かいきゅう]

海山(かいざん)のうち、周りの海底からの比高が 1000 メートル未満のもの。

## 海食崖[かいしょくがい]

波の浸食作用によってできた海岸の崖。銚子の屏風ヶ浦や知床(しれとこ)半島の海岸はその例。波食崖。

## 海食洞[かいしょくどう]

波の浸食作用によって海食崖の基部などで軟弱な部分がえぐられてできた洞窟。

## 海底谷[かいていこく]

大陸棚または大陸斜面上にある谷。海谷。

## 海浜流[かいひんりゅう]

波によって起こる沿岸付近の流れの総称。波浪が直接の誘引となり生じる沿岸付近の流れ。

### 海洋性レクリエーション[かいようせいれくりえーしょん]

海洋で行うレクリエーション。ヨット、ダイビング、ボードセーリング、サーフィン等。

レクリエーション：仕事や勉強などの疲れを癒やし、精神的・肉体的に新しい力を盛り返すための休養・娯楽。

### 火山砕屑岩[かざんさいせつがん]

火砕岩(かさいがん)

火山の噴出物が堆積し固結してできた岩石の総称。凝灰(ぎようかい)岩・凝灰角礫(かくれき)岩・火山礫凝灰岩など。

### 渇水期[かつすいき]

雨量が少なく、水源の水が乏しくなる時期。また、夏などに需要が増大して供給が間に合わず、水不足をきたす時期。

### 神奈川グランドデザイン[かながわぐらんどでざいん]

確実に到来する超高齢社会などへの十分な対応を図るとともに、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故に起因する社会環境の変化への対応を行うため、2025(平成 37)年を展望し、「『いのち輝くマグネット神奈川』を実現する」を基本理念に掲げ、神奈川の将来像や政策の基本方向をまとめたもの。

### ガリ[がり]

流水などで岩壁が浸食されてできた V 字状の溝。

### 環境基準（健康項目、生活環境項目）[かんきょうきじゅん]

人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましいとされる、大気・土壌の汚染、水質汚濁、騒音など、環境上の条件についての基準。公害対策基本法に基づく。

### 緩傾斜護岸[かんけいしゃごがん]

通常の護岸の傾斜よりも勾配を緩やかにして、樹木の植栽を容易にした護岸。最近では海中部にも採用され、海藻を生育させやすくし、多様な生態系を創出できるように工夫されている。

### 岩石海岸[がんせきかいがん]

基礎岩石が露出している海岸。

### 関東ローム[かんとうろーむ]

主として関東地方の台地や丘陵地の上部に分布している赤褐色の火山灰土。古い順に多摩ローム、下末吉ローム、武蔵野ローム、立川ロームと呼ばれている。日本統一地質分類法では火山灰質粘性土に分類される。特異な構造を持ち、自然状態での強度は大きいですが、乱すと極端に強度が低下する性質を持つ。

### 近郊緑地保全[きんこうりょくちほぜん]

近郊緑地保全区域：首都圏の近郊整備地帯（首都圏整備法による）では首都圏近郊緑地保全法で、近畿圏の保全区域内（近畿圏整備法による）では近畿圏の保全区域の整備に関する法律により、無秩序な市街化の防止や、住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止、文化財や緑地や観光資源等の保全などを目的として指定されるもの。近郊緑地保全区域内でこれらの効果が特に著しい地域等については、都道府県知事が都市計画に近郊緑地特別保全地区を定めることができる。

**黒潮[くろしお]**

日本近海にある最大の海流。北赤道海流の延長にある暖流。八重山諸島付近で対馬海流を分かち、本流は日本列島の太平洋岸を洗って北東に進み、房総沖から東に出る。濃い藍(あい)色に見える。日本海流。黒瀬川。真潮(ましお)。本潮(ほんじお)。桔梗水(ききょうみず)。

**計画高潮位[けいかくこうちょうい]**

計画高潮位とは、想定される最大規模の台風の襲来等により、高潮が発生したときの海面の上昇と、満潮位を足したもので、高潮対策施設の計画の基準とするもの。

**原因者負担制度[げんいんしゃふたんせいど]**

他の工事又は他の行為により必要を生じた当該海岸管理者の管理する海岸保全施設に関する工事の費用については、その必要を生じた限度において、他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させる制度。

**県立自然公園[けんりつしぜんこうえん]**

すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資することを目的として、1957年(昭和32年)に公布された自然公園法の第41条に基づき、すぐれた自然の風景地であって都道府県が条例の定めるところにより区域を定めて指定するものです。

**更新統・完新統[こうしんとう・かんしんとう]**

完新統 完新世に形成された地層。沖積統。

**高波浪(高波)[こうはろう(たかなみ)]**

高い波。おおなみ。特に、高潮のときに押し寄せる高い波。

**港湾法[こうわんほう]**

港湾の秩序ある整備と適正な運営を図ることを目的として制定された法律。

**護岸[ごがん]**

高潮・侵食等による災害から海岸を防護するために現地盤及び埋立地盤を被覆する施設。

**国際拠点港湾[こくさいきょてんこうわん]**

国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾として政令で定める、国際戦略港湾以外の港湾。かつては特定重要港湾と呼ばれた。苫小牧港・仙台塩釜港・新潟港・名古屋港・北九州港など18港が指定されている。

**国際戦略港湾[こくさいせんりゃくこうわん]**

長距離の国際海上コンテナ運送を行う国際海上貨物輸送網の拠点として、また国内海上貨物輸送網との結節点として高い機能を備えた港湾で、国際競争力の強化を重点的に図る必要がある港湾として政令で定めるもの。国際コンテナ戦略港湾として阪神港(神戸港・大阪港)と京浜港(東京港・川崎港・横浜港)、国際バルク戦略港湾として釧路港・鹿島港・名古屋港などが指定されている。

**国立公園[こくりつこうえん]**

わが国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地(海域の景観地を含む。)であって、環境大臣が自然公園法第5条第1項の規定により指定するものをいう。管理は主に国が行う。

**最高潮位 (H. H. W. L., Highest High Water Level) [さいこうちょうい]**

観測した最高潮位の日・時刻と潮位

**細砂[さいさ]**

粒度区分のうち、粒径 0.125～0.25mm の粒子。

**相模トラフ[さがみとらふ]**

日本海溝と伊豆・小笠原海溝とが接するあたりから分岐して相模湾奥に及ぶ細長い海底窪地。フィリピン海プレートの北縁部の潜り込み帯で、古来、地殻変動が活発。関東大地震などの巨大地震が発生している。相模舟状海盆。

**相模湾沿岸海岸侵食対策計画[さがみわんえんがんかいがんしんしょくたいさくけいかく]**

侵食の進む相模湾沿岸で砂浜の回復・保全を図り、将来に渡る「美しいなぎさの継承」を目指し、砂浜の主たる供給源である山から河川を通じて沿岸を移動する土砂の流れの連続性及び相模湾を広域的にとらえ、海岸ごとに養浜を主体とした侵食対策を行うために策定された計画。

**下げ潮[さげしお]**

潮が引いて海面が低くなっていくこと。また、その時の海水の動き。落ち潮。引き潮。

**刺網漁業[さしあみぎょぎょう]**

刺網：海中に張って、網目に頭をさし込ませたり体をからませたりさせて魚を捕獲する網。浮刺し網・底刺し網などがある。

**朔望平均満潮位 (H. W. L., High Water Level) [さくぼうへいきんまんちょうい]**

満潮と干潮との潮位差を潮差と呼ぶ。潮差は1ヶ月の間では、新月（朔）と満月（望）よりそれぞれ1～3日遅れた頃が最も大きく、これを大潮といい、朔及び望の日から5日以内に現れる各月の最高満潮位を平均したものを朔望平均満潮位という。

**自然海岸[しぜんかいがん]**

海岸（汀線）が人工によって改変されないで自然の状態を保持している海岸。

**自然環境保全地域[しぜんかんきょうほぜんちいき]**

高山性植生、亜高山性植生、優れた天然林等のうち、自然的社会的諸条件からみて、その自然環境を保全することが特に必要な地域として、自然環境保全法又は県自然環境保全条例に基づき指定した地域のことです。

**重要港湾[じゅうようこうわん]**

国際海上輸送網、又は国内海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を持つ港湾。

**受益地域[じゅえきちいき]**

海岸保全施設を設置することによって越波や侵食の被害を防護することができる地域。

**順応的管理[じゅんのうてきかんり]**

自然の環境変動により当初の計画では想定しえなかった事態に陥ることや、歴史的な変化、地域的な特性や事業者の判断等により環境保全・再生の社会的背景が変動することをあらかじめ管理システムに組み込み、目標を設定し、計画がその目標を達成しているかをモニタリングにより検証しながら、その結果に合わせて、多様な主体との間の合意形成に基づいて柔軟に対応していく手段。

### 消波工[しょうはこう]

波のうちあげ高、越波及びしぶき、波力・波圧・波の反射などを減少させる目的で、人為的に波のエネルギーを減殺し消波させるために、堤防又は護岸などその前面に設置された構造物を消波工という。

### 人工海岸[じんこうかいがん]

海岸（汀線）が、港湾・埋立・浚渫・干拓等の土木工事により著しく人工的に改変された海岸。

### 人工リーフ[じんこうリーフ]

人工礁。景観を損なうことなしに波浪の静穏化、海浜の緩勾配及び沿岸漂砂の制御を行い、安定した海岸の形成や海岸でのレクリエーションの促進を図ることを目的として、自然のサンゴ礁の形態を捨石などの材料を用いて再現させる施設。

### せり上がり[せりあがり]

津波が堤防等に衝突した際、水塊が堤体に沿って上方にせり上がるさま。

### 潜在自然植生[せんざいしぜんしょくせい]

ある土地の現存植生が代償植生（人為的干渉が常に加えられることによって持続している植生）である場合、それを持続させている人為的干渉が全く停止されたとき、その土地が支えることのできる自然植生をいう。

### 全窒素[ぜんちっそ]

TN (Total Nitrogen)、総窒素ともいう。無機態窒素と有機態窒素の合計量。

湖沼や内湾などの閉鎖性水域の、富栄養化の指標として用いられている。水中では、窒素は、窒素イオン、窒素化合物として存在しているが、全窒素は、試料水中に含まれる窒素の総量を測定するものである。窒素は、植物の生育に不可欠なものであるが、大量な窒素が内湾や湖に流入すると富栄養化が進み、植物プランクトンの異常増殖を引き起こすとみられている。湖沼におけるアオコや淡水赤潮の発生や、内湾における赤潮、青潮の発生が問題になっている。

### 線的防護方式[せんてきぼうごほうしき]

堤防、護岸や消波工のみで海岸線を防護する方式。

### 全リン[ぜんりん]

TP (Total Phosphorus)、総リンともいう。無機態リンと有機態リンの合計量。

湖沼や内湾などの閉鎖性水域の、富栄養化の指標として用いられている。水中では、リンは、リンイオン、リン化合物として存在しているが、全リンは、試料水中に含まれるリンの総量を測定するものである。リンは、窒素と同様に植物の生育に不可欠なものであるが、大量なリンが内湾や湖に流入すると富栄養化が進み、植物プランクトンの異常増殖を引き起こすとみられている。湖沼におけるアオコや淡水赤潮の発生や、内湾における赤潮、青潮の発生が問題になっている。

### 総合土砂管理[そうごうどしゃかんり]

時間的・空間的な拡がりをもった土砂移動の場（「流砂系」）において、それぞれの河川・海岸の特性を踏まえて、国土保全の一環として適切な土砂管理を行うこと。土砂の移動による災害を防止し、生態系、景観等の河川・海岸環境を保全するとともに、河川・海岸を適正に利活用することにより、豊かで活力ある社会を実現することを目標とする。

### 粗砂[そさ]

粒度区分のうち、粒径 0.25～1mm の粒子。

**第一種漁港[だいいっしゅぎょこう]**

その利用範囲が地元の漁業を主とするもの。

**第三紀[だいさんき]**

第三紀：地質時代の区分の一つ。新生代の大部分の期間を占め、約 6,500 万年前から 200 万年前までの時代をいう。第三紀という名称は、18 世紀に北イタリアの地層を、古い方から初源層、第二層、第三層と区分したもののなごりで、初源層は変成岩類からなる地層、第二層は主として中生界に相当する。第三層はそれらをおおう軟らかい泥岩や砂岩の地層で、この時代が第三紀である。第三紀は、ふつう 6,500 万年前から 2,500 万年前までの古第三紀と、2,500 万年前から 200 万年前までの新第三紀の 2 亜紀に区分される。

**第三種漁港（特定第三種漁港）[だいさんしゅぎょこう]**

その利用範囲が全国的なもの。

**代償植生[だいしょうしょくせい]**

自然植生に対する言葉で、人間の活動（焼畑、火入れ、開墾、干拓、伐採、植林など）によってその土地本来の植生（自然植生）に代わって生じた植生のこと。

**第二種漁港[だいにしゅぎょこう]**

その利用範囲が第一種漁港よりも広く、第三種漁港に属しないもの。

**第四紀[だいよんき]**

第四紀：新生代の第三紀の後につづく紀で、地質時代の最後の紀である。第四紀はさらに氷河時代の更新世(洪積世)と後氷期の完新世(沖積世)に区分され、全体が約 200 万年前から現在までを含む時代である。なお、慣用的に〈だいよんき〉と読まれるが、正しくは〈だいしき〉と読む。第四紀の名は、はじめ 1829 年にデノアイエ J.Desnoyers がパリ盆地で第三系に重なる海成の砂礫層の年代名とした。C.ライエルは 1833 年、貝化石の現生種の百分率にもとづく区分で、第三系の最上層を新鮮新統、そして人類の遺物を含む地層を人類の時代という意味の現世と命名した。

**高潮[たかしお]**

台風や低気圧により海水面が異常に上昇する現象。南に面した湾では、湾の西側を台風が通過するときに起こりやすい。

**大陸棚[たいりくだな]**

大陸の周縁部にある水深 200 メートルまでの海底。陸から運ばれた土砂が堆積し、沿岸水の影響をうけるので、漁場となるほか地下資源も豊富。陸棚。

**断層[だんそう]**

地殻変動の一。一続きの岩体や地層が断たれ、ずれを生ずる現象。また、それによってできた割れ目。

**中砂[ちゅうさ]**

粒度区分のうち、粒径 0.25～0.5mm の粒子。

**沖積平野[ちゅうせきへいや]**

- (1) 河川の堆積作用によってできた平野。
- (2) 日本では、完新世にできた平野の総称。(1)のほか、海の堆積作用によってできた海岸平野も含める。

**潮汐[ちようせき]**

海面が周期的に昇降する現象。主に月および太陽の引力の作用による。特に、月の作用による太陰潮が大きな部分を占め、新月または満月の頃太陰潮と太陽潮が重なりあって大潮となり、上弦または下弦の頃小潮となる。ある地点での一日の干満は普通二回あり、平均一二時間二五分で次の干または満を迎え、毎日平均約五〇分の遅れを生じて現れる。

**潮流[ちようりゅう]**

潮の流れ。海の干満によっておこる海水の流れ。一日に二回ずつ、その流れの方向が逆になる。

**鳥獣保護区[ちようじゅうほごく]**

野生鳥獣の保護・増殖を図るために狩猟を禁止する区域。特に鳥獣の保護・育成を図る必要がある鳥獣保護区の区域内には特別保護地区を指定することができる。鳥獣保護区では鳥獣の捕獲が禁止され、特別保護地区では開発行為に規制がかかる。この法律の対象となる鳥獣は、通常、山野等に生息している野生の鳥獣で、生活環境の改善または農林水産業の振興に何らかの関連を持ち、狩猟の対象物としての価値などを持っているものをいう。環境大臣の設定する国設鳥獣保護区と、都道府県知事の設定する県設鳥獣保護区とがあり、土地に対する規制等に変更はない。鳥獣保護区の種類は、森林鳥獣生息地の保護区、大規模生息地の保護区、集団渡来地の保護区、集団繁殖地の保護区、特定鳥獣保護区、誘致地区の保護区、愛護地区の保護区に分けられる。

**鳥獣保護区特別保護地区[ちようじゅうほごくとくべつほごちく]**

環境大臣または知事は、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めた場合、鳥獣保護区の区域内に、特別保護地区を指定することができる。特別保護地区内では水面の埋立、干拓、立木竹の伐採等、鳥獣の保護繁殖に影響を及ぼすおそれのあるものは許可を必要とする。

**地域防災計画[ちいきぼうさいけいかく]**

地方公共団体が、災害対策基本法に基づいて、災害発生時の応急対策や復旧など災害に係わる事務・業務に関して総合的に定めた計画。各都道府県および市町村の地方防災会議が、国の防災基本計画に基づいて、それぞれの地域の実情に即した計画を作成する。

**地方港湾[ちほうこうわん]**

国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾以外の港湾を総称する。

**津波[つなみ]**

海底地震の際の地殻変動によって広範囲に海底が急激に上下運動し、それに応じて起こる周期の長い水波。

**津波高[つなみだか]**

津波の高さ、と言う意味で用いられる表現。

**堤防・防潮堤[ていぼう・ぼうちやうてい]**

高潮、波浪、侵食等による災害から海岸を防護するために現地地盤を盛土またはコンクリート打設などによって増高させる施設。

**天端高（計画天端高）[てんばだか]**

構造物（防波堤、防潮堤、護岸等）の頂部を天端といい、天端高とは、基本水準面（T.P.=0）から天端までの高さをいう。

## 導流堤[どうりゅうてい]

土砂の堆積を防ぎ流路および流速を一定に保つため、川の合流点や河口付近に築かれた堤防。

## 特定植物群落[とくていしょくぶつぐんらく]

環境省が各都道府県に委託して行っている自然環境保全基礎調査のうち、特定植物群落調査において、「特定植物群落選定基準」に該当する植物群落を指す。

## 特定猟具使用禁止区域[とくていりょうぐしようきんしくいき]

都道府県知事は、銃器又は環境省令で定めるわな（以下「特定猟具」という。）を使用した鳥獣の捕獲銃器又は環境省令で定めるわな（以下「特定猟具」という。）を使用した鳥獣の捕獲等に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等を禁止し、又は制限する必要があると認める区域を、特定猟具の種類ごとに、特定猟具使用禁止区域又は特定猟具使用制限区域として指定することができる。

## 突堤[とつてい]

主として沿岸漂砂が卓越する海岸において、海岸から細長く突き出して設けられる施設で、沿岸漂砂を制御することによって海浜の維持あるいは前進をはかる施設。

## ナショナルトラスト[なしょなるとらすと]

自然保護・歴史的建造物の保存などを目的とするイギリスの民間団体。1895年設立。会員の納める会費や寄付金を財源とし、美しい自然地域や文化遺産などを、買い取ったり、寄贈・遺贈などにより入手し、保護・管理にあたっている。また、広く同様の組織や同様の形式による運動をもいう。

## 波向[なみむき]

波の向き。

## 二級河川[にきゅうかせん]

一級河川以外の水系で公共の利害に重要な関係のある河川のうち、都道府県知事が指定したもの。

## 粘り強い構造[ねばりつよいこうぞう]

設計対象の津波高を超え、海岸堤防等の天端を越流した場合でも、施設の破壊、倒壊までの時間を少しでも長くする、あるいは、全壊に至る可能性を少しでも減らすことを目指した構造上の工夫。



## 白砂青松[はくしゃせいしょう]

白い砂浜と青い松林。美しい海岸の風景をいう。

## 波高[はこう]

波の高さ。波の一番高い所から一番低い所までの垂直距離。

## ハザードマップ[はざーどまっぷ]

火山噴火や洪水、土砂災害、津波等の自然災害に対して、被害が予測される区域および避難地・避難路等が記載されている地図。

**波食台[はしょくだい]**

波食によって生じた海面近くの平坦な海底。波食棚。

**葉山層群[はやまそうぐん]**

前期・中期中新世の地層。岩相は、下位から森戸硬質泥岩層・鏡摺砂岩泥岩互層・大山凝灰質砂岩層・矢部凝灰質砂岩泥岩互層に区分されている。2列の地塁を形成して、神奈川県の大井町の中央部を横断して分布する。

**パブリックコメント[ぱぶりっくこめんと]**

政府の政策立案過程で国民から意見を公募し、その意思決定に反映させることを目的とする制度。例えば行政機関が命令や規則を策定し、または変更することを検討している場合に、ホームページなどでその素案を公表し、国民から意見を募る。意見を述べようとする国民は、電子メールや郵便など定められた方法により、期限までに意見を述べる。

**飛砂[ひさ]**

海岸の砂浜や砂漠の砂が風によって移動する現象。また、その砂。

**飛沫[ひまつ]**

細かく飛び散る水滴。しぶき。

**漂砂系[ひょうさけい]**

沿岸域における砂の移動。移動する砂自体をさすこともある。

**漂着ゴミ[ひょうちゃくごみ]**

海岸に漂着したゴミ。

**浜堤[ひんてい]**

砂浜の海岸線に沿って形成される砂の高まり。

**PDCA サイクル[ピーでいーしーえーさいくる]**

PDCA cycle PDCA は、plan-do-check-act の略。生産・品質などの管理を円滑に進めるための業務管理手法の一。(1) 業務の計画 (plan) を立て、(2) 計画に基づいて業務を実行 (do) し、(3) 実行した業務を評価 (check) し、(4) 改善 (act) が必要な部分はないか検討し、次の計画策定に役立てる。

**フィッシャリーナ[ふいっしやリーな]**

フィッシャリーナとは、漁港区域内の遊漁船等 (プレジャーボート) を漁船と分離して収容するための施設とその利用者のためのサービス、安全施設などを兼ね備えた漁港区域内の施設の総称 (フィッシュ [魚] とアリーナ [劇場] を組合わせた造語) で、漁港漁村という豊かな自然環境を背景として魚を中心に人々が集まる所 (交流の場) をイメージしている。

**富栄養化[ふえいようか]**

水中の溶存物とくに栄養塩類の増加による植物プランクトンなどの生物生産が増大する現象。

**船揚場[ふなあげば]**

船舶を陸上と海上に揚げ降ろしする施設。

## プレート（ユーラシアプレート、フィリピン海プレート、北米プレート）[ぷれーと]

地球表層を形づくる、厚さ 100 キロメートル内外の岩盤。現在の地球表面は、大小十数個のプレートでモザイク状に敷き詰められている。

## 干潟（河口干潟、前浜干潟）[ひがた]

一般的には「干潮時に広く出現する砂泥底の平坦面」を指し、面積や底質の性状で区分した明確な定義はない。浅海域に広がる干潟生態系は、水質の浄化機能を有するとともに、鳥類をはじめとする生物の生息地として重要な生態系であるが、遠浅な地形は埋立てが容易であるため、開発行為による減少が続いている。

## ヘッドランド[へっどらんど]

人工岬。波が海岸に対して斜めに入射し沿岸漂砂が卓越する海岸において海浜を静的に安定化させるために波の入射方向に対して直角に配置される施設。

## 保安林（飛砂防備林、塩害防備林、防風林、魚つき林、風致林）[ほあんりん]

水源の涵養や土砂の流出防止、保健・風致等の目的を達成するため森林法第 25 条に基づいて、農林水産大臣または知事が指定し、森林の施業や転用に一定の制限が課せられている森林。保安林には、水源涵養保安林や土砂流出防備保安林など 17 種類がある。

## 豊水期[ほうすいき]

雨量、水量の多い時期。

## 放置艇[ほうちてい]

近年、港湾等の公共用水域に放置されているプレジャーボート等が、公共用水域の適正利用、災害・安全対策など港湾等の管理上の問題にとどまらず、地域の環境を守る上で深刻な問題となっている。放置艇問題を解消するためには、規制措置と係留・保管能力の向上とを両輪とする対策を推進する必要がある。

## 防波堤[ぼうはてい]

外海からの波を防ぎ、港湾内を穏やかに保つために海中に築造された突堤。（出典：三省堂大辞林）景観上阻害要因になる場合がある。

## ポケットビーチ[ぼけっとびーち]

隣接する 2 つの岬の間に形成される小規模な海浜。

## 三浦層群[みうらそうぐん]

中期中新世-鮮新世の地層。岩相は、三浦半島の三浦層群は、三崎層、初声層、逗子層、池子層に区分されているが、これらは一部同時異相の関係にある。三浦半島では、下位の葉山層群が 2 列の東西方向にのびた地塁を形成しているために、その上位の三浦層群は南部・中部・北部の 3 体に分かれて分布している。

## ミチゲーション[みちげーしょん]

緩和・軽減の意。開発を行う際に、環境への影響を最小限に抑えるための代替となる処置を行うこと。

## 面的防護方式[めんてきぼうごほうしき]

堤防、砂浜、離岸堤等を面的に配置し、高潮、侵食等から海岸を防護する整備方式。災害に対して粘り強く、耐久性に優れ、かつ海辺へのアクセスや景観等に優れている。堤防や消波工のみで海岸線を防護する線的防護方式に比して使われる。

**藻場（アラメ場、アマモ場、カジメ場、ガラモ場、テングサ場、石灰藻群落）[もば]**

沿岸浅海域で海草藻類のある一つの種または一つのグループが、高い密度で繁茂している場所。稚魚生育場所などとして重要である。藻場を形成する代表的な種類として、外海に面した岩礁域に発達するホンダワラ類や内湾の砂泥底に発達するアマモ、コアマモが挙げられる。前者から成る藻場をガラモ場、後者から成る藻場をアマモ場という。なお、アマモ、コアマモは厳密には藻ではなく、陸上植物が水中に逆進出した顕花植物である。

**ユニバーサルデザイン[ゆにばーさるでざいん]**

小さな子供から成人、高齢者を含め誰にでも使いやすい設計のこと。

**溶存酸素量[ようぞんさんそりょう]**

DO (Dissolved Oxygen) ともいう。水に溶解している酸素の量を示す。水生生物の生息に必要であり、数値が大きいほど水生生物の生息において良好な環境といえる。

**養浜[ようひん]**

海岸に人工的に土砂を供給することにより海岸の生成、改良および維持を行い、侵食された海岸の回復を図る。

**リアス式海岸[りあすしきかいがん]**

〔rias coast〕 出入りの複雑な海岸線を示し、入江や湾に富む海岸。開析された山地が沈水してできたと考えられ、三陸海岸の南半部、若狭湾などに見られる。呼称はスペイン北西部ガリシア地方のリア (ria 入江) の多い海岸にちなむ。リアス海岸線。

**離岸堤[りがんてい]**

海岸より離れた沖合に、海岸線とほぼ平行に石材や消波ブロック等を積み上げて造られた堤体で、消波または計画波高減衰効果あるいは海浜の前進を図る施設。海岸線近くに設置されると、

**陸けい砂州[りくけいさす]**

陸地と島とを連結する砂州。海ノ中道（福岡県）など。トンボロ。

**流砂系[りゅうさけい]**

水に押し流されて運ばれた砂。水を含んで流動しやすい砂。